

第2期 鈴鹿市 子ども・子育て支援事業計画

令和2年度～令和6年度



令和2年3月

鈴鹿市

ごあいさつ

近年、わが国の出生数は90万人を下回る事態となり、希望出生率も1.8を目標に掲げているものの、達成には非常に厳しい状況であり、少子化が急速に進んでいく中、深刻な人口減少社会に突入しています。

また、ライフスタイルや子育てを取り巻く環境の変化により、子ども・子育て支援に対するニーズは多様化しており、本市では、これらのニーズに対応するため、「鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、妊娠・出産期から途切れのない支援を行うとともに、子どもたち一人ひとりの健やかな育ちをめざし、安心して子育てができる環境の整備に取り組んでまいりました。

2017（平成29）年4月からは、妊娠出産包括支援事業を開始し、妊娠期からの途切れのない包括的な出産、子育ての支援を行っています。

また、医療費の現物給付方式（病院窓口無料）により、子どもたちが安心して医療を受診できる環境を整備しました。

さらに、2018（平成30）年4月から集団適応に向けた支援として、全ての満5歳児を対象に5歳児健診を実施し、発達に課題を抱える児童に対して、子どもたちに寄り添ったアドバイスを行うほか、健診後のフォロー体制を充実させるため、すずっこスクエアや第2療育センターを設置し、将来の子どもたちのスムーズな就学に繋がる支援や療育指導等を行っています。

このような取組を更に進めながら、教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の提供体制を確保し、子ども・子育て支援の一層の充実を図るため、このたび「第2期鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

この計画では、新たに「児童の権利に関する条約」に掲げる「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」の4つの権利について明記するなど、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現をめざしてまいります。

次代を担う子どもたちは、地域の宝であり、社会全体で子どもたちを育てていく仕組みづくりがますます重要であると考えていますので、今後も市民の皆様をはじめ、子ども・子育て支援に関わる団体や関係機関、事業者等の皆様とともに、力を合わせながら子育て支援を推進してまいります。

最後に、本計画の策定に当たり、アンケート調査、パブリックコメントなどを通して貴重な御意見を賜りました市民の皆様をはじめ、熱心な御審議、御議論を賜りました「鈴鹿市子ども・子育て会議」の委員の皆様及び多くの関係団体の皆様に心より感謝申し上げます。

2020（令和2）年3月

鈴鹿市長 末松則子



目 次

| | |
|---------------------------------------|----|
| 第1章 計画策定に当たって..... | 1 |
| 1 計画策定の背景と趣旨..... | 1 |
| 2 計画の位置付け..... | 3 |
| 3 計画期間..... | 4 |
| 4 国の基本指針の主な改正点及び本市の対応..... | 4 |
| 5 計画の策定体制..... | 6 |
| (1) 子ども・子育て会議..... | 6 |
| (2) 子ども・子育て支援事業に関するアンケート調査の実施..... | 7 |
| 第2章 現状及び分析結果と方向性..... | 8 |
| 1 人口の状況..... | 8 |
| (1) 人口の推移..... | 8 |
| (2) 子どもの人口（年少人口）の推移..... | 8 |
| (3) 外国籍市民の人口の推移..... | 9 |
| (4) 外国籍の子どもの人口（年少人口）の推移..... | 9 |
| (5) 出生数の経年変化..... | 10 |
| (6) 合計特殊出生率の推移..... | 10 |
| 2 子育て世帯の状況..... | 11 |
| (1) 子育て世帯の推移..... | 11 |
| (2) 子育て世帯をめぐる環境..... | 12 |
| 3 保護者の就労，育児休業制度の利用状況..... | 18 |
| (1) 年齢別就業率の推移..... | 18 |
| (2) 母親の就労状況..... | 19 |
| (3) 父親の就労状況..... | 21 |
| (4) 育児休業制度の利用状況..... | 23 |
| 4 子育て支援事業の利用状況..... | 24 |
| (1) 定期的な教育・保育事業の状況..... | 24 |
| (2) 放課後児童健全育成事業等の利用状況..... | 27 |
| (3) 子育て支援事業の認知度，利用状況と今後の利用意向について..... | 31 |

| | |
|--|----|
| 第3章 計画の基本的な考え方 | 32 |
| 1 計画の基本理念等 | 32 |
| 2 子どもの権利 | 33 |
| 3 基本的な視点 | 34 |
| 4 基本目標..... | 35 |
| 5 第2期鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画の体系 | 36 |
| 第4章 子ども・子育て支援事業の展開..... | 37 |
| 1 事業の提供区域の設定 | 37 |
| (1) 区域設定の考え方..... | 37 |
| (2) 区域の設定 | 37 |
| 2 教育・保育事業，地域子ども・子育て支援事業の推計 | 38 |
| (1) 推計の手順..... | 38 |
| (2) 「認定区分」と「家庭類型」 | 39 |
| (3) 子どもの推計人口..... | 41 |
| (4) 潜在的な家庭類型別児童数の算出 | 42 |
| 3 教育・保育事業の量の見込み及び確保方策..... | 43 |
| (1) 教育施設（幼稚園，認定こども園） | 44 |
| (2) 保育施設（保育所（園），認定こども園） | 45 |
| 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策 | 46 |
| (1) 利用者支援事業 | 46 |
| (2) 地域子育て支援拠点事業..... | 47 |
| (3) 妊婦健康診査事業..... | 48 |
| (4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業） | 49 |
| (5) 養育支援訪問事業，その他要支援児童，要保護児童の支援に資する事業 | 50 |
| (6) 子育て短期支援事業..... | 51 |
| (7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） | 52 |
| (8) 一時預かり事業 | 53 |
| (9) 時間外保育事業（延長保育事業） | 54 |
| (10) 乳幼児健康支援一時預かり事業（病児・病後児保育事業） | 55 |
| (11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） | 56 |
| (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業..... | 57 |
| 第5章 新・放課後子ども総合プランに基づく鈴鹿市行動計画..... | 58 |
| (1) 本市における現状..... | 58 |
| (2) 本市における行動計画..... | 58 |

| | |
|----------------------------------|----|
| 第6章 鈴鹿市子どもの貧困対策計画 | 60 |
| (1) 計画策定に当たって..... | 60 |
| (2) 本市における現状..... | 61 |
| (3) 本市における取組..... | 62 |
| 第7章 計画の推進, 評価体制 | 64 |
| 1 計画の推進体制..... | 64 |
| 2 計画の評価と進行管理..... | 65 |
| 資 料 編..... | 66 |
| 1 各種事業の取組..... | 66 |
| 基本目標1 すべての子育て家庭への支援の充実..... | 67 |
| 基本目標2 子どもの健やかな成長に向けた支援の充実..... | 80 |
| 基本目標3 親と子の健康づくりの推進..... | 87 |
| 基本目標4 安心して子育てができる地域環境づくりの推進..... | 91 |
| 2 子ども・子育て会議 委員名簿..... | 96 |

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の背景と趣旨

わが国では、2016（平成28）年に出生数が初めて100万人を下回り、更に2019（令和元）年には90万人を下回るなど少子化の流れが進行しています。

また、ライフスタイルの多様化や子育てを取り巻く家庭・地域の状況の変化により、地域とのつながりが希薄となり、子育ての孤立化、子育てに不安を抱える保護者の増加、核家族化や共働き世帯の増加に伴う保育ニーズの増加など、子ども・子育て支援における様々な課題に加え、子どもの貧困や児童虐待の問題も顕在化しています。

このような中、国は2012（平成24）年8月に「子ども・子育て関連3法」を策定し、2015（平成27）年4月から施行した「子ども・子育て支援新制度」のもと、質の高い幼児期の教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業を推進することにより、安心して子どもを生み育てることができ、全ての子どもたちが健やかに成長できる社会の実現をめざしてきました。

また、2014（平成26）年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行、同年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」が策定され、貧困が世代を超えて連鎖することなく、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現をめざし、子どもの貧困対策が推進されています。

さらに、2016（平成28）年6月に改正されました「児童福祉法」において、1989（平成元）年11月に国連で採択され、わが国が1994（平成6）年に批准した「児童の権利に関する条約」の理念が明記され、子どもが権利の主体として位置付けられました。

また、2019（令和元）年6月には、「児童虐待の防止等に関する法律」と「児童福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、子どもの権利を第一に守っていくことを最優先とした対策が求められています。

2019（令和元）年10月には、子どもの保護者の経済的負担を軽減することで、全ての子どもたちに質の高い教育・保育を提供し、生涯にわたる人格形成の基礎を培うことを目的に、幼児教育・保育の無償化が実施されました。

こうした背景の中、鈴鹿市（以下「本市」という。）ではこれまで、国の動向を踏まえながら、「鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第1期計画」という。）を2015（平成27）年3月に策定し、妊娠・出産期から途切れのない支援を行い、将来の宝である子どもたち一人ひとりの健やかな育ちをめざし、安心して子育てができる環境の整備に取り組んできました。

「第2期鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）は、第1期計画の進捗状況を踏まえつつ、基本的な理念は継承し、子どもの権利、4つの基本的な視点、4つの基本目標に基づき、各計画と連携し、子ども・子育て支援に関連する施策を計画的に実施することで、鈴鹿で育ち鈴鹿の未来を担う子どもたちの健やかな育ちと社会全体で子育ての支援ができる環境の整備をめざします。

■ 第1期計画期間内における本市の取組

| 市の取組 | |
|----------|---------------------------------|
| 平成27年 3月 | 鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画策定 |
| 4月 | 桜島, 天名, 庄内小学校区放課後児童クラブ開所 |
| | つどいの広場 2か所開所 |
| 5月 | 中学校給食の開始 |
| 平成28年 4月 | 行政組織機構改革(子ども政策部の設置) |
| | 子育て応援館開所 |
| | 牧田, 旭が丘, 稲生, 玉垣小学校区放課後児童クラブ開所 |
| 平成29年 4月 | 子ども医療費助成制度の拡大 |
| | 子育て世代包括支援センター(母子保健型)の設置 |
| | 利用者支援事業(母子保健型)の開始 |
| | 長太小学校区放課後児童クラブ開所 |
| 平成30年 3月 | 鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しを実施 |
| 4月 | 5歳児健診(集団適応健診) ^{※1} を実施 |
| | 飯野小学校区放課後児童クラブ開所 |
| 平成31年 4月 | 清和小学校区放課後児童クラブ開所 |
| 令和元年 7月 | すずっこスクエア ^{※2} 開所 |
| 10月 | 幼児教育・保育の無償化の開始 |
| | 第2療育センター開所 ^{※3} |
| 令和2年 3月 | 西条保育所竣工 |

※1 5歳児健診(集団適応健診): 友人とのコミュニケーションや運動を通じ、人と関わる力や話を聞く力など発達を確認し、子どもの集団生活への適応状況をみて、適切な手立てを行い、子どもの自信を深め、スムーズな就学に繋げるもの(平成28年度から平成30年度までモデル事業として実施し、平成31年度から本格実施していますが、平成30年度から全5歳児を対象としています。)

※2 すずっこスクエア: 5歳児健診対象児童から小学1年生を対象に、児童に対して集団活動を通じて人とやりとりをする技術を練習し、社会性を身につけるとともに、保護者に対して支援の提示や相談などを行う施設。

※3 療育センター: 心身の発達に遅れや心配のある児童に、療育指導、生活指導及び個別訓練を行うことで、成長と発達を促し、日常生活に必要な力を身につけるよう療育支援を行う施設。

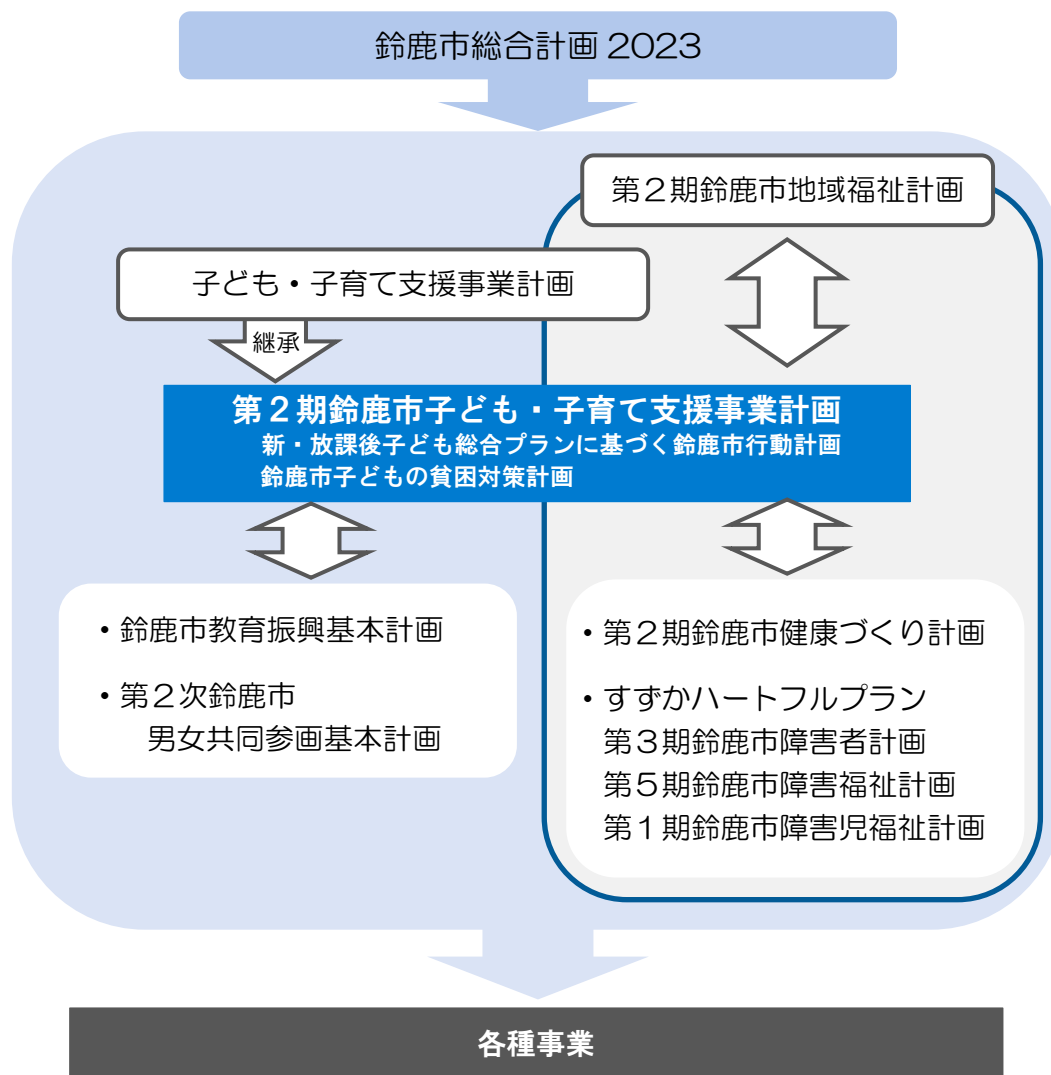
2 計画の位置付け

本計画は、「子ども・子育て支援法」に基づく計画として、国の定めた基本指針に沿って策定するものです。

また、子ども・子育て支援に係る様々な分野の施策を総合的、一体的に進めるため、上位計画である「鈴鹿市総合計画2023」のもと、関連する「第2期鈴鹿市地域福祉計画」、「第2期鈴鹿市健康づくり計画」、「すずかハートフルプラン」、「鈴鹿市教育振興基本計画」、「第2次鈴鹿市男女共同参画基本計画」等の分野別計画との整合性を図ります。

なお、新・放課後子ども総合プラン及び子どもの貧困に対する本市の施策を、それぞれ「次世代育成支援対策推進法」に基づく「新・放課後子ども総合プランに基づく鈴鹿市行動計画」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく「鈴鹿市子どもの貧困対策計画」として位置付け、本計画と一体的に進捗管理を行います。

■ 他計画との連携



3 計画期間

「子ども・子育て支援法」に基づき、本計画の期間は2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までの5年間とします。

■ 計画期間

| | | | | | | | | | | (年度) |
|------------------|-------|-------|-------|----------------|---------------------|-----|-----|-----|-----|------|
| 平成 27 | 平成 28 | 平成 29 | 平成 30 | 平成 31 (令和元) | 令和2 | 令和3 | 令和4 | 令和5 | 令和6 | |
| 鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画 | | | | | | | | | | |
| | | | | | 第2期鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画 | | | | | |

4 国の基本指針の主な改正点及び本市の対応

国において、子ども・子育て支援事業計画を策定するため、以下の項目について、基本指針が改正されました。

① 障がいのある子どもの利用ニーズ及び提供体制の整備

障害児福祉計画作成時に障がいのある子どもの利用ニーズを把握し、提供体制の整備目標及び利用状況を考慮した上で、特別な支援が必要な子どもの特定教育・保育施設等における円滑な受入れについても配慮して設定することが新たに盛り込まれました。

本市においても、次期障害児福祉計画策定において利用ニーズの把握に努めます。

② 新・放課後子ども総合プランの策定

国は、共働き家庭等が直面する「小1の壁^{*}」や放課後児童クラブでの「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験、活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施と両事業の計画的な整備を推進するため、「放課後子ども総合プラン」を策定しました。

そして、そのプランの進捗状況や、近年の児童福祉等の施策の動向を踏まえ、2023（令和5）年度末までに全国で放課後児童クラブでの受け皿を約30万人分整備することや、両事業の新たな整備に当たっては学校施設を徹底的に活用することを盛り込んだ「新・放課後子ども総合プラン」が新たに策定されました。

本市においても、「新・放課後子ども総合プラン」に基づく計画的な整備を推進するため、第5章において、行動計画として盛り込みます。

^{*}小1の壁：子どもが小学校に入学すると、子どもを預けられる施設が見つからなくなり、これまで勤めてきた仕事を辞めたり、働き方を変えたりせざるを得ない状況となること。

③ 外国につながる児童への支援，配慮

「出入国管理及び難民認定法」の改正等，国際化の進展に伴い，教育・保育施設等において，外国につながる児童の増加が見込まれるため，当該児童が円滑な教育・保育等を利用できるよう，保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行うことが新たに盛り込まれました。

本市では，保育所（園）が通訳等を活用する場合や，外国人児童を多く受入れている保育所（園）が保育士を配置する場合などに国等の補助制度を活用しながら，外国人児童及び保護者への支援を実施します。

④ 幼稚園の利用希望及び保育を必要とする者の預かり保育の利用希望への対応

保護者の選択を保障する観点から，幼稚園の利用希望及び保育を必要とする者の預かり保育の利用希望に対応できるよう，適切に利用者数を見込み，幼稚園における預かり保育の充実の支援を行うことなどが新たに盛り込まれました。

本市においても，適切な利用者数を見込んだ上で，預かり保育の利用希望に対応できるよう検討を進めていきます。

⑤ 幼児教育・保育等の質の確保及び向上

幼稚園教諭・保育士等の資質向上を図るため，公私，施設類型を超えた合同研修や分野別の研修を実施するとともに，幼稚園・保育所等と小学校及び幼稚園児童・保育所児童と小学校児童との交流活動など円滑な接続を推進することや，保育者の専門性の向上を図るため，教育内容や指導方法，指導環境の改善等について助言等を行う者を育成・配置することなどが新たに盛り込まれました。

本市においても，充実した研修の実施や県が作成したカリキュラム（三重県保幼小の円滑な接続のための手引き）を活用し，連携，接続の意識啓発を推進するなど，幼稚園教諭・保育士等の資質向上を図ります。

⑥ 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育・保育の無償化に伴う施設等利用給付の実施に当たって，公正かつ適正な支給の確保，保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し，給付方法について検討を行うことなどが新たに盛り込まれました。

本市においても，給付方法，回数などについて，公正かつ適正な実施に取り組んでいきます。

⑦ 中間見直しの基準変更

市町村支援事業計画の中間見直しの要否の基準に，地域子ども・子育て支援事業^{*}が加えられたことから，各事業における量の見込みと確保方策を対比し，中間見直しの要否について検討します。

なお，第1期計画においては，2017（平成29）年度に中間見直しを行いました。

^{*}地域子ども・子育て支援事業：子ども・子育て家庭等を対象とする地域子育て支援拠点事業，妊婦健康診査などの事業のこと。「子ども・子育て支援法」第59条において，市町村はそれらの事業を市町村子ども・子育て支援事業計画に従い実施することを定められています。

5 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て会議

本計画の策定に当たっては、子育て支援に関する関係機関、団体の代表者、学識経験者、子どもの保護者などで構成された「鈴鹿市子ども・子育て会議」において、意見聴取を行いました。

■ 計画策定に当たっての鈴鹿市子ども・子育て会議開催状況

| 開催月 | 回数 | 協議内容 |
|----------|--------|--|
| 平成30年11月 | 第20回会議 | 鈴鹿市子ども・子育て支援事業に関するアンケート調査について |
| 平成31年3月 | 第21回会議 | 鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査の結果報告について 子ども・子育て支援施策の状況について |
| 令和元年5月 | 第22回会議 | 鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査の結果報告について 平成30年度鈴鹿市子ども・子育て支援施策の実施状況について（点検・評価） |
| 令和元年9月 | 第23回会議 | 第2期鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画策定に関する素案審議について |
| 令和元年10月 | 第24回会議 | 第2期鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画策定に関する素案（第2案）審議について |
| 令和2年2月 | 第25回会議 | 第2期鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画策定に関する最終審議について |

(2) 子ども・子育て支援事業に関するアンケート調査の実施

子育て中の保護者の意見を反映するため、市内の子育て家庭を対象に「子ども・子育て支援事業に関するアンケート調査」を実施し、今後見込まれる子育てに関するニーズを把握し、計画策定の参考としました。

なお、アンケート結果に基づく各グラフでは、設問に対する回答者（無回答者を含む）を「n」として表しています。

■ 調査票の種類と調査対象者及び調査の実施方法

| ①調査票「鈴鹿市 子ども・子育て支援事業に関するアンケート調査【就学前児童保護者用】」 | |
|---|---------------------------|
| 調査対象者 | 鈴鹿市に居住する就学前児童から無作為抽出（保護者） |
| 調査票配布数 | 2,400人 |
| 調査期間 | 平成30年12月26日～平成31年1月21日 |
| 調査方法 | 郵送配布, 郵送回収 |
| ②調査票「鈴鹿市 子ども・子育て支援事業に関するアンケート調査【小学生保護者用】」 | |
| 調査対象者 | 鈴鹿市に居住する小学生から無作為抽出（保護者） |
| 調査票配布数 | 1,600人 |
| 調査期間 | 平成30年12月26日～平成31年1月21日 |
| 調査方法 | 郵送配布, 郵送回収 |

■ 調査票の配布, 回収状況

| 調査対象者 | 配布数(人) | 回収数(人) | 回収率(%) |
|-----------|--------|--------|--------|
| 就学前児童の保護者 | 2,400 | 1,187 | 49.5 |
| 小学生の保護者 | 1,600 | 797 | 49.8 |

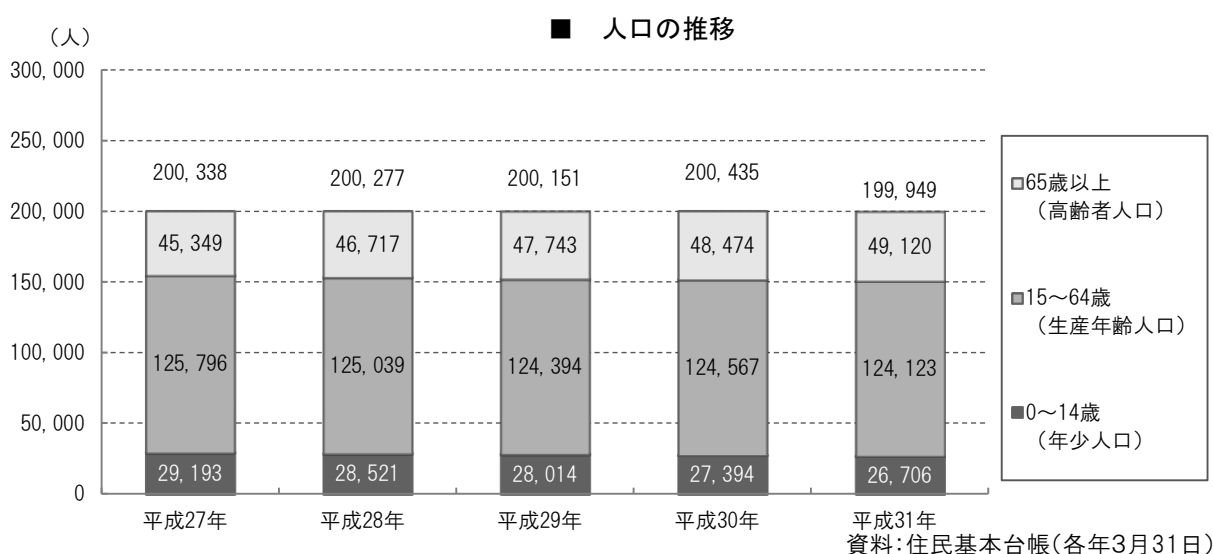
第2章 現状及び分析結果と方向性

1 人口の状況

(1) 人口の推移

本市の2019（平成31）年3月31日現在の総人口は199,949人となり、そのうち0～14歳までの年少人口は26,706人となっています。

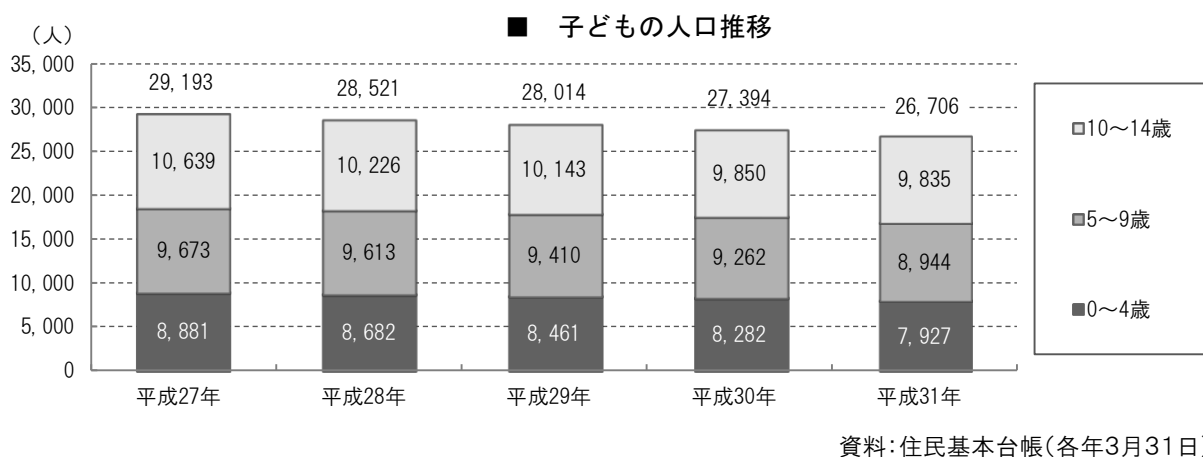
人口推移をみると、2015（平成27）年以降総人口はおおむね減少傾向を示しており、年少人口は年々減少しています。



(2) 子どもの人口（年少人口）の推移

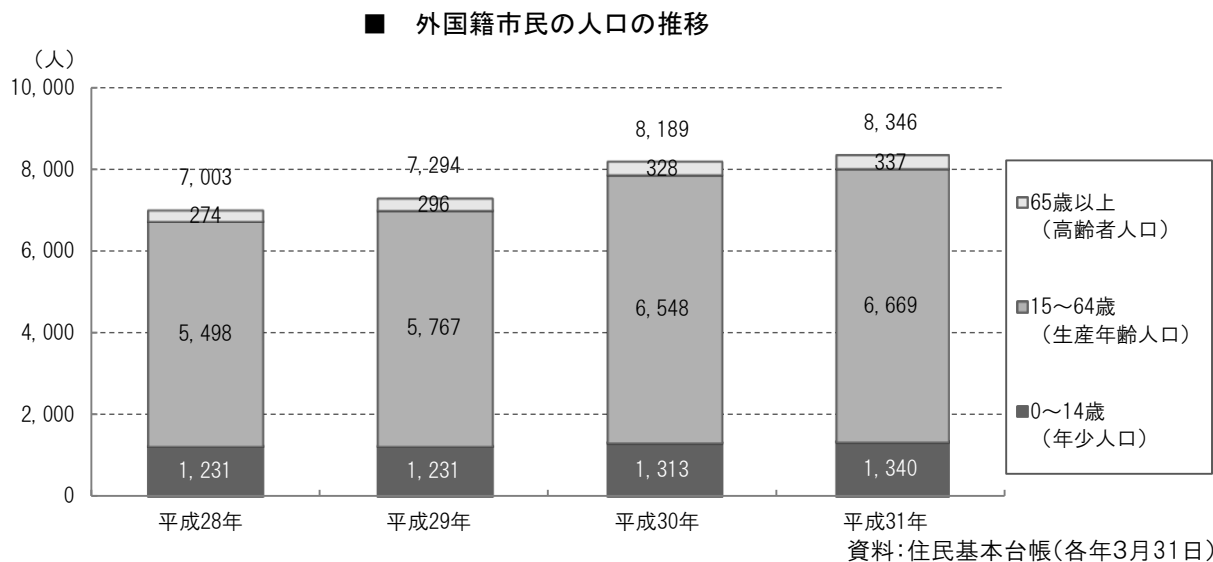
本市の年齢別（5歳階級別）の子どもの人口推移をみると、いずれの年齢階級も減少傾向を示しています。

また、各年ともに10～14歳人口が最も多く、0～4歳人口が最も少なくなっています。



(3) 外国籍市民の人口の推移

本市の2019（平成31）年の外国籍市民の人口は8,346人となり、増加傾向を示しています。中でも子育て世代が含まれる15～64歳（生産年齢人口）の人口は2016（平成28）年から1,171人増加しており、今後も外国籍の子どもの増加が予想されます。

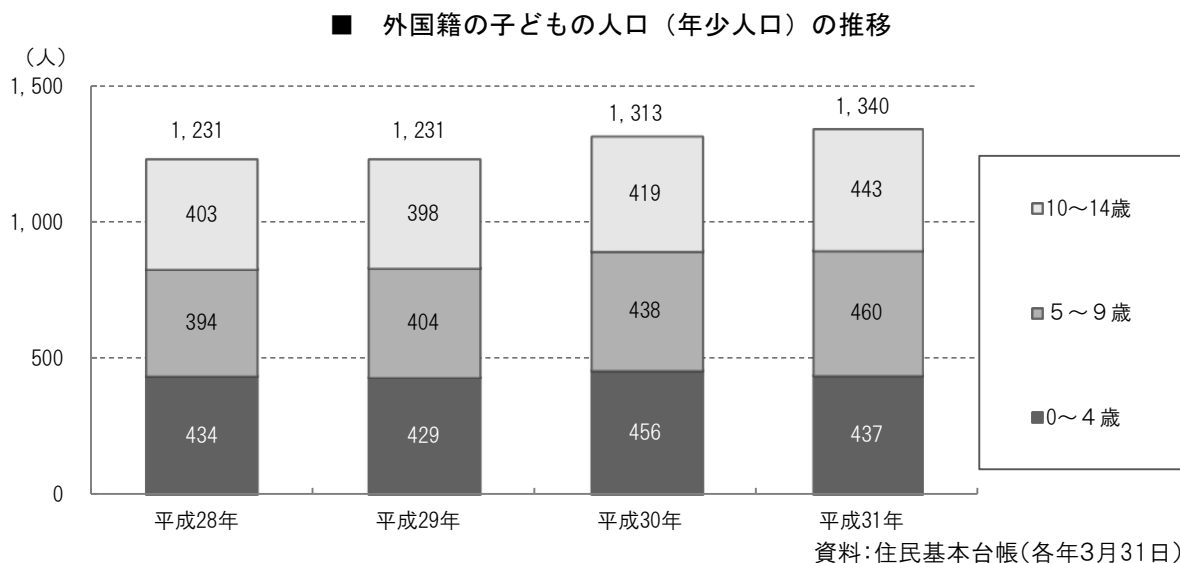


※上記のグラフについては、2019（令和元）年12月1日に抽出したデータを使用しています。

(4) 外国籍の子どもの人口（年少人口）の推移

本市の2019（平成31）年の外国籍の子ども（年少人口）の総人口は1,340人となり、2016（平成28）年から109人増加しており、年々増加傾向にあります。

年齢別の人口では、いずれの年も約400～450人前後と同程度となっています。

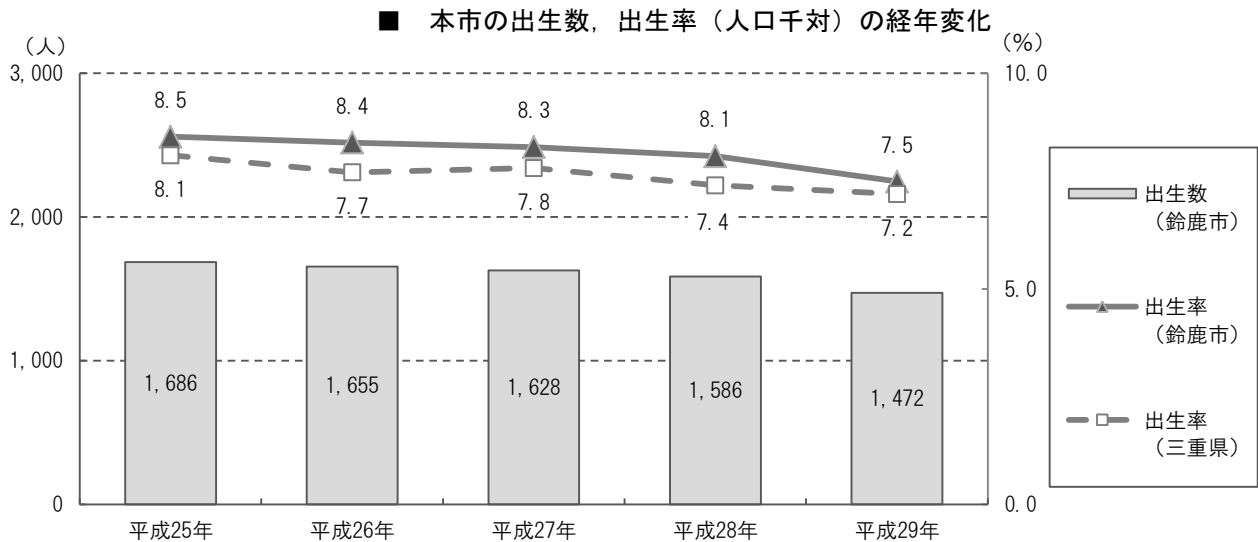


※上記のグラフについては、2019（令和元）年12月1日に抽出したデータを使用しています。

(5) 出生数の経年変化

本市の出生数の経年変化をみると、年々減少しており、2017(平成29)年では1,472人となっています。

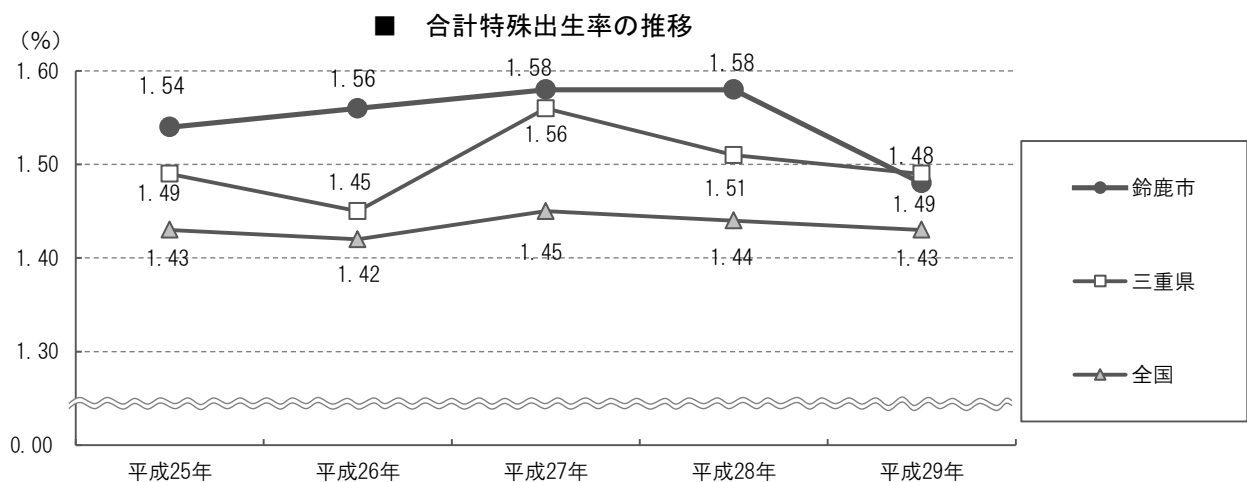
また、出生率(人口千対)をみると、三重県より僅かに高い数値で推移しており、2017(平成29)年は7.5%となっています。



資料：三重県の人口動態(各年)

(6) 合計特殊出生率※の推移

本市の合計特殊出生率は、2015(平成27)年までに1.58まで増加し、2016(平成28)年も同率でしたが、2017(平成29)年は1.48に減少しています。



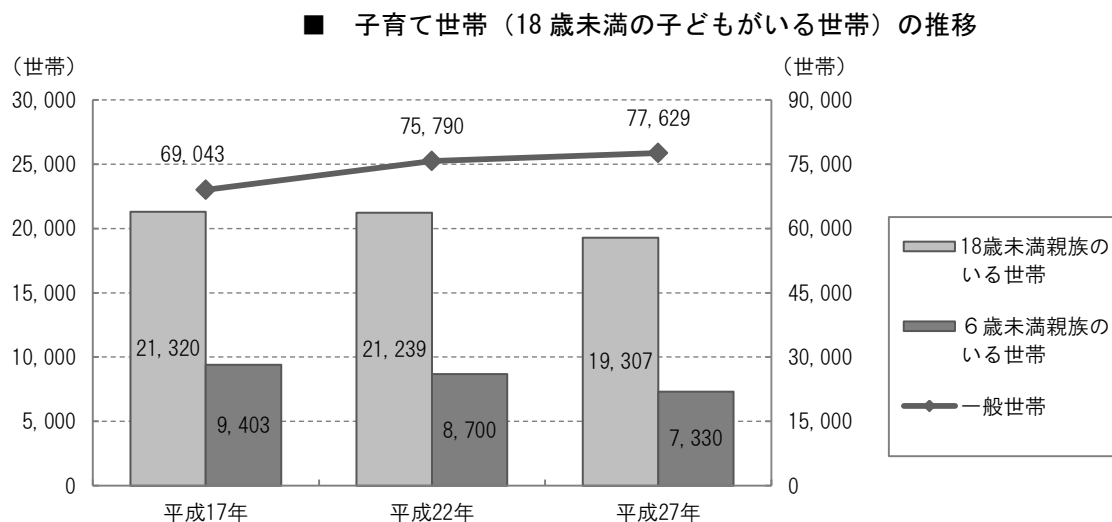
資料：鈴鹿市／三重県保健所年報(各年)
三重県／三重県人口動態の概況(各年)
全国／厚生労働省人口動態統計(各年)

※ 合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生数を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子ども数に相当します。

2 子育て世帯の状況

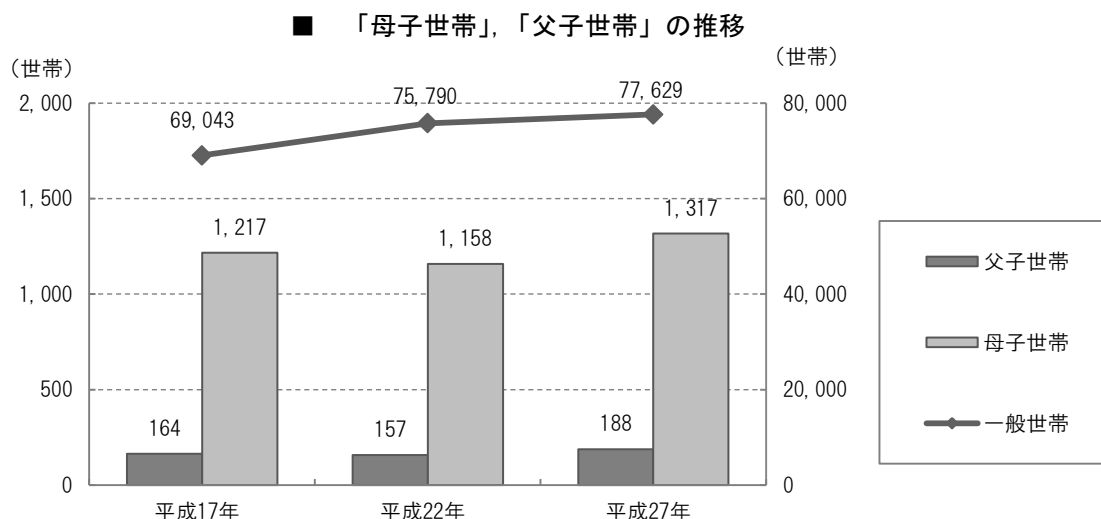
(1) 子育て世帯の推移

本市の一般世帯※は増加傾向を示し、2015（平成27）年の国勢調査では77,629世帯となる一方、「18歳未満親族のいる世帯」、「6歳未満親族のいる世帯」では減少傾向を示しており、少子化がうかがえます。



資料：国勢調査(各年)

本市のひとり親世帯の推移をみると、「母子世帯」、「父子世帯」ともに2010（平成22）年には世帯数は減少しましたが、2015（平成27）年には再び増加し「母子世帯」が1,317世帯、「父子世帯」が188世帯となっています。



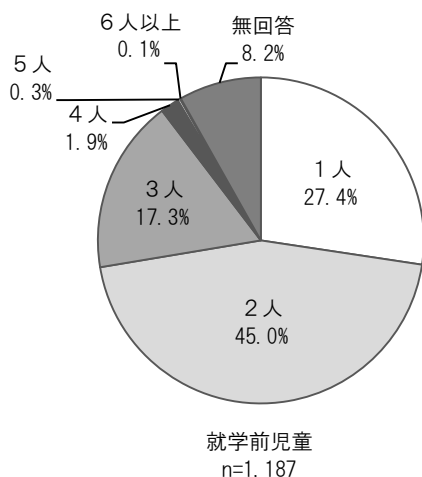
資料：国勢調査(各年)

※ 一般世帯：住居と生計を共にしている人々の集まり、又は一戸を構えて住んでいる単身者等。

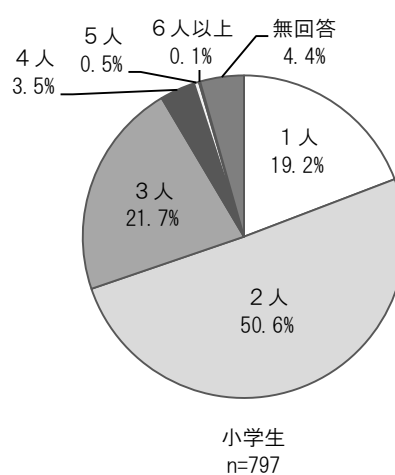
(2) 子育て世帯をめぐる環境

アンケート調査回答者の世帯における子どもの人数は、就学前児童、小学生ともに「2人」(就学前児童45.0%、小学生50.6%)の割合が最も高くなっています。

■ 子育て世帯の子どもの人数 (就学前児童)



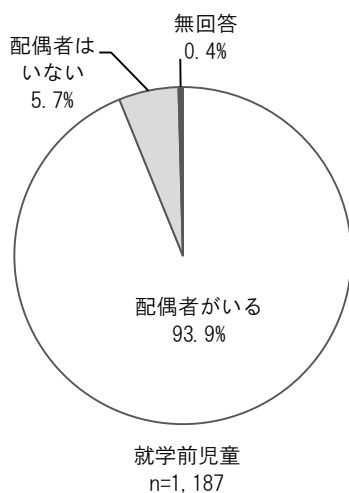
■ 子育て世帯の子どもの人数 (小学生)



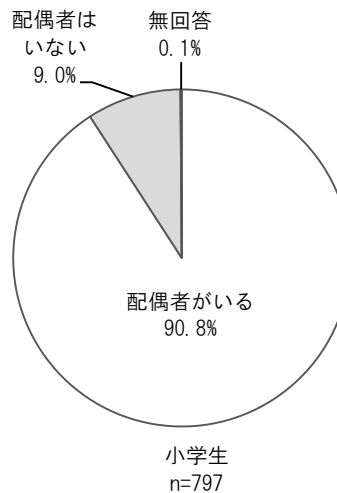
資料: 鈴鹿市子ども・子育て支援に関するアンケート調査報告書(平成31年3月)

また、アンケート調査回答者の配偶者の有無をみると、「配偶者がいる」は就学前児童が93.9%、小学生が90.8%、「配偶者はいない」は就学前児童が5.7%、小学生が9.0%となっています。

■ 配偶者の有無 (就学前児童)



■ 配偶者の有無 (小学生)



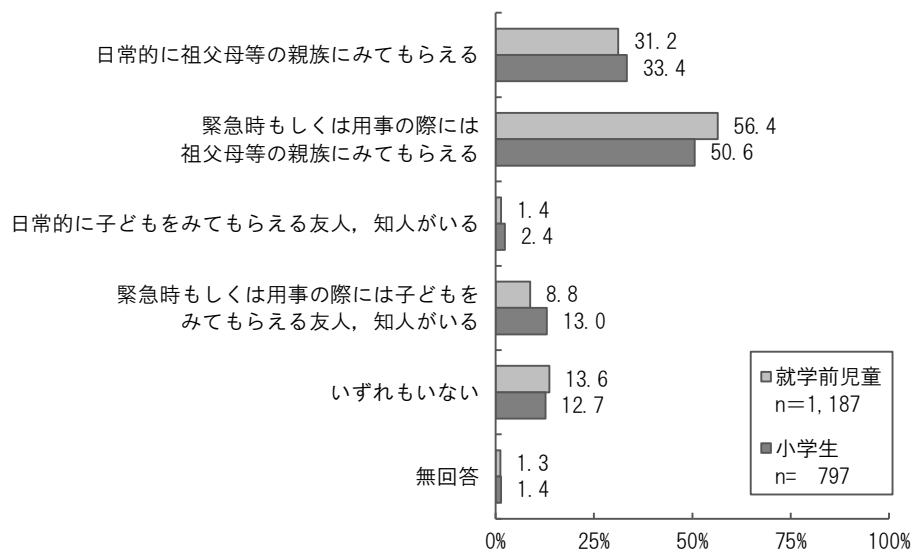
資料: 鈴鹿市子ども・子育て支援に関するアンケート調査報告書(平成31年3月)

子育てに関する親族、知人等協力者の状況は、就学前児童、小学生の保護者ともに、8割以上が日常的、または緊急時、用事の際に祖父母等の親族に子どもをみてもらえると回答しており、大半の保護者は協力を得られる状況です。

その一方で、協力者が「いずれもない」と回答した保護者は就学前児童で13.6%、小学生で12.7%となっています。

また、協力者がいないと回答した方のうち、ひとり親家庭の割合は就学前児童が2.4%、小学生が11.8%となっています。

■ 親族、知人等協力者の状況（複数回答）



資料：鈴鹿市子ども・子育て支援に関するアンケート調査報告書（平成31年3月）

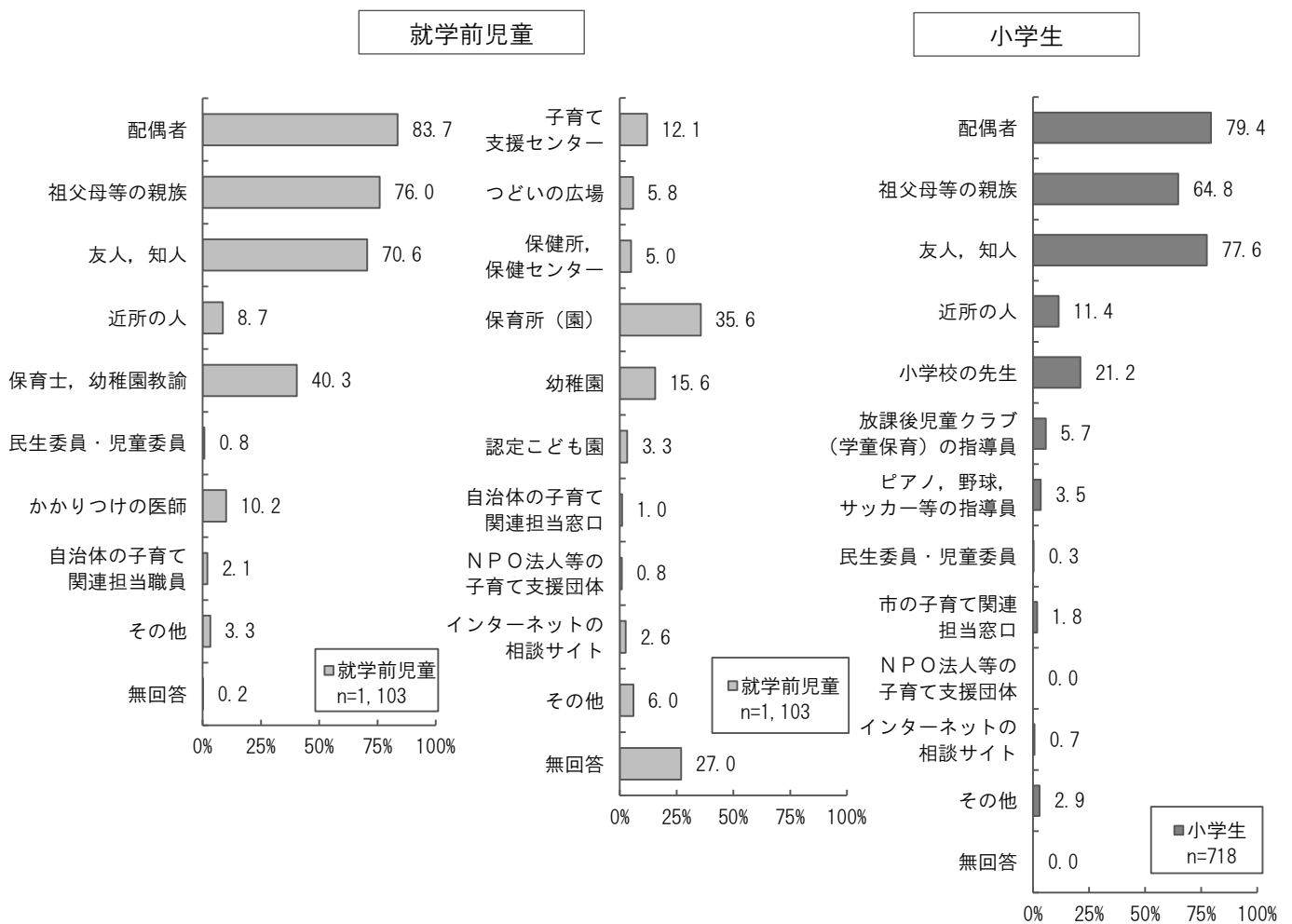
子育てをする上で気軽に相談できる相手(先)が、「いる/ある」と回答した保護者は、就学前児童、小学生の保護者ともに9割以上となり、その相手として「配偶者」(就学前児童83.7%、小学生79.4%)、「祖父母等の親族」(就学前児童76.0%、小学生64.8%)、「友人、知人」(就学前児童70.6%、小学生77.6%)が上位を占め、その多くは身近な人達となっています。

身近な親族や友人、知人以外では、就学前児童は「保育士、幼稚園教諭」が40.3%、小学生は「小学校の先生」が21.2%と割合が高く、対照的に「民生委員・児童委員」や「自治体の子育て関連担当職員」、「市の子育て関連担当窓口」の公的機関などをあげた割合は就学前児童、小学生の保護者ともに1割未満となっています。

また、気軽に相談できる相手(先)が「いない/ない」と回答した保護者は、就学前児童で3.5%、小学生で6.0%となっています。

ひとり親家庭では就学前児童が13.8%、小学生が15.4%となっています。

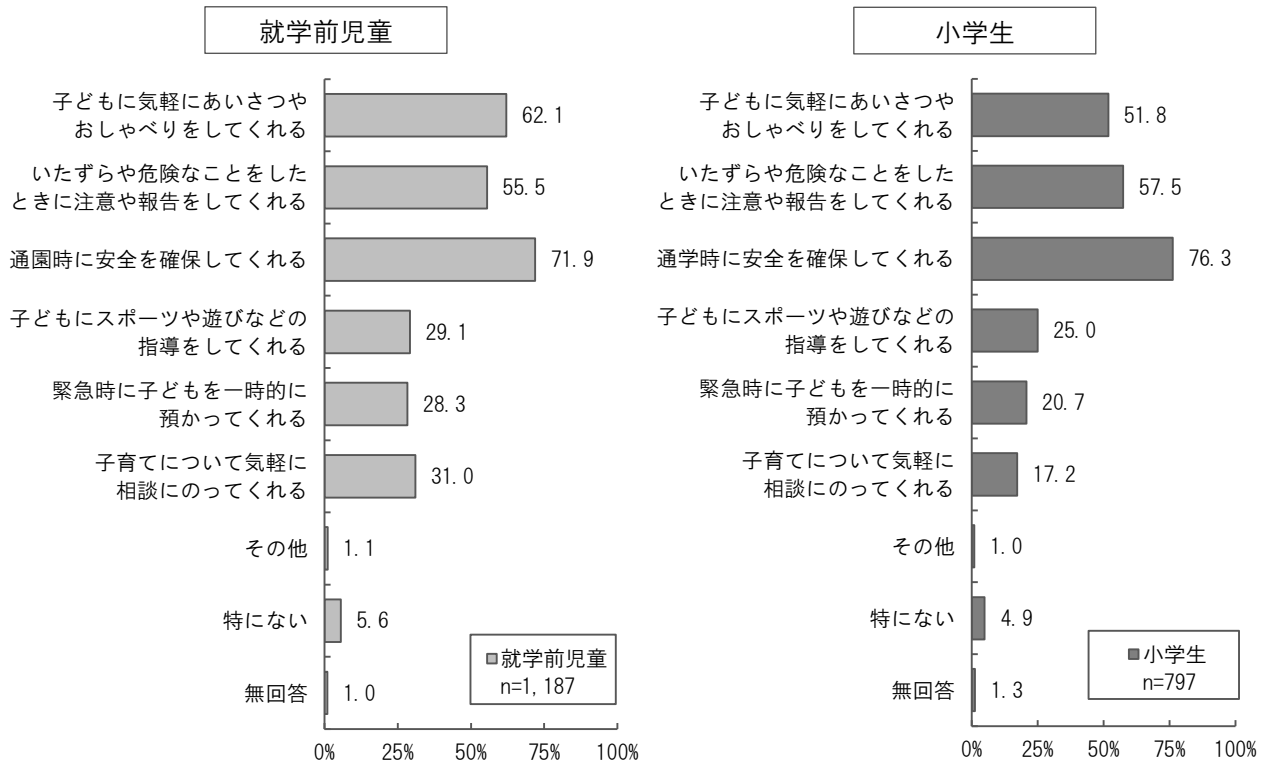
■ 気軽に相談できる人等（複数回答）



資料：鈴鹿市子ども・子育て支援に関するアンケート調査報告書(平成31年3月)

地域の関わりに期待することは、就学前児童、小学生の保護者ともに「通園（学）時に安全を確保してくれる」（就学前児童71.9%，小学生76.3%）の割合が最も高く、それ以外では「子どもに気軽にあいさつやおしゃべりをしてくれる」（就学前児童62.1%，小学生51.8%），「いたずらや危険なことをしたときに注意や報告をしてくれる」（就学前児童55.5%，小学生57.5%）など、子どもの安全や見守りに関する項目での割合が高くなっています。

■ 地域の関わりに期待すること（複数回答）

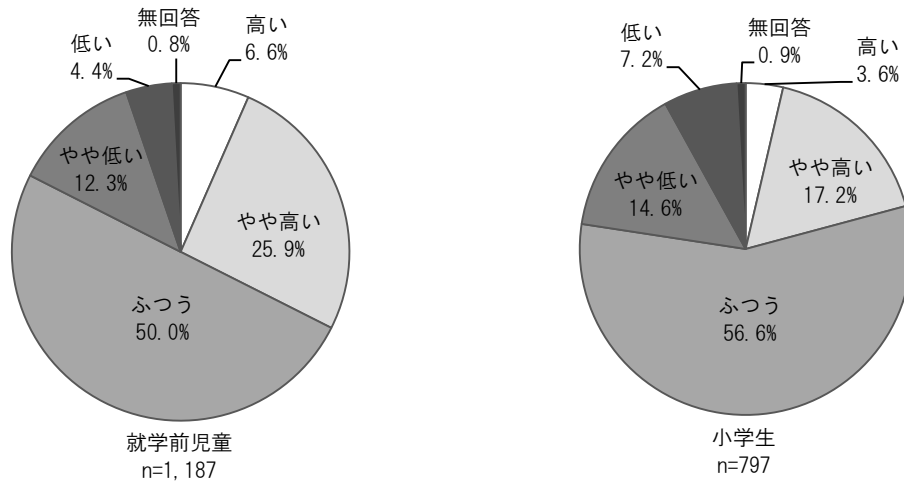


資料：鈴鹿市子ども・子育て支援に関するアンケート調査報告書（平成 31 年3月）

本市における子育てが楽しいと感じる度合い（「高い（とても楽しい）」・「やや高い」・「ふつう」の合計）をみると、就学前児童で82.5%，小学生で77.4%となっています。

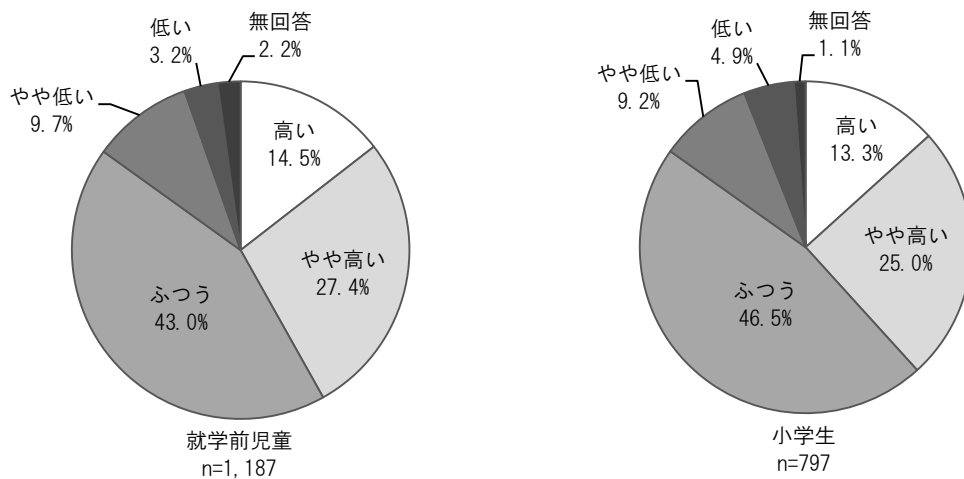
本市における仕事と子育ての両立が大変と感じる度合い（「高い（とても大変）」・「やや高い」の合計）をみると、就学前児童で41.9%，小学生で38.3%となっています。

■ 子育てが楽しいと感じる度合い



資料：鈴鹿市子ども・子育て支援に関するアンケート調査報告書(平成 31 年3月)

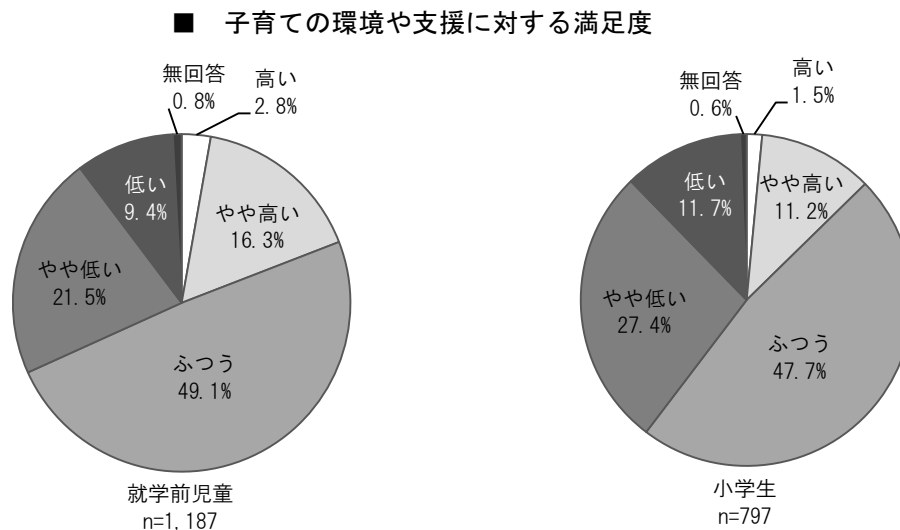
■ 仕事と子育ての両立が大変と感じる度合い



資料：鈴鹿市子ども・子育て支援に関するアンケート調査報告書(平成 31 年3月)

本市における子育ての環境や支援に対する満足度（「高い（とても満足）」・「やや高い」・「ふつう」の合計）は、就学前児童で68.2%，小学生で60.4%となっています。

また、そのうちひとり親家庭では、就学前児童で62.1%，小学生で52.3%となっています。



資料：鈴鹿市子ども・子育て支援に関するアンケート調査報告書（平成 31 年3月）

アンケート調査の分析結果と方向性

- ① 相談相手が「いる／いない」にかかわらず、相談を希望するときに公的な相談機関などを頼りにできるように、教育・保育施設等と連携し、その活動の周知徹底、普及を図るとともに、気軽に相談できる体制整備の必要があるため、各機関との連携を強化し、より適切な相談ができる体制の充実に努めます。
- ② 本市の子育て環境や支援に対して、おおむね評価されていると言えますが、今後、更に満足度を高め、子育てを楽しんでいると感じてもらうため、多様化する子育て世帯のニーズに応じた事業の改善に努めます。
また、仕事と子育ての両立を支援するため、企業等や地域と協働で新たな取組に努めます。

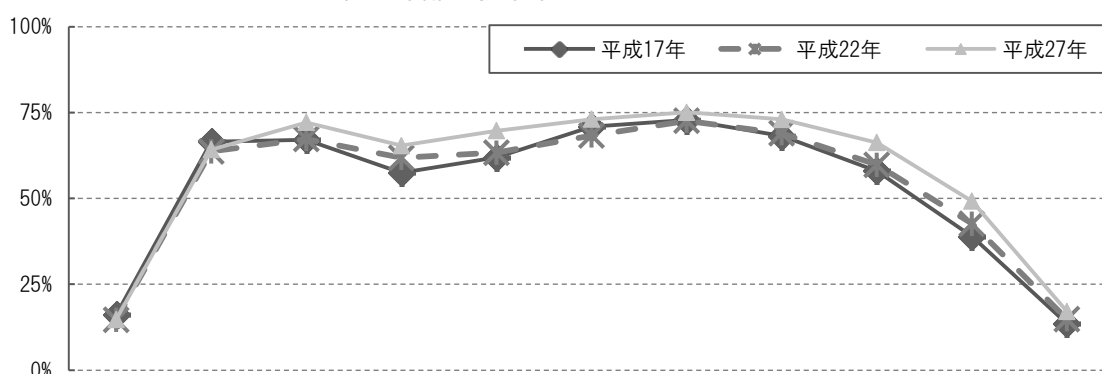
3 保護者の就労，育児休業制度の利用状況

(1) 年齢別就業率の推移

本市の女性の年齢別就業率をみると，出産，育児の時期に当たる30歳代では，就業率が50～60%台へ低下し，育児が一段落してきた40代頃から再び70%へと上昇し，40代後半でピークを迎えています。

また，男性の年齢別就業率をみると，20代後半から定年を迎える50代後半までを80～90%台で推移しています。

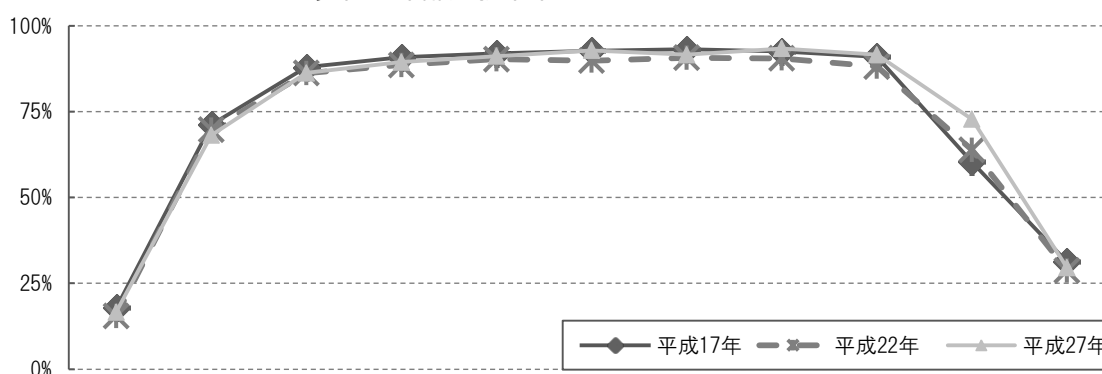
■ 女性の年齢別就業率



| | 15～19歳 | 20～24歳 | 25～29歳 | 30～34歳 | 35～39歳 | 40～44歳 | 45～49歳 | 50～54歳 | 55～59歳 | 60～64歳 | 65歳以上 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 平成17年 | 16.1 | 66.5 | 67.1 | 57.5 | 61.9 | 70.9 | 72.9 | 68.2 | 58.0 | 38.9 | 13.5 |
| 平成22年 | 14.7 | 63.7 | 67.3 | 61.8 | 63.3 | 68.3 | 72.6 | 69.0 | 59.8 | 42.6 | 14.8 |
| 平成27年 | 14.7 | 64.2 | 72.1 | 65.4 | 69.7 | 73.1 | 75.1 | 73.0 | 66.3 | 49.2 | 17.0 |

資料：国勢調査(各年)

■ 男性の年齢別就業率



| | 15～19歳 | 20～24歳 | 25～29歳 | 30～34歳 | 35～39歳 | 40～44歳 | 45～49歳 | 50～54歳 | 55～59歳 | 60～64歳 | 65歳以上 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 平成17年 | 17.8 | 71.2 | 87.9 | 90.8 | 91.9 | 92.8 | 93.1 | 92.5 | 91.0 | 60.3 | 31.2 |
| 平成22年 | 15.5 | 69.7 | 86.2 | 88.6 | 90.3 | 89.8 | 90.7 | 90.5 | 88.1 | 63.8 | 28.7 |
| 平成27年 | 16.6 | 68.1 | 86.3 | 89.4 | 91.1 | 92.8 | 91.6 | 93.4 | 91.6 | 72.8 | 29.5 |

資料：国勢調査(各年)

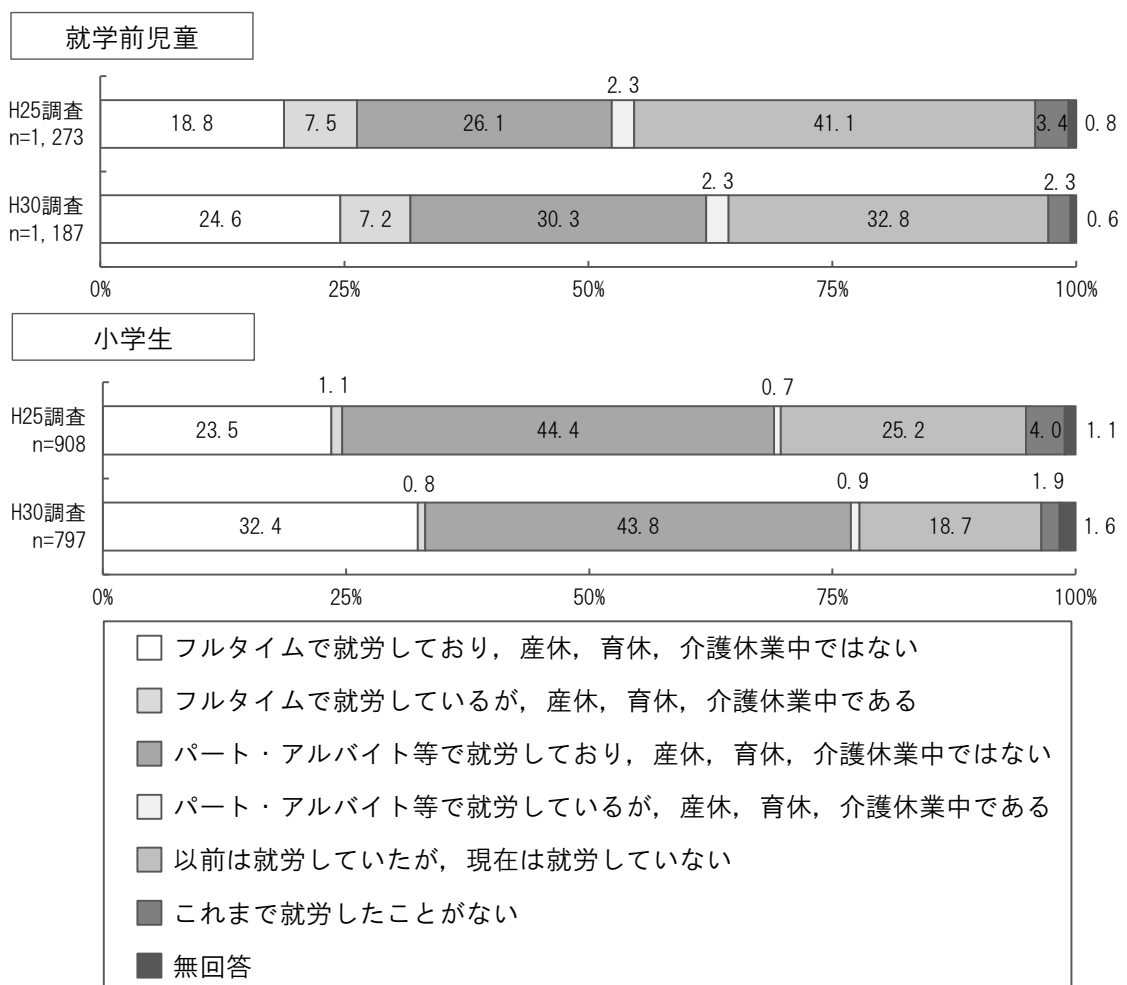
(2) 母親の就労状況

母親の就労状況をみると、就学前児童が64.4%、小学生が77.9%となり、そのうち産休、育休、介護休業中の方は、就学前児童で9.5%、小学生で1.7%となっています。

前回調査と比較すると、就労している母親の割合は、就学前児童で9.7ポイント、小学生で8.2ポイント高くなっています。

母子家庭の保護者の就労状況をみると、「フルタイム（産休、育休、介護休業中ではない）」での就労割合が高く、就学前児童では回答者全体の24.6%に対し母子家庭は53.4%、小学生では回答者全体の32.4%に対し母子家庭は73.0%となっています。

■ 母親の就労状況（経年比較）

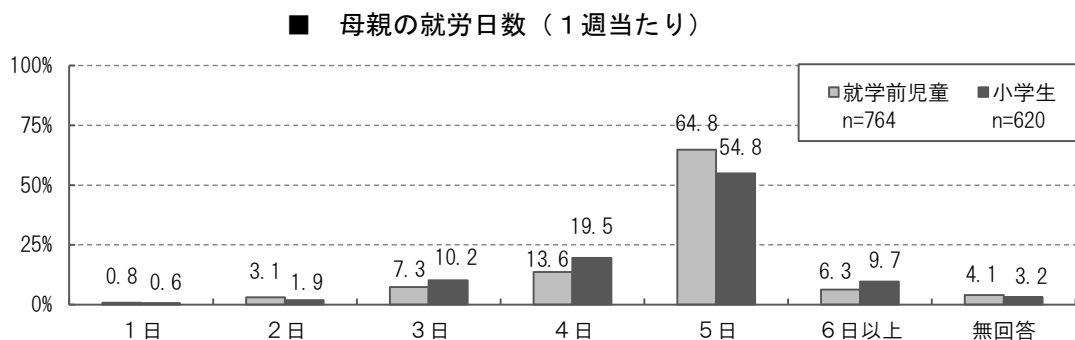


資料：鈴鹿市子ども・子育て支援に関するアンケート調査報告書（平成31年3月）

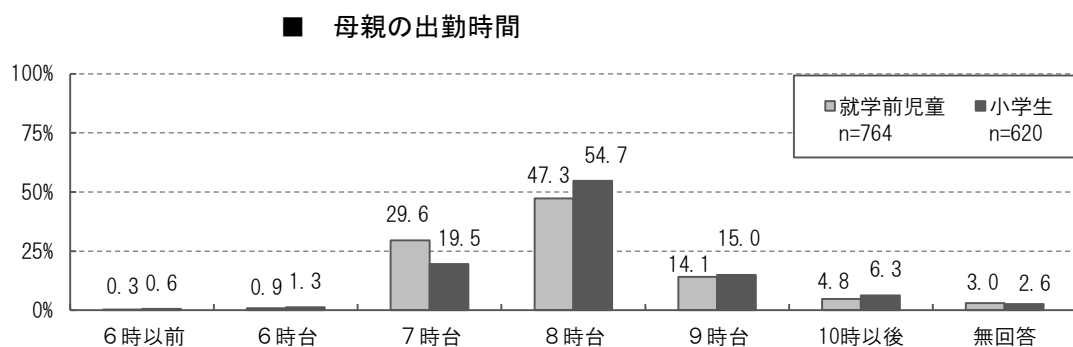
母親の就労日数は、就学前児童、小学生ともに「5日」（就学前児童64.8％、小学生54.8％）の割合が最も高くなっています。

母親の出勤時間は、就学前児童、小学生ともに「8時台」（就学前児童47.3％、小学生54.7％）の割合が最も高く、次いで「7時台」（就学前児童29.6％、小学生19.5％）となり、また、帰宅時間は就学前児童、小学生ともに「18時～19時台」（就学前児童37.3％、小学生32.4％）の割合が最も高くなっています。

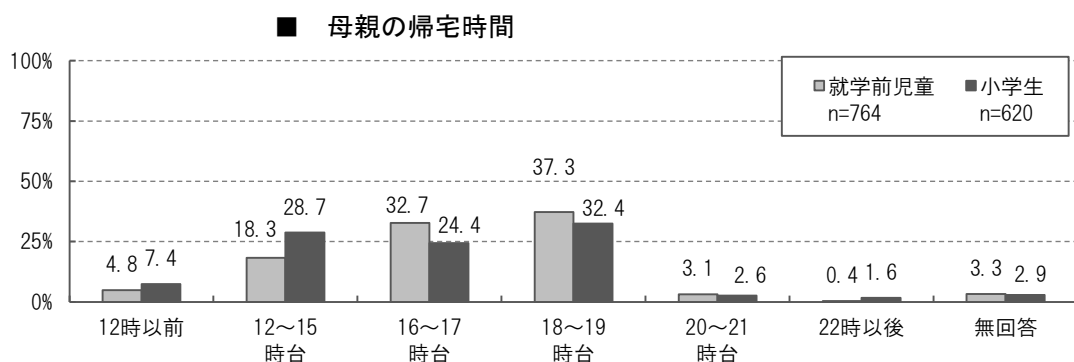
また、小学生で「6日以上」と回答した割合は、回答者全体では9.7％ですが、母子家庭では32.2％と高くなっています。



資料：鈴鹿市子ども・子育て支援に関するアンケート調査報告書（平成31年3月）



資料：鈴鹿市子ども・子育て支援に関するアンケート調査報告書（平成 31 年3月）

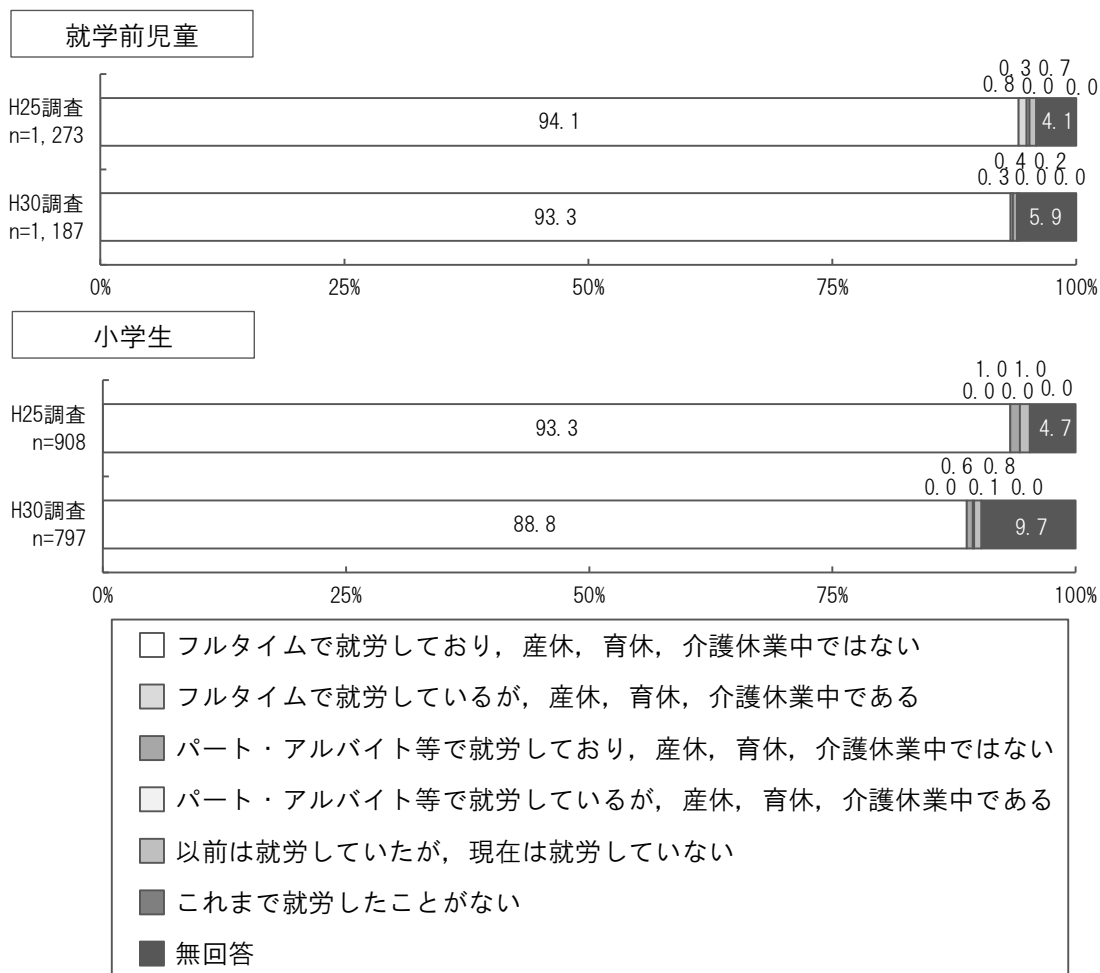


資料：鈴鹿市子ども・子育て支援に関するアンケート調査報告書（平成 31 年3月）

(3) 父親の就労状況

父親の就労状況をみると、就学前児童が94.0%、小学生が89.5%となり、そのうち産休、育休、介護休業中の方は、就学前児童で0.3%、小学生で0.1%となっています。

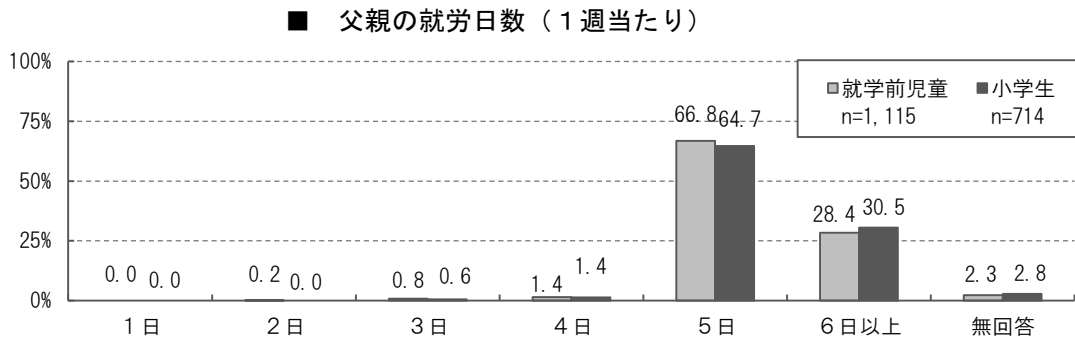
■ 父親の就労状況（経年比較）



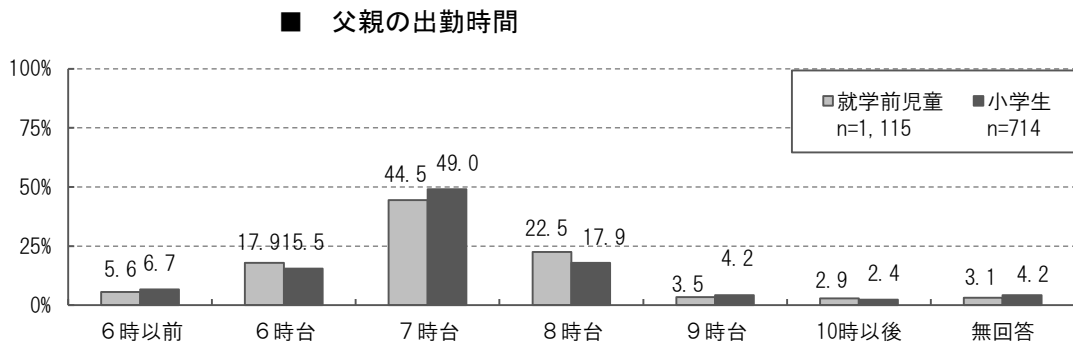
資料：鈴鹿市子ども・子育て支援に関するアンケート調査報告書（平成 31 年3月）

父親の就労日数は、就学前児童、小学生ともに「5日」（就学前児童66.8％、小学生64.7％）の割合が最も高くなっています。

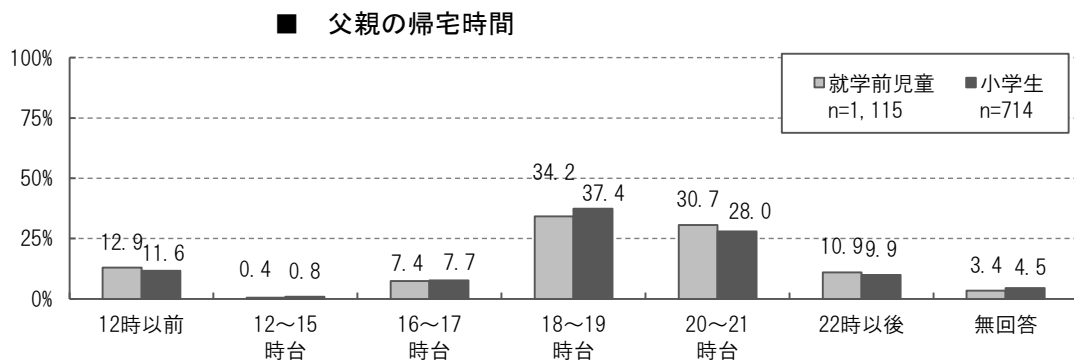
父親の出勤時間は、就学前児童、小学生ともに「7時台」（就学前児童44.5％、小学生49.0％）の割合が最も高く、次いで「8時台」（就学前児童22.5％、小学生17.9％）となり、また、帰宅時間は就学前児童、小学生ともに「18時～19時台」（就学前児童34.2％、小学生37.4％）の割合が最も高くなっています。



資料：鈴鹿市子ども・子育て支援に関するアンケート調査報告書（平成31年3月）



資料：鈴鹿市子ども・子育て支援に関するアンケート調査報告書（平成 31 年3月）



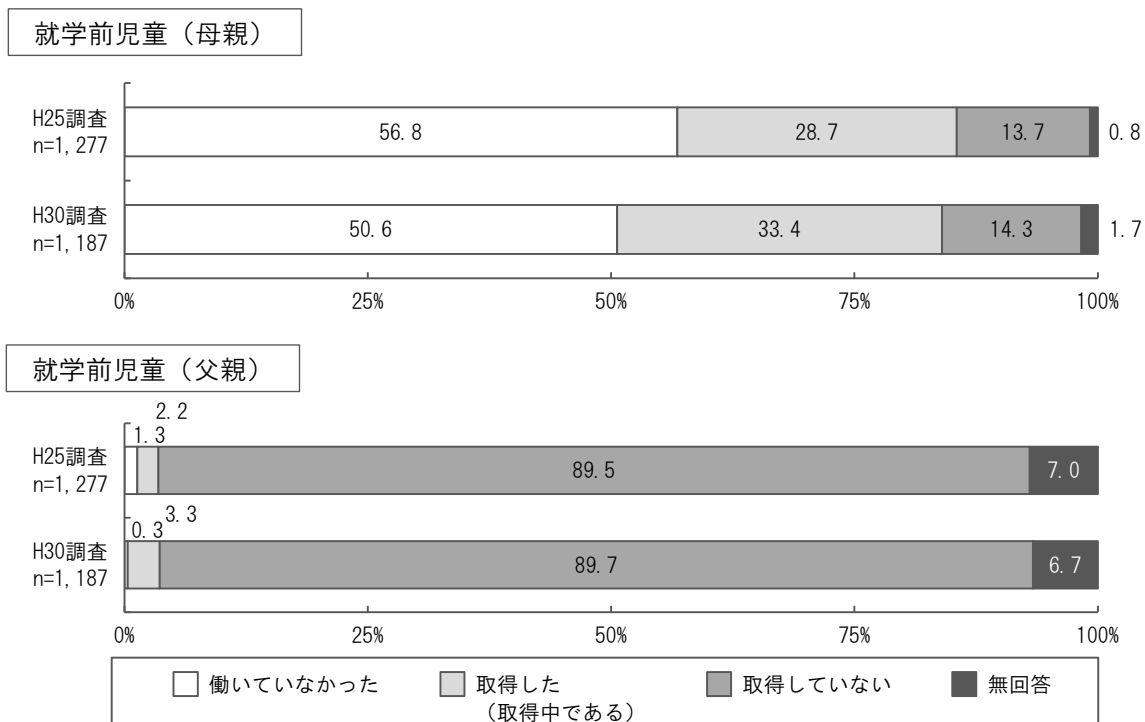
資料：鈴鹿市子ども・子育て支援に関するアンケート調査報告書（平成 31 年3月）

(4) 育児休業制度の利用状況

就学前児童保護者の育児休業の取得率は、母親が33.4%、父親が3.3%となり、前回調査と比較すると、母親では4.7ポイント、父親では1.1ポイント増加しています。

また、「働いていなかった」と回答した方を除外した、就労している方(無回答者含む)に対する育児休業を「取得した(取得中である)」方の割合は、母親が67.6%、父親が3.3%となっています。

■ 育児休業制度の利用状況(経年比較)



資料: 鈴鹿市子ども・子育て支援に関するアンケート調査報告書(平成31年3月)

アンケート調査の分析結果と方向性

- ① 就労する母親が増加していくことが想定され、定期的な教育・保育事業は多様なニーズに応える必要があるため、体制の充実に努めます。
- ② 企業等には、希望する休業期間の取得がかなうよう、雇用及び経済面において、安心して出産、育児ができる職場環境の整備などが求められます。

また、働き方改革の認知度の高まりに伴い、父親も含めた育児休業取得率の向上が今後、更に広がっていくことが見込まれるため、育児休業期間満了時から教育・保育事業を利用したい保護者が、不安なく利用できる体制に改善することが必要です。

そのため、企業等への協力を求めるとともに、必要な支援の充実に努めます。

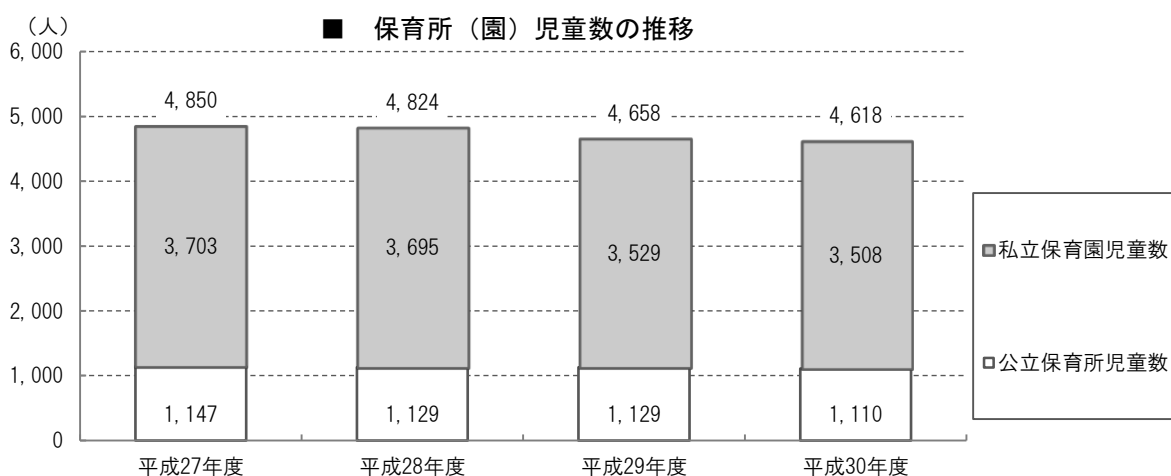
4 子育て支援事業の利用状況

(1) 定期的な教育・保育事業の状況

① 保育所（園）児童数の推移

本市の保育所（園）児童数の推移をみると、公立保育所、私立保育園ともに減少しており、2018（平成30）年度の保育所（園）児童数は4,618人となっています。

施設数は公立保育所が10か所、私立保育園は、2017（平成29）年度に2か所、2020（令和2）年度に2か所が認定こども園に移行するため、27か所となります。



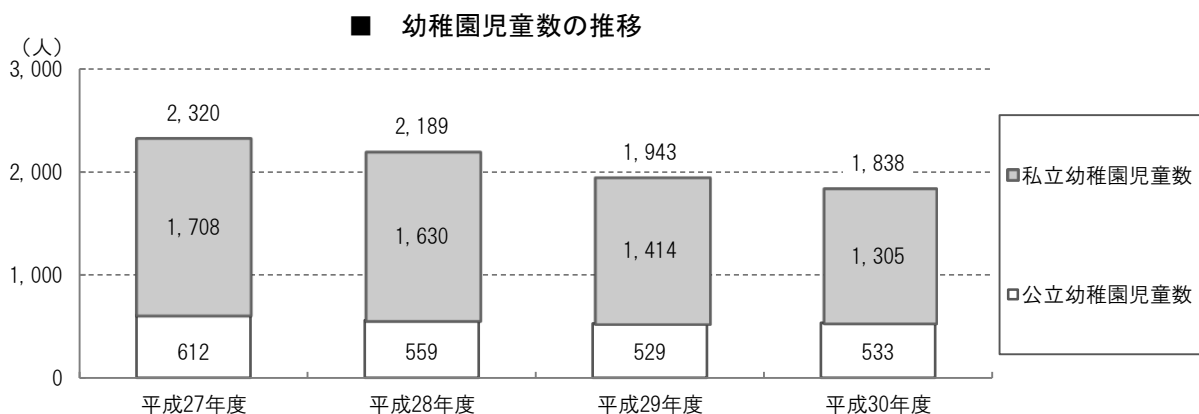
※各年度3月1日

② 幼稚園児童数の推移

幼稚園児童数の推移をみると、公立幼稚園児童数は2018（平成30）年度に僅かな増加がみられるものの、私立幼稚園児童数は減少しています。

さらに、公立幼稚園、私立幼稚園を合わせた児童数も減少しており、2018（平成30）年度には1,838人となっています。

施設数は公立幼稚園が11か所、私立幼稚園が6か所となっています。



※各年度3月1日

③ 認定こども園児童数の推移

幼稚園と保育所の両方の機能をあわせ、一体的に教育・保育を行う、認定こども園は2017（平成29）年度に3か所開設され、2017（平成29）年度の児童数は433人、2018（平成30）年度の児童数は499人となっています。

また、2020（令和2）年度から、2か所の私立保育園が認定こども園に移行するため、更に児童数は増加する見込みです。

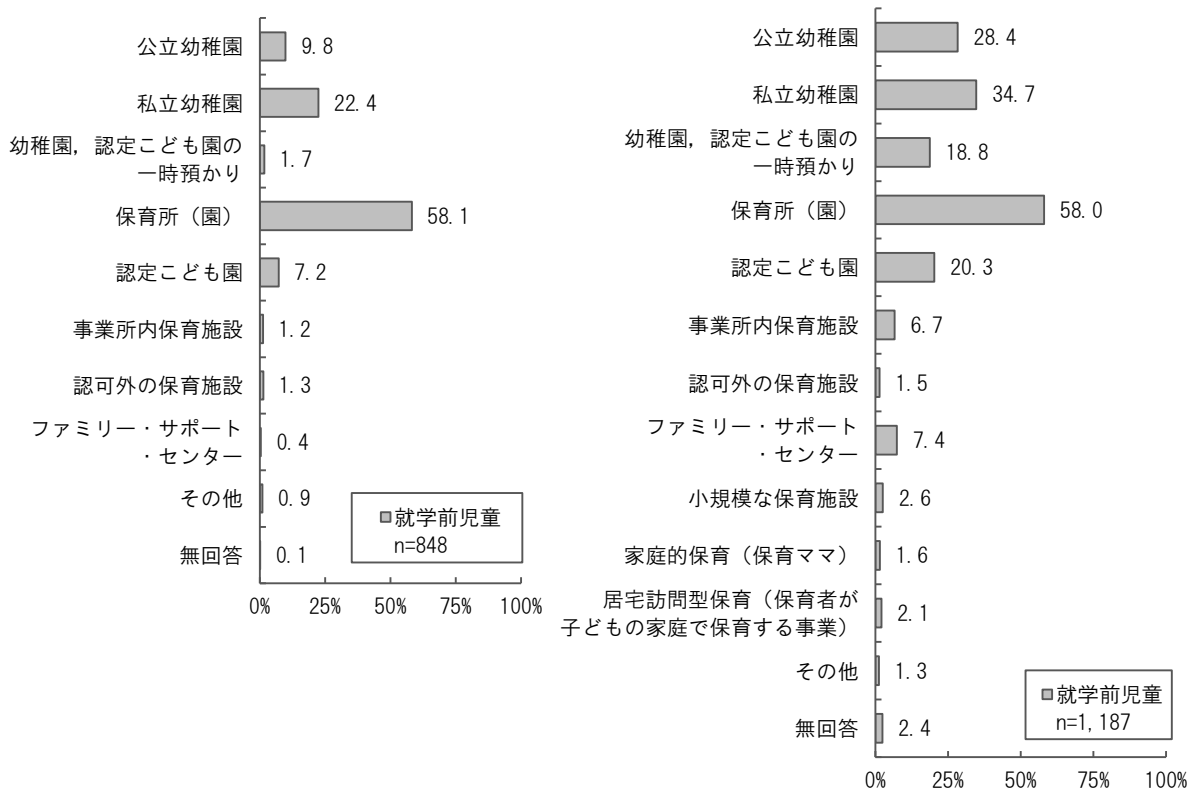
④ 就学前児童保護者の子育て支援サービスの利用状況と今後の利用希望

定期的な教育・保育事業の利用状況は、「保育所（園）」が58.1%、「私立幼稚園」が22.4%、「公立幼稚園」が9.8%、「認定こども園」が7.2%、「幼稚園，認定こども園の一時預かり」が1.7%となっています。

一方、保護者が希望する事業は「保育所（園）」が58.0%、「私立幼稚園」は34.7%、「公立幼稚園」が28.4%、「認定こども園」が20.3%、「幼稚園，認定こども園の一時預かり」が18.8%となっています。

平日の定期的な教育・保育事業に関して、実際の利用と希望の乖離が大きい事業は、「公立幼稚園」が18.6ポイント、「幼稚園，認定こども園の一時預かり」が17.1ポイント、「認定こども園」が13.1ポイント、「私立幼稚園」が12.3ポイントとなり、いずれも希望の割合が高くなっています。

■ 定期的な教育・保育事業の利用状況（複数回答） ■ 希望する定期的な教育・保育事業（複数回答）



資料：鈴鹿市子ども・子育て支援に関するアンケート調査報告書（平成 31 年3月）

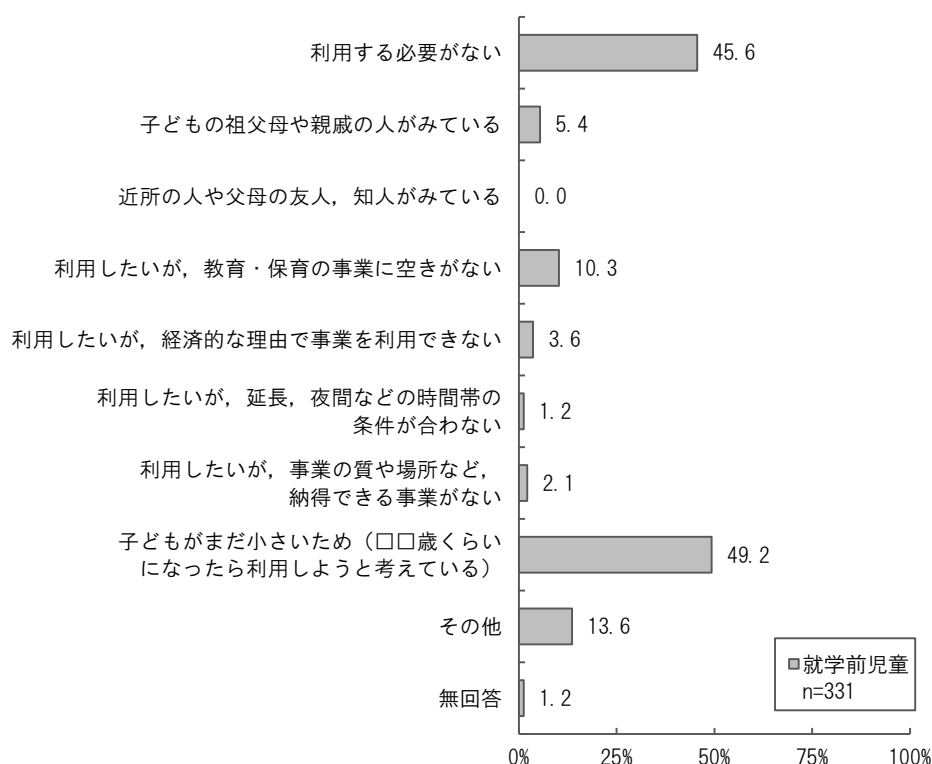
平日の定期的な教育・保育事業を「利用している」家庭は71.4%、「利用していない」家庭は27.9%となっています。

利用していない理由としては、「子どもがまだ小さいため（□□歳くらいになったら利用しようと考えている）が49.2%、「利用する必要がない」が45.6%と多くなっています。

一方で、「利用したいが、教育・保育の事業に空きがない」が10.3%、「利用したいが、経済的な理由で事業を利用できない」が3.6%、「利用したいが、事業の質や場所など、納得できる事業がない」が2.1%、「利用したいが、延長、夜間などの時間帯の条件が合わない」が1.2%と利用希望があるにもかかわらず、利用場所や経済的な理由等によって利用に至っていない保護者がいる状況です。

また、ひとり親家庭が平日の定期的な教育・保育事業を「利用している」割合は89.7%と高く、利用事業は「保育所（園）」が80.8%を占めています。

■ 教育・保育事業を利用していない理由（複数回答）



資料：鈴鹿市子ども・子育て支援に関するアンケート調査報告書（平成 31 年3月）

アンケート調査の分析結果と方向性

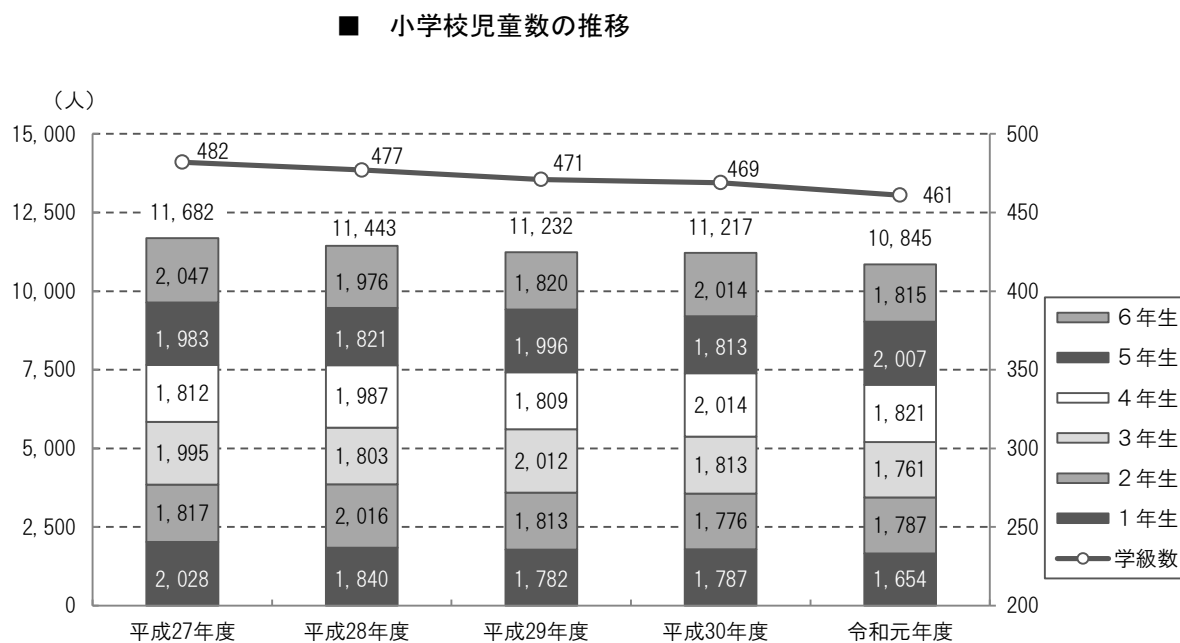
利用希望はあるが利用できない状況にある保護者がいることを考慮し、未利用者を含めた保護者のニーズに合った教育・保育事業の提供の必要があるため、更なる充実に向けた環境整備等に努めます。

また、2019（令和元）年10月から幼児教育・保育の無償化が始まったことにより、利用増加を見込んだ教育・保育事業量の確保に努めます。

(2) 放課後児童健全育成事業等の利用状況

① 小学校児童数の推移

本市の小学校児童数の推移をみると、学年ごとの児童数は1,900人前後で推移しているものの、全体的に減少傾向にあり、2019（令和元）年度の児童数は10,845人となっています。



※各年度5月1日

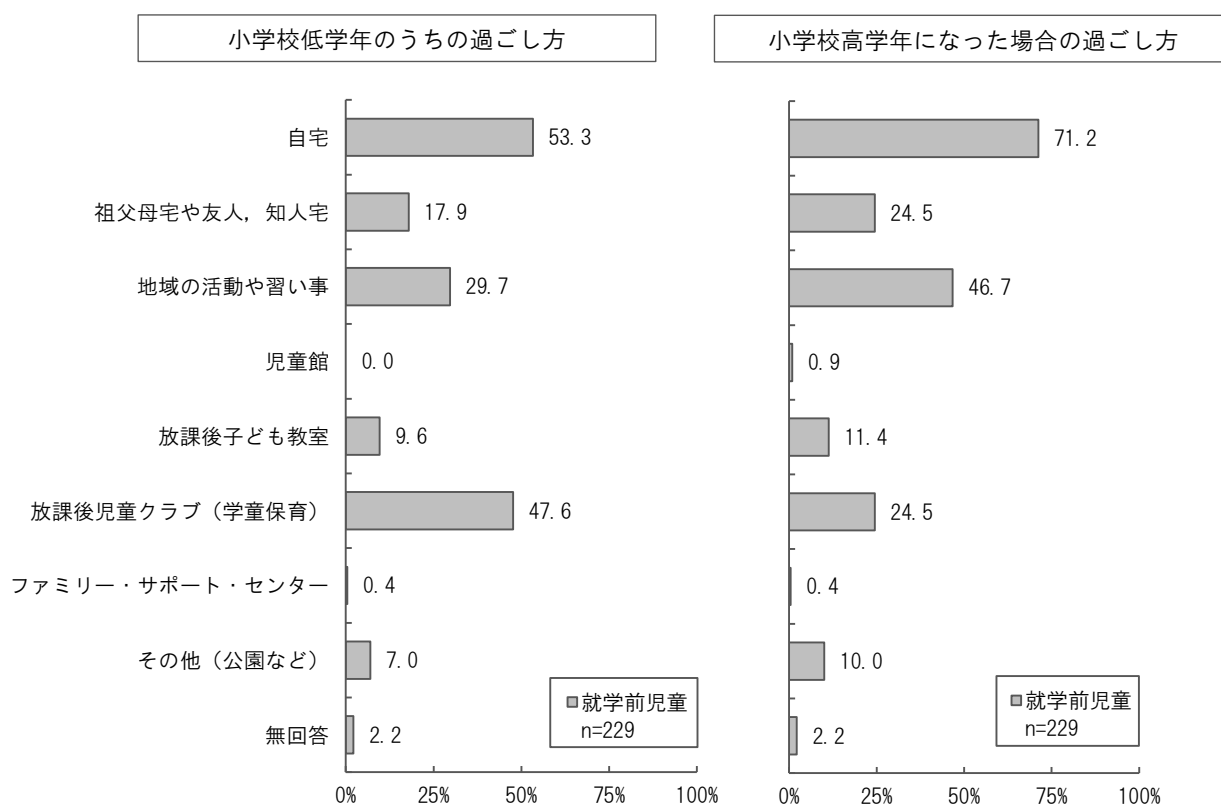
② 放課後児童クラブの利用状況と今後の利用希望

小学校就学後の放課後の過ごし方について、就学前児童（5歳以上）の保護者の「放課後児童クラブ（学童保育）」の利用希望をみると、小学校低学年のうちは47.6%となっていますが、高学年になると24.5%と半減しています。

一方、「自宅」の希望割合は、低学年時期の53.3%から高学年時期は71.2%と17.9ポイント高く、「地域の活動や習い事」では、低学年時期の29.7%から高学年時期は46.7%と17.0ポイント高くなり、利用希望に変化がみられます。

また、ひとり親家庭の放課後の過ごし方の希望をみると、低学年のうちは「放課後児童クラブ（学童保育）」（73.3%）の利用希望が最も高く、高学年時期は「自宅」が86.7%と最も高くなっています。

■ 放課後の過ごし方の希望（就学前児童（5歳以上））（複数回答）



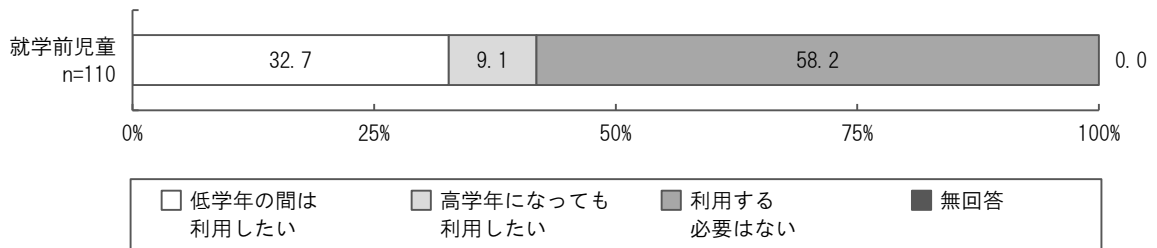
※「小学校低学年」は1～3年生、「小学校高学年」は4～6年生です。

資料：鈴鹿市子ども・子育て支援に関するアンケート調査報告書（平成31年3月）

平日の放課後児童クラブの利用を希望する就学前児童（5歳以上）の土曜日、日曜日・祝日の利用希望をみると、土曜日の利用では、「利用する必要はない」が58.2%，その一方で、「低学年の間は利用したい」が32.7%となっています。

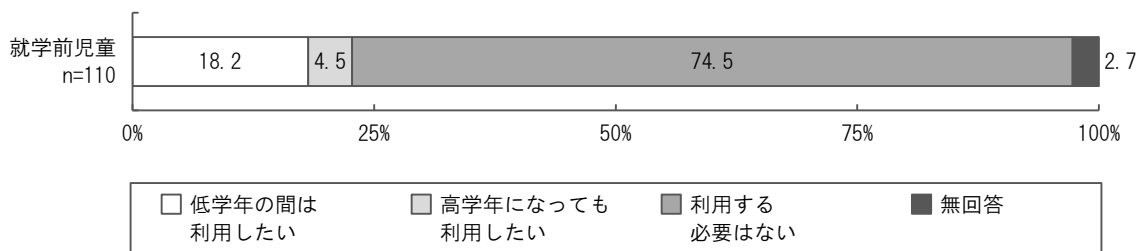
また、5歳以上の就学前児童全ての長期休暇期間中の利用希望では「低学年の間は利用したい」が35.4%，「高学年になっても利用したい」が23.1%と、利用希望は高くなっています。

■ 土曜日の放課後児童クラブの利用希望（就学前児童（5歳以上））



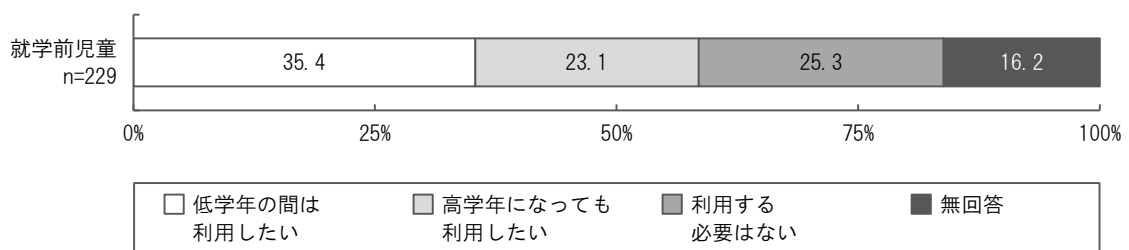
資料：鈴鹿市子ども・子育て支援に関するアンケート調査報告書(平成31年3月)

■ 日曜日・祝日の放課後児童クラブの利用希望（就学前児童（5歳以上））



資料：鈴鹿市子ども・子育て支援に関するアンケート調査報告書(平成31年3月)

■ 長期休暇期間中の放課後児童クラブの利用希望（就学前児童（5歳以上））

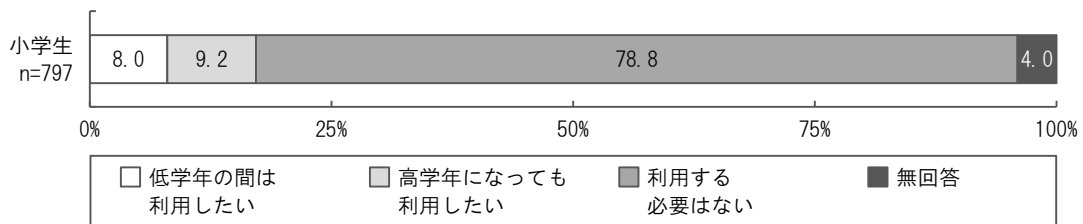


資料：鈴鹿市子ども・子育て支援に関するアンケート調査報告書(平成31年3月)

小学生の土曜日、日曜日・祝日、長期休暇中（放課後児童クラブ利用者）の放課後児童クラブ等の利用希望をみると、土曜日、日曜日・祝日では「利用する必要はない」（土曜日78.8％、日曜日・祝日84.1％）が最も高く、いずれの利用希望も1割未満にとどまっています。

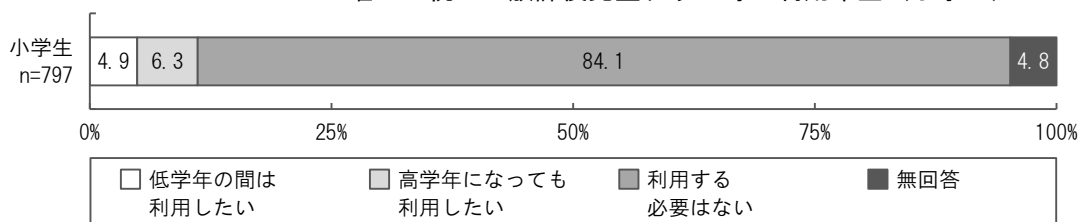
一方で、長期休暇中の放課後児童クラブの利用希望では、「高学年になってもほぼ毎日利用したい」が56.7％と最も高く、次いで「低学年の間はほぼ毎日利用したい」が27.4％となり、「利用する必要はない」と回答した利用者は8.3％となっています。

■ 土曜日の放課後児童クラブ等の利用希望（小学生）



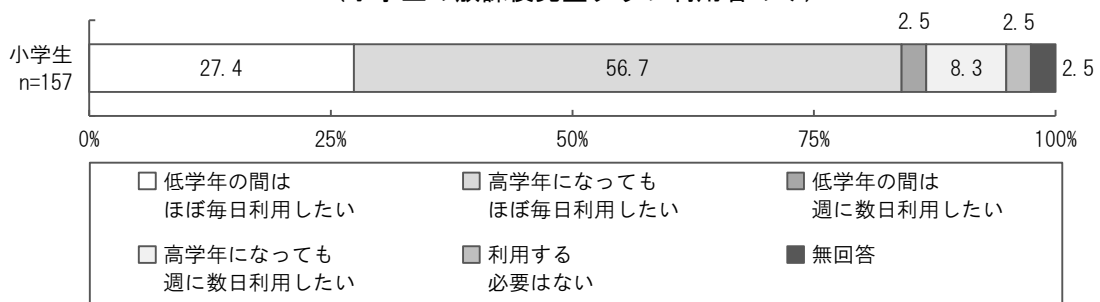
資料：鈴鹿市子ども・子育て支援に関するアンケート調査報告書（平成 31 年3月）

■ 日曜日・祝日の放課後児童クラブ等の利用希望（小学生）



資料：鈴鹿市子ども・子育て支援に関するアンケート調査報告書（平成 31 年3月）

■ 長期休暇中の放課後児童クラブの利用希望（小学生の放課後児童クラブ利用者のみ）



資料：鈴鹿市子ども・子育て支援に関するアンケート調査報告書（平成 31 年3月）

アンケート調査の分析結果と方向性

児童の放課後の安全な過ごし方として一定の役割を担い、利用希望も高い放課後児童クラブについては、保護者のニーズを反映しながら、更に充実していく必要があるため、長期休暇期間中の運営のあり方を含め、よりよい事業内容への改善や環境、運営の整備に努めます。

(3) 子育て支援事業の認知度、利用状況と今後の利用意向について

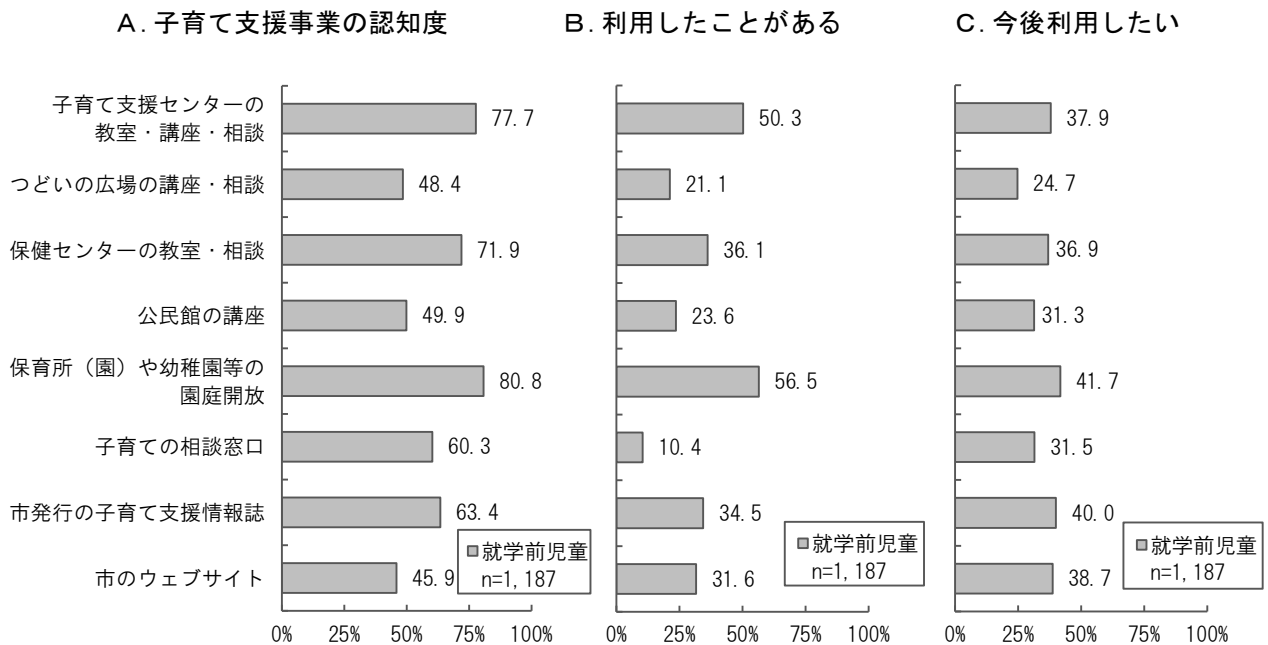
就学前児童の保護者における子育て支援事業の認知度をみると、「保育所（園）や幼稚園等の園庭開放」が80.8%、「子育て支援センターの教室・講座・相談」が77.7%と高く、それ以外の事業でも4割以上となっています。

子育て支援事業の利用状況をみても、「保育所（園）や幼稚園等の園庭開放」が56.5%、「子育て支援センターの教室・講座・相談」が50.3%と高くなっています。

また、「保健センターの教室・相談」では認知度が71.9%と高いものの、利用割合は36.1%にとどまっています。

今後利用したい事業をみると、「つどいの広場の講座・相談」以外の全ての事業で3～4割台の利用希望となっています。

■ 子育て支援事業の認知度、利用状況、今後の利用意向（複数回答）



資料: 鈴鹿市子ども・子育て支援に関するアンケート調査報告書(平成31年3月31日)

アンケート調査の分析結果と方向性

全体的な事業の周知が進み、今後は利用率の低い事業について利用率の向上を図る必要があるため、サービスの内容をより明確に認知してもらえよう広報活動の見直しや、利便性の向上など、利用者の視点に立った事業の実施に努めます。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念等

■ 次世代育成支援行動計画（後期計画）基本理念

鈴鹿で育つ，鈴鹿の未来 ～未来を担う子どもたちの 豊かな人間をめざして～

子どもは鈴鹿市の「未来」をつくる大切な存在であり，担い手です。

未来の鈴鹿市を担う子どもたちを育てるためには，経験を通して成長できる環境の創造や家庭，学校，地域社会との連携・協働が必要になり，人にやさしいまち・地域づくりをめざして，子育て支援を進めていきます。

■ 子ども・子育て支援法基本理念

- ①子ども・子育て支援は，父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に，家庭，学校，地域，職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が，各々の役割を果たすとともに，相互に協力して行わなければならない。
- ②子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は，全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって，良質かつ適切なものでなければならない。
- ③子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は，地域の実情に応じて総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行わなければならない。

■ 第2期鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画の基本理念

鈴鹿で育つ，鈴鹿の未来

～未来を担う子どもたちの健やかな育ちをめざして～

保護者が子育てについて第一義的責任を有することを前提としつつ，子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような子育て環境をつくることができるよう，社会全体で協働して子育て支援に取り組むことが重要です。

多様なニーズをとらえながら，妊娠・出産期から途切れのない包括的な支援を行い，本市の未来を担う将来の宝であり，地域の宝である子どもたち一人ひとりの健やかな育ちをめざします。

2 子どもの権利

鈴鹿で育つ、鈴鹿の未来～未来を担う子どもたちの健やかな育ちをめざして～という本計画の基本理念のもと、健やかな子どもの成長を育み、子育てを支える環境をつくるよう、社会全体で協働して取り組むことが重要です。

本市の未来を担う子どもたち一人ひとりの健やかな育ちをめざすことができるよう、妊娠・出産期から途切れのない包括的な支援を行い、家庭、地域、企業、学校、行政、関係団体等が連携、協働し、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」に掲げる以下の4つの子どもの権利を守り、子どもの育ちを支援していきます。

生きる権利

性別や国籍、障がい、貧困等にとらわれず、子どもたちが健やかに育つことができるよう支援します。

育つ権利

教育を受け、遊んだり、休んだりでき、子どもが自分らしく育つことができるよう支援します。

守られる権利

いじめや虐待、差別、暴力等から心身ともに守られるよう支援します。

参加する権利

子どもが自由に意見を表すことができ、主体的な活動ができるよう支援します。
また、まちづくりへの参加など、社会の一員として活動ができるよう支援します。

子どもが多く時間を過ごす家庭、保育所（園）、幼稚園、学校をはじめ、地域等で子どもと関わる大人が、子どもの権利が保障できるよう役割を果たし、子どもの年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されることが大切です。

そのため、子育てに悩む大人や子育てに孤立している家庭等に必要とされる支援を適切に行い、身体的、精神的に未熟な存在である子どもが自ら学び育つ力を育み、子どもの健やかな育ちを支援する環境づくりを行っていきます。

3 基本的な視点

各施策を展開するに当たっては、以下の視点を持って取り組んでいきます。

1 子育て家庭を支援する視点

保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、子どもの健やかな成長を育めるよう、全ての子育て家庭を支援する視点に立った取組を進めます。

特に、障がい、貧困、外国人など社会的な支援を必要とする家庭に対して、積極的かつ適切な支援を行います。

2 子どもの健やかな育ちの視点

子どもは、未来をつくる力であり、社会の希望です。

そのためにも、家族や周囲の人たちからの豊かな愛情のもとに成長を遂げていくことが必要です。

子どもの健やかな発達が保障されるよう、幼児期的人格形成を培う教育・保育を全ての子どもが等しく受けられるよう配慮し、子どもの視点に立った取組を進めます。

3 子育て環境の充実を図る視点

子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図り、妊娠・出産期から途切れのない包括的な支援をする視点に立った取組を進めます。

4 地域で支援する視点

子どもの成長により良い環境が創設されるよう、社会を構成する家庭、地域、企業、学校、行政、関係団体等が、それぞれの役割と責任を果たし、地域づくり協議会とも連携を図りながら、社会全体で支援する視点に立った取組を進めます。

4 基本目標

以下の4つの基本目標を設定し、子育て支援策を展開していきます。

基本目標1 すべての子育て家庭への支援の充実

子どもが健やかに育つためには、子どもを育てる家庭への支援が必要です。

子育ての基礎となる家庭を支えるため、子育て家庭をサポートするための情報提供や相談体制、具体的施策の充実を図ります。

また、障がい、貧困、外国人など社会的な支援を必要とする子どもやその家族に対して、子どもや家庭の置かれた状況を踏まえつつ、全ての子どもと子育て家庭に十分な支援ができるよう、支援体制の強化に努めます。

基本目標2 子どもの健やかな成長に向けた支援の充実

核家族や共働き世帯の増加、少子化など子育てを取り巻く環境が変化する中、子どもたちの健やかな育ちを見守る取組が必要です。

そのため、子どもに関わる関係団体等の支援や子どもの活動に関わる人材の養成を図り、子どもが体験する様々な活動を充実させ、地域において子どもが主体的に利用できる場を確保します。

また、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応を図るため、関係団体、地域、学校等との連携強化に努めます。

基本目標3 親と子の健康づくりの推進

子どもを安心して産み育て、ゆとりをもって健やかに育てるためには、妊娠・出産期から途切れのない包括的な支援体制が必要です。

そのため、乳幼児期からの健康診査や保健指導を充実させ、親と子の心身の健康とともに、子どもの健やかな成長を支援します。

また、子どもの発育や発達に関しては、乳幼児期健康診査や訪問指導、5歳児健診を通して、病気や発達の遅れ等の早期発見に努めます。

基本目標4 安心して子育てができる地域環境づくりの推進

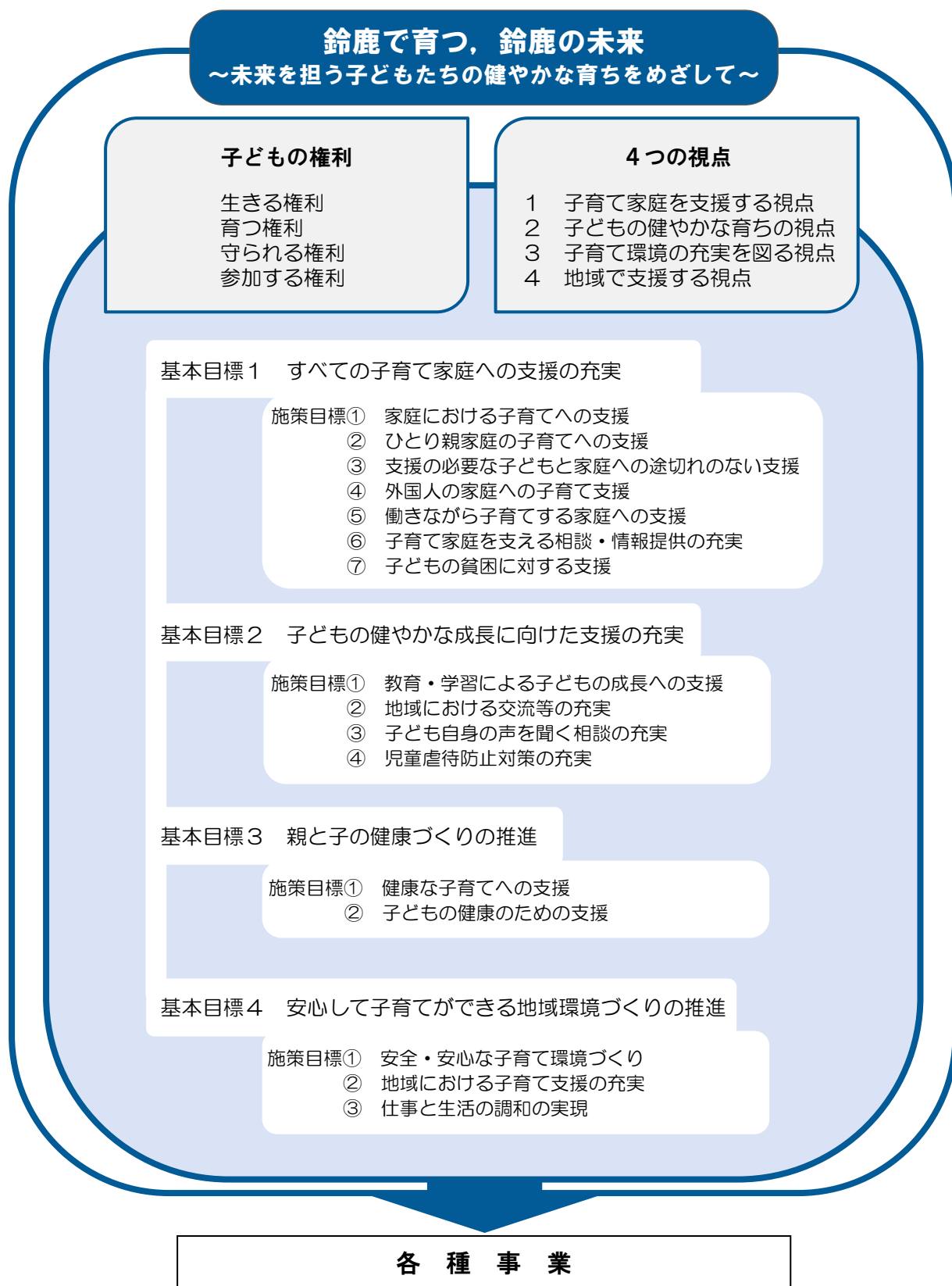
子育ての孤立化や地域のつながりの希薄化の解消に向けて、子どもの育ちを地域社会全体で支援する環境づくりが必要です。

そのため、地域共生社会の観点から、子育ての問題も地域の福祉的問題としてとらえ、地域づくり協議会をはじめ、NPO等市民活動団体、企業などと学校や行政が連携し、地域社会全体で子どもの成長と安全確保を支援していきます。

また、仕事と生活の調和が実現し、誰でも多様な働き方が選択できる社会に向けて、育児休業制度の促進や労働時間の短縮に向けた取組を継続しつつ、男性の家庭への参画も進めます。

5 第2期鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画の体系

基本目標達成のため、それぞれ施策目標を掲げ各事業に取り組みます。



※各種事業の内容は、資料編に記載しています。

第4章 子ども・子育て支援事業の展開

「子ども・子育て支援法」では、教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の実施について、子ども・子育て支援事業計画を策定し、必要とされる各事業の量の見込みや、その提供体制の確保施策及び実施時期を定めることとされています。

1 事業の提供区域の設定

(1) 区域設定の考え方

質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の状況、地域の状況、幼児期の教育と小学校教育との連携、接続等を総合的に勘案して設定します。

(2) 区域の設定

本計画における提供区域の設定は以下のとおりとします。

① 教育・保育事業の提供区域

保護者の就労等により、自宅近くの教育・保育施設等ではなく、住所を問わず、通勤途上や勤務地近くの施設を利用する場合がありますので、市内全域を1区域とします。

② 地域子ども・子育て支援事業の提供区域

地域子ども・子育て支援事業は、市内全域を1つとして必要量を求めています。

また、拠点を中心とした事業もありますが、教育・保育事業の提供区域と同じく保護者の就労等の都合も鑑み、市内全域を1区域とします。

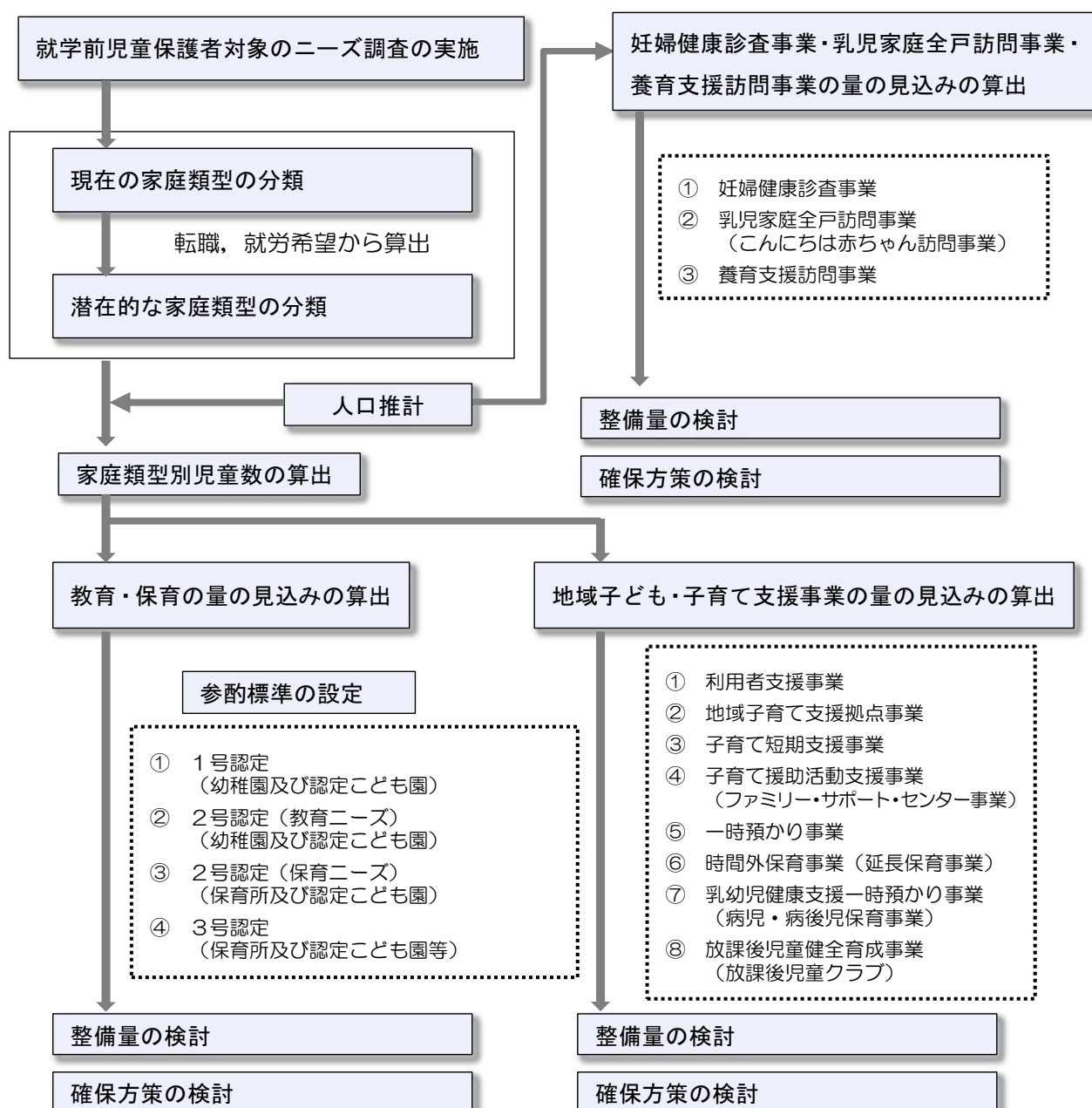
2 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の推計

(1) 推計の手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計に当たっては、就学前児童の保護者を対象としたニーズ量調査の結果をもとに、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」の手順に沿って算出し、本市のこれまでの実績や特性を踏まえ、補正を行いました。

なお、妊婦健康診査事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業は、事業対象者の推計人口や実績値を基に算出しています。

【教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み推計のフロー】



(2) 「認定区分」と「家庭類型」

① 認定区分

「子ども・子育て支援法」では、保護者の申請を受けた市が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付をする仕組みとなっています。

認定は以下の1～3号の区分で行われます。

| 認定区分 | 対象者 | 本市の対象施設 |
|------|---|----------------------------|
| 1号認定 | 満3歳以上の学校教育のみの就学前児童 (保育の必要性なし) | 公立幼稚園 私立幼稚園 私立認定こども園 |
| 2号認定 | 満3歳以上で、保育の必要性の認定を受けたが、学校教育施設の利用希望が強い就学前児童 (教育ニーズ) | 私立幼稚園 私立認定こども園 |
| | 満3歳以上で、保育の必要性の認定を受け、保育所・認定こども園での保育を希望している就学前児童 (保育ニーズ) | 公立保育所 私立保育園 私立認定こども園 |
| 3号認定 | 満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前児童 (保育を必要とする児童) | 公立保育所 私立保育園 私立認定こども園 |

保育の必要性の認定（2号、3号の保育の必要性の認定を受ける児童）に当たっては以下の事由、区分等について基準を策定します。

| 項目 | 認定基準 |
|----|---|
| 事由 | ①就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労など基本的に全ての就労 ②就労以外の事由 保護者の疾病・障がい、産前産後、同居親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等、またそれらに類するものとして市が定める事由 |
| 区分 | ①保育標準時間 主にフルタイムの就労を想定した長時間利用 ②保育短時間 主にパートタイムの就労を想定した短時間利用 |


② 家庭類型

教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを把握するためには、1～3号の認定区分にそれぞれどれだけの家庭が該当するか想定することが必要です。

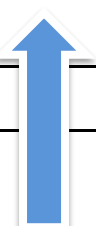
そのために下表のとおりアンケート調査結果から、対象となる子どもの父母の有無、就労状況によりタイプAからタイプFの8種類の類型化を行います。

類型化した区分を「家庭類型」と言い、“現在の家庭類型”と、母親の就労希望を反映させた“潜在的な家庭類型”の種類ごとに算出します。

| 父親 \ 母親 | | ひとり親 | フルタイム就労 (産休・育休含む) | パートタイム就労 (産休・育休含む) | | | 未就労 |
|--------------------|-----------------------|-------|----------------------|-----------------------|-----------------------|--------------|-------|
| | | | | 月 120 時間以上の就労 | 月 120 時間未満 60 時間以上の就労 | 月 60 時間未満の就労 | |
| ひとり親 | | タイプ A | | | | | |
| フルタイム就労 (産休・育休含む) | | | タイプ B | タイプ C | | | |
| パートタイム就労 (産休・育休含む) | 月 120 時間以上の就労 | | タイプ C | タイプ E | | | タイプ D |
| | 月 120 時間未満 60 時間以上の就労 | | | | タイプ E' | | |
| | 月 60 時間未満の就労 | | タイプ C' | | | | |
| 未就労 | | | タイプ D | | | | タイプ F |



保育の必要性あり



保育の必要性なし

【家庭類型】

タイプ A：ひとり親家庭

タイプ B：フルタイム×フルタイム

タイプ C：フルタイム×パートタイム（月 120 時間以上+月 60 時間～120 時間の一部）

タイプ C'：フルタイム×パートタイム（月 60 時間未満+月 60 時間～120 時間の一部）

タイプ D：専業主婦(夫)

タイプ E：パートタイム×パートタイム（双方が月 120 時間以上+月 60 時間～120 時間の一部）

タイプ E'：パートタイム×パートタイム（いずれかが月 60 時間未満+月 60 時間～120 時間の一部）

タイプ F：無業×無業

(3) 子どもの推計人口

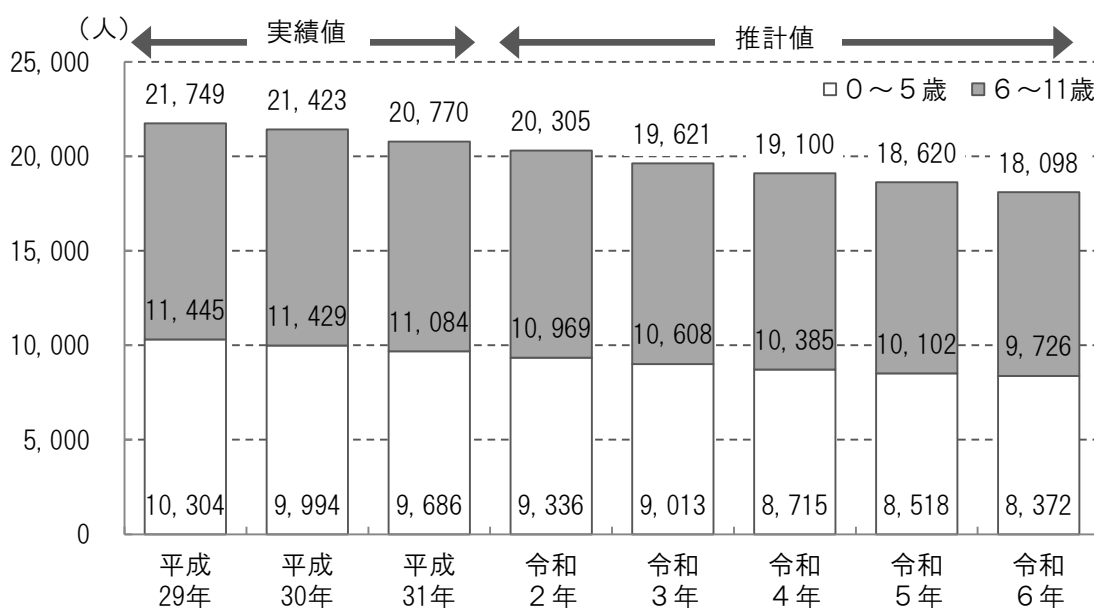
各年の子どもの推計人口（0～11歳）は、鈴鹿市総合計画2023における人口データをもとに推計しています。

■ 子どもの推計人口

単位：人

| | 現状値 | | | 推計 | | | | |
|-------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
| 0～11歳 | 21,749 | 21,423 | 20,770 | 20,305 | 19,621 | 19,100 | 18,620 | 18,098 |
| 0歳 | 1,584 | 1,501 | 1,454 | 1,473 | 1,447 | 1,423 | 1,404 | 1,388 |
| 1歳 | 1,674 | 1,593 | 1,510 | 1,425 | 1,444 | 1,418 | 1,395 | 1,376 |
| 2歳 | 1,740 | 1,686 | 1,572 | 1,507 | 1,422 | 1,441 | 1,415 | 1,392 |
| 3歳 | 1,761 | 1,732 | 1,680 | 1,560 | 1,496 | 1,412 | 1,430 | 1,405 |
| 4歳 | 1,702 | 1,770 | 1,711 | 1,661 | 1,543 | 1,479 | 1,396 | 1,415 |
| 5歳 | 1,843 | 1,712 | 1,759 | 1,710 | 1,661 | 1,542 | 1,478 | 1,396 |
| 0～5歳 | 10,304 | 9,994 | 9,686 | 9,336 | 9,013 | 8,715 | 8,518 | 8,372 |
| 6歳 | 1,815 | 1,827 | 1,694 | 1,732 | 1,684 | 1,635 | 1,519 | 1,456 |
| 7歳 | 1,857 | 1,810 | 1,832 | 1,694 | 1,732 | 1,685 | 1,636 | 1,519 |
| 8歳 | 2,052 | 1,861 | 1,801 | 1,832 | 1,694 | 1,732 | 1,685 | 1,636 |
| 9歳 | 1,843 | 2,052 | 1,858 | 1,798 | 1,829 | 1,692 | 1,729 | 1,682 |
| 10歳 | 2,023 | 1,848 | 2,048 | 1,864 | 1,804 | 1,836 | 1,697 | 1,735 |
| 11歳 | 1,855 | 2,031 | 1,851 | 2,049 | 1,865 | 1,805 | 1,836 | 1,698 |
| 6～11歳 | 11,445 | 11,429 | 11,084 | 10,969 | 10,608 | 10,385 | 10,102 | 9,726 |

資料：鈴鹿市総合計画2023



(4) 潜在的な家庭類型別児童数の算出

家庭類型別児童数は、国の手引きに従い、ニーズ調査の結果から算出します。

現在の割合に加えて、母親の今後1年以内の転職希望や無業からの就労希望等の意向を反映させ、潜在的な割合を算出し、推計児童数に乗じたものが、潜在的な家庭類型別児童数となります。

■ 児童（0～5歳）の家庭類型の割合

| 家庭類型 | 説明 | 現在の割合 | 潜在的な割合 |
|-------|--|-------|--------|
| タイプA | ひとり親家庭 | 6.3 | 6.3 |
| タイプB | フルタイム×フルタイム | 32.1 | 35.9 |
| タイプC | フルタイム×パートタイム (月120時間以上+月60時間～120時間の一部) | 20.5 | 21.4 |
| タイプC' | フルタイム×パートタイム (月60時間未満+月60時間～120時間の一部) | 9.4 | 12.6 |
| タイプD | 専業主婦(夫) | 31.5 | 23.6 |
| タイプE | パートタイム×パートタイム (双方が月120時間以上+月60時間～120時間の一部) | 0.2 | 0.2 |
| タイプE' | パートタイム×パートタイム (いずれかが月60時間未満+月60時間～120時間の一部) | 0.0 | 0.0 |
| タイプF | 無業×無業 | 0.0 | 0.0 |

単位：%

鈴鹿市子ども・子育て支援に関するアンケート調査報告書(平成31年3月)による

3 教育・保育事業の量の見込み及び確保方策

教育・保育事業ニーズ量の見込みは、潜在的な家庭類型別児童数にニーズ調査での施設の利用希望を反映した割合を乗じて算出します。

3歳児以上を対象とした幼児教育・保育の無償化の実施により、予想される教育・保育需要の増加を見込んだ本市に居住する就学前児童の教育・保育事業ニーズ量の見込みは、以下のとおりです。

なお、確保方策は各施設の定員数を合計したものです。

■ 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

単位：人

| 認定区分 | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|--------------------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ①量の見込み | 6,701 | 6,434 | 6,164 | 6,008 | 5,895 |
| 1号認定 | 1,724 | 1,643 | 1,550 | 1,505 | 1,474 |
| 2号認定（教育ニーズ） | 496 | 473 | 446 | 433 | 424 |
| 2号認定（保育ニーズ） | 2,609 | 2,486 | 2,345 | 2,277 | 2,230 |
| 3号認定 | 1,872 | 1,832 | 1,823 | 1,793 | 1,767 |
| 0歳 | 396 | 389 | 383 | 378 | 373 |
| 1・2歳 | 1,476 | 1,443 | 1,440 | 1,415 | 1,394 |
| ②確保方策 | 8,000 | 8,000 | 8,010 | 8,010 | 8,010 |
| 1号認定 | 2,614 | 2,637 | 2,674 | 2,687 | 2,696 |
| 教育施設 | 870 | 870 | 880 | 880 | 880 |
| 未移行の幼稚園* | 1,744 | 1,767 | 1,794 | 1,807 | 1,816 |
| 2号認定（教育ニーズ） | 496 | 473 | 446 | 433 | 424 |
| 教育施設 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 |
| 未移行の幼稚園 | 446 | 423 | 396 | 383 | 374 |
| 2号認定（保育ニーズ） 保育施設 | 2,850（35） | 2,850（35） | 2,850（35） | 2,850（35） | 2,850（35） |
| 3号認定 | 2,040（30） | 2,040（30） | 2,040（30） | 2,040（30） | 2,040（30） |
| 0歳 保育施設 | 428（7） | 428（7） | 428（7） | 428（7） | 428（7） |
| 1・2歳 保育施設 | 1,612（23） | 1,612（23） | 1,612（23） | 1,612（23） | 1,612（23） |
| 保育利用率の目標値（%） 3号認定の利用定員数／0～2歳の推計人口 | 46.3 | 47.3 | 47.6 | 48.4 | 49.1 |
| ②－① | 1,299 | 1,566 | 1,846 | 2,002 | 2,115 |
| （認可外保育施設） | （207） | （207） | （207） | （207） | （207） |

*未移行の幼稚園：子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園をいいます。

【注釈】

- ・1号認定、2号認定は、満3歳以上の就学前児童です。
- ・確保方策の、2号認定（保育ニーズ）、3号認定の（ ）内は、四日市市の児童分で内数です。
- ・認可外保育施設の中には、年齢別で定員を定めていない施設があるため、確保方策には含めません。
- ・小規模保育事業などの地域型保育事業は、本市に該当施設がないため記載していません。

(1) 教育施設（幼稚園，認定こども園）

現状と課題

○本市には，公立幼稚園が11か所，私立幼稚園が6か所あります。

また，2017（平成29）年度に私立幼稚園から2か所，私立保育園から1か所が幼保連携型認定こども園に移行し，認定こども園が3か所あります。

■ 教育施設（幼稚園，認定こども園）の利用状況の推移

単位：人

| 実績値 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|
| ①利用者数 | 2,320 | 2,189 | 2,148 | 2,081 |
| 1号認定 | 612 | 559 | 734 | 776 |
| 未移行の幼稚園 | 1,708 | 1,630 | 1,414 | 1,305 |
| ②第1期計画の確保方策 | 3,270 | 3,100 | 3,100 | 3,179 |
| 1号認定 | 2,977 | 2,848 | 2,851 | 3,179 |
| 2号認定（教育ニーズ） | 293 | 252 | 249 | 0 |
| ②-① | 950 | 911 | 952 | 1,098 |

課題

○ライフスタイルの多様化などにより，幼稚園へのニーズの減少が想定されます。

今後は，必要に応じて定員の見直しや状況に応じた施設の整備を検討することが必要です。

確保方策

■ 教育施設（幼稚園，認定こども園）の量の見込みと確保方策

単位：人

| 推計値 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ①量の見込み | 2,220 | 2,116 | 1,996 | 1,938 | 1,898 |
| 1号認定 | 1,724 | 1,643 | 1,550 | 1,505 | 1,474 |
| 2号認定（教育ニーズ） | 496 | 473 | 446 | 433 | 424 |
| ②確保方策 | 3,110 | 3,110 | 3,120 | 3,120 | 3,120 |
| 1号認定 | 2,614 | 2,637 | 2,674 | 2,687 | 2,696 |
| 教育・保育施設 | 870 | 870 | 880 | 880 | 880 |
| 未移行の幼稚園 | 1,744 | 1,767 | 1,794 | 1,807 | 1,816 |
| 2号認定（教育ニーズ） | 496 | 473 | 446 | 433 | 424 |
| 教育・保育施設 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 |
| 未移行の幼稚園 | 446 | 423 | 396 | 383 | 374 |
| ②-① | 890 | 994 | 1,124 | 1,182 | 1,222 |

| 実施年度 | 確保の内容 |
|-----------|--|
| 令和2～令和6年度 | ○「量の見込み」に対する「確保方策」では，見込み数を上回っていますが，2020（令和2）年度，2か所の私立保育園が幼保連携型認定こども園へ移行をするため，移行する園の定員数を考慮し，確保方策として設定します。 |

(2) 保育施設（保育所（園），認定こども園）

現状と課題

○本市には、公立保育所が10か所、私立保育園が29か所、認定こども園が3か所あります。

■ 保育施設（保育所（園），認定こども園）の利用状況の推移

単位：人

| 実績値 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ①利用者数 | 4,850 | 4,824 | 4,886 | 4,874 |
| 2号認定（保育ニーズ） | 2,888 | 2,809 | 2,853 | 2,824 |
| 3号認定 | 1,962 | 2,015 | 2,033 | 2,050 |
| 0歳 | 427 | 447 | 412 | 430 |
| 1, 2歳 | 1,535 | 1,568 | 1,621 | 1,620 |
| ②第1期計画の確保方策 | 4,750 | 4,830 | 4,830 | 5,042 |
| 2号認定（保育ニーズ） | 3,143(80) | 3,178(80) | 3,178(80) | 3,027(80) |
| 3号認定 | 1,607(50) | 1,652(50) | 1,652(50) | 2,015(50) |
| 0歳 | 353(10) | 363(10) | 363(10) | 447(10) |
| 1, 2歳 | 1,254(40) | 1,289(40) | 1,289(40) | 1,568(40) |
| ②-① | △100 | 6 | △56 | 168 |

※確保方策の、2号認定（保育ニーズ）、3号認定の（ ）内は、四日市市の児童分で内数です。

課題

○就労状況の変化や育児休業明けの保育ニーズの増加に伴い、特に低年齢児に関しては、年々ニーズが高まっています。今後も、安定した受入れ枠の確保に向けて、必要に応じて定員の見直しや状況に応じた施設の整備を検討することが必要です。

確保方策

■ 保育施設（保育所（園），認定こども園）の量の見込みと確保方策

単位：人

| 推計値 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ①量の見込み | 4,481 | 4,318 | 4,168 | 4,070 | 3,997 |
| 2号認定（保育ニーズ） | 2,609 | 2,486 | 2,345 | 2,277 | 2,230 |
| 3号認定 | 1,872 | 1,832 | 1,823 | 1,793 | 1,767 |
| 0歳 | 396 | 389 | 383 | 378 | 373 |
| 1, 2歳 | 1,476 | 1,443 | 1,440 | 1,415 | 1,394 |
| ②確保方策 | 4,890 | 4,890 | 4,890 | 4,890 | 4,890 |
| 2号認定（保育ニーズ） | 2,850(35) | 2,850(35) | 2,850(35) | 2,850(35) | 2,850(35) |
| 3号認定 | 2,040(30) | 2,040(30) | 2,040(30) | 2,040(30) | 2,040(30) |
| 0歳 | 428(7) | 428(7) | 428(7) | 428(7) | 428(7) |
| 1, 2歳 | 1,612(23) | 1,612(23) | 1,612(23) | 1,612(23) | 1,612(23) |
| ②-① | 409 | 572 | 722 | 820 | 893 |

※確保方策の、2号認定（保育ニーズ）、3号認定の（ ）内は、四日市市の児童分で内数です。

| 実施年度 | 確保の内容 |
|-----------|--|
| 令和2～令和6年度 | ○幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、3歳児の保育ニーズの増加が予想されるため、安定した受入れ枠の確保に向けて、状況を把握しながら、必要に応じて定員の見直しも検討します。また、認定こども園への移行についても支援していきます。 |

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

(1) 利用者支援事業

子ども及びその保護者、または妊娠している方が、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるようサポートする事業で、基本型、特定型、母子保健型の3種類あり、本市では母子保健型の事業を子育て世代包括支援センターとして位置付け、2017（平成29）年度から実施しています。

現状と課題

○2018（平成30）年度に、妊娠届出書を出された方1,519人と、転入妊婦の方91人に、専門職（保健師、助産師等）が妊婦アンケートを用いて全数面談を実施した結果、支援が必要な246人の方（15.3%）に支援プランを立案し、関係機関と連携を取りながら安全で安心な出産、子育てに向けて継続支援を行いました。

課題

○妊娠期からの対象者との顔の見える関係づくりができ、妊娠期からの途切れのない支援体制が整ってきていますが、晩産化や子育ての孤立化等により、一定数の支援が必要な妊産婦が想定されるため、引き続き事業を継続していくことが必要です。

確保方策

■ 利用者支援事業の量の見込みと確保方策

基本型・特定型

単位：箇所

| 推計値 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ①量の見込み | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| ②確保方策 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |
| ②－① | △1 | △1 | 0 | 0 | 0 |

※基本型：教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を実施します。

※特定型：待機児童の解消等を図るため、行政が地域連携の機能を果たすことを前提に主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援を実施します。

母子保健型

単位：箇所

| 推計値 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ①量の見込み | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| ②確保方策 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| ②－① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

※母子保健型：妊娠期から子育て期にわたるまで母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施します。

| 実施年度 | 確保の内容 |
|-----------|---|
| 令和2～令和6年度 | ○母子保健型に関しては、現状の確保方策を継続します。 ○基本型・特定型に関しては、実情に合わせ実施を検討します。 |

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援を行う事業です。

現状と課題

○本市では、つどいの広場事業として民間事業所8か所及び公共施設2か所の計10か所で事業を展開しています。

■ 地域子育て支援拠点事業の利用状況の推移

単位：箇所

| 実績値 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|---------------------|----------------|----------------|----------------|-----------------|
| ①実施箇所数 (延べ利用者人数) | 10 (93,863) | 10 (93,776) | 10 (91,296) | 10 (103,176) |
| ②第1期計画の確保方策 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| ②-① | 0 | 0 | 0 | 0 |

課題

○子育ての孤立化等を防ぐため、身近な相談場所を提供できるよう、事業の拡大を図ることが必要です。

○子育て応援サイト「きら鈴」などを活用し、市民へ積極的な情報発信をすることが必要です。

確保方策

■ 地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保方策

単位：延べ人数（箇所）

| 推計値 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| ①量の見込み | 105,000 | 107,000 | 110,000 | 113,000 | 116,000 |
| ②確保方策 | 105,000 (12) | 107,000 (12) | 110,000 (12) | 113,000 (12) | 116,000 (12) |
| ②-① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

| 実施年度 | 確保の内容 |
|-----------|---|
| 令和2～令和6年度 | ○計画年度内に2か所の増設をめざし、「量の見込み」は確保可能となっています。 また、様々な媒体から事業周知を行い、支援の充実に努めます。 |

(3) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

現状と課題

- 健康診査受診費用の一部公費負担により1人当たり最大14回の受診を実施しています。
- 少子化により、妊娠届出数が減少し、それに伴い妊婦健康診査受診者も減少している状況です。

■ 妊婦健康診査事業の利用状況の推移

単位：延べ人数

| 実績値 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|
| 妊娠届出数 | 1,726 | 1,605 | 1,585 | 1,519 |
| ①利用者数 | 21,608 | 20,684 | 19,173 | 18,628 |
| ②第1期計画の確保方策 | 23,400 | 23,200 | 22,837 | 19,015 |
| ②-① | 1,792 | 2,516 | 3,664 | 387 |

※利用者数及び第1期計画の確保方策は、前年度対象者も含まれます。

課題

- 妊娠中の健康管理を行うためには、妊婦健康診査を受診することが重要なため、受診勧奨に努めることが必要です。

確保方策

■ 妊婦健康診査事業の量の見込みと確保方策

単位：延べ人数

| 推計値 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ①量の見込み | 18,313 | 17,988 | 17,713 | 17,488 | 17,313 |
| ②確保方策 | 18,313 | 17,988 | 17,713 | 17,488 | 17,313 |
| ②-① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

| 実施年度 | 確保の内容 |
|-----------|-----------------------|
| 令和2～令和6年度 | ○今後も、全ての対象者への支援に努めます。 |

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

現状と課題

○主任児童委員、保健師、看護師等が訪問し、必要な育児指導等を実施しました。
少子化が進行しており、対象者数は減少傾向となっています。

■ 乳児家庭全戸訪問事業の利用状況の推移

単位：人

| 実績値 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|
| ①利用者数 | 1,639 | 1,582 | 1,531 | 1,547 |
| ②第1期計画の確保方策 | 1,817 | 1,800 | 1,785 | 1,543 |
| ②－① | 178 | 218 | 254 | △4 |

課題

○子どもの健やかな育ちが支援できるよう、全ての対象者に対して支援を行うことが必要です。

確保方策

■ 乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと確保方策

単位：人

| 推計値 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ①量の見込み | 1,473 | 1,447 | 1,423 | 1,404 | 1,388 |
| ②確保方策 | 1,473 | 1,447 | 1,423 | 1,404 | 1,388 |
| ②－① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

| 実施年度 | 確保の内容 |
|-----------|-----------------------|
| 令和2～令和6年度 | ○今後も、全ての対象者への支援に努めます。 |

(5) 養育支援訪問事業, その他要支援児童, 要保護児童の支援に資する事業

養育支援が特に必要な家庭に対して, その居宅を訪問し, 保護者の育児, 家事等の養育能力を向上させるための支援(相談支援, 育児支援, 家事支援等)を行い, 当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

現状と課題

○保健師や看護師等の支援員が育児, 家庭の相談等を行うとともに, 養育に関する相談, 助言, 指導(専門的相談支援)を実施しています。

■ 養育支援訪問事業, その他要支援児童, 要保護児童の支援に資する事業の利用状況の推移

単位: 延べ人数

| 実績値 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|
| ①利用者数 | 512 | 645 | 652 | 663 |
| ②第1期計画の確保方策 | 990 | 990 | 1,010 | 1,010 |
| ②-① | 478 | 345 | 358 | 347 |

課題

○子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭など, 様々な原因で養育支援が必要となっている家庭を支援するため, 引き続き事業を継続していくことが必要です。

確保方策

■ 養育支援訪問事業, その他要支援児童, 要保護児童の支援に資する事業の量の見込みと確保方策

単位: 延べ人数

| 推計値 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ①量の見込み | 664 | 671 | 673 | 670 | 668 |
| ②確保方策 | 664 | 671 | 673 | 670 | 668 |
| ②-① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

| 実施年度 | 確保の内容 |
|-----------|--|
| 令和2~令和6年度 | ○「量の見込み」は確保可能となっています。 今後は, 事業周知を行い, 利用支援の充実に努めます。 |

(6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

※短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）…原則7日以内

※夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）…平日の夜間または休日

現状と課題

○児童養護施設と乳児院を併設した施設2か所、児童養護施設1か所で事業を展開しました。

■ 子育て短期支援事業の利用状況の推移

単位：延べ人数

| 実績値 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|
| ①利用者数 | 305 | 202 | 97 | 109 |
| ②第1期計画の確保方策 | 117 | 115 | 115 | 180 |
| ②-① | △188 | △87 | 18 | 71 |

課題

○必要な家庭へ事業の啓発を行い、利用につなげることが必要です。

○児童虐待の未然防止の側面からも、引き続き事業を継続することが必要です。

確保方策

■ 子育て短期支援事業の量の見込みと確保方策

単位：延べ人数

| 推計値 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ①量の見込み | 106 | 102 | 99 | 97 | 95 |
| ②確保方策 | 106 | 102 | 99 | 97 | 95 |
| ②-① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

| 実施年度 | 確保の内容 |
|-----------|---|
| 令和2～令和6年度 | ○「量の見込み」は確保可能となっています。 今後は、様々な媒体から事業周知を行い、支援の充実に努めます。 |

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と当該援助を行うことを希望する方との相互援助活動を行う事業です。

現状と課題

○会員数（2018（平成30）年度実績）は依頼会員818人、提供会員197人、両方会員58人となっています。

○2015（平成27）年度に市内の全小学校区に1か所以上の放課後児童クラブを設置したことにより、学校区外の放課後児童クラブに通う児童の送迎が減少したことで、利用者数は減少傾向にあります。

■ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の利用状況の推移

単位：延べ人数

| 実績値 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|
| ①利用者数 | 4,235 | 3,701 | 3,359 | 3,556 |
| ②第1期計画の確保方策 | 5,233 | 5,118 | 5,027 | 3,964 |
| ②-① | 998 | 1,417 | 1,668 | 408 |

課題

○利用者数は減少傾向にありますが、本事業は細やかな保育ニーズを充たすための事業であり、常に一定のニーズがあります。

引き続きニーズに対応できるよう提供会員養成に向けた取組を継続することが必要です。

確保方策

■ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の量の見込みと確保方策

単位：延べ人数

| 推計値 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ①量の見込み | 3,539 | 3,426 | 3,341 | 3,264 | 3,184 |
| ②確保方策 | 3,539 | 3,426 | 3,341 | 3,264 | 3,184 |
| ②-① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

| 実施年度 | 確保の内容 |
|-----------|--|
| 令和2～令和6年度 | ○「量の見込み」は確保可能となっています。 今後は、様々な媒体からも事業周知を行い、利用者の拡大に努めるとともに、提供会員の増加をめざします。 |

(8) 一時預かり事業

保護者の仕事や急な用事等により、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、保育所（園）、認定こども園、幼稚園で一時的に預かる事業です。

一時預かり事業には、主に3～5歳の在籍園児を幼稚園等で預かる「幼稚園型」と、主に0～2歳児（非在籍園児）を保育所（園）や認定こども園で預かる「一般型」があります。

現状と課題

○幼稚園型の預かり保育は、私立幼稚園6か所、認定こども園3か所にて実施しています。

また、一般型の預かり保育は、公立保育所2か所、私立保育園9か所、認定こども園1か所にて実施しています。

■ 一時預かり事業の利用状況の推移

単位：延べ人数

| 実績値 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|-------------|---------|---------|---------|--------|
| ①利用者数 | 32,529 | 33,157 | 30,687 | 33,150 |
| 幼稚園型の預かり保育 | 21,459 | 23,214 | 20,852 | 23,011 |
| 一般型の預かり保育 | 11,070 | 9,943 | 9,835 | 10,139 |
| ②第1期計画の確保方策 | 11,945 | 11,362 | 11,604 | 33,300 |
| 幼稚園型の預かり保育 | 8,314 | 7,761 | 8,030 | 23,200 |
| 一般型の預かり保育 | 3,631 | 3,601 | 3,574 | 10,100 |
| ②－① | △20,584 | △21,795 | △19,083 | 150 |

課題

○保育士等の確保が困難な状況にあり、私立保育園及び認定こども園の負担軽減を図る観点からも、公立保育所において事業の拡大を図ることが必要です。

確保方策

■ 一時預かり事業の量の見込みと確保方策

単位：延べ人数

| 推計値 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ①量の見込み | 34,294 | 32,854 | 31,329 | 30,510 | 29,923 |
| 幼稚園型の預かり保育 | 24,132 | 22,992 | 21,689 | 21,063 | 20,627 |
| 一般型の預かり保育 | 10,162 | 9,862 | 9,640 | 9,447 | 9,296 |
| ②確保方策 | 34,294 | 32,854 | 31,329 | 30,510 | 29,923 |
| 幼稚園型の預かり保育 | 24,132 | 22,992 | 21,689 | 21,063 | 20,627 |
| 一般型の預かり保育 | 10,162 | 9,862 | 9,640 | 9,447 | 9,296 |
| ②－① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

| 実施年度 | 確保の内容 |
|-----------|---|
| 令和2～令和6年度 | ○2020（令和2）年度から公立保育所（西条保育所）で事業実施園を1か所増やすことで事業の拡大を図ります。 |

(9) 時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日、利用時間以外の日及び時間において、保育所（園）、認定こども園で保育を実施する事業です。

現状と課題

○私立保育園28か所、認定こども園1か所にて事業を実施しています。

■ 時間外保育事業（延長保育事業）の利用状況の推移

単位：延べ人数

| 実績値 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|
| ①利用者数 | 1,877 | 1,700 | 1,485 | 1,486 |
| ②第1期計画の確保方策 | 2,223 | 2,188 | 2,205 | 2,166 |
| ②－① | 346 | 488 | 720 | 680 |

課題

○保護者の就労形態の多様化が進み、今後も利用が見込まれるため、引き続き事業を継続することが必要です。

確保方策

■ 時間外保育事業（延長保育事業）の量の見込みと確保方策

単位：延べ人数

| 推計値 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ①量の見込み | 1,519 | 1,466 | 1,418 | 1,386 | 1,362 |
| ②確保方策 | 1,519 | 1,466 | 1,418 | 1,386 | 1,362 |
| ②－① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

| 実施年度 | 確保の内容 |
|-----------|--|
| 令和2～令和6年度 | ○「量の見込み」は確保可能となっています。 今後も、支援の充実に努めます。 |

(10) 乳幼児健康支援一時預かり事業（病児・病後児保育事業）

病児・病後児について、病院、保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

現状と課題

○本市では、鈴鹿市病児保育室（ハピールーム）にて病児・病後児保育事業を展開しています。

利用者数は、感染症の流行状況等により変動しますが、各年度ともに1,000人前後で推移しています。

■ 病児・病後児保育事業の利用状況の推移

単位：延べ人数

| 実績値 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|
| ①利用者数 | 935 | 935 | 1,009 | 917 |
| ②第1期計画の確保方策 | 1,052 | 1,044 | 1,036 | 1,025 |
| ②-① | 117 | 109 | 27 | 108 |

課題

○引き続き全ての利用者の受入れを続けることが必要です。

確保方策

■ 病児・病後児保育事業の量の見込みと確保方策

単位：延べ人数

| 推計値 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ①量の見込み | 1,403 | 1,356 | 1,320 | 1,287 | 1,251 |
| ②確保方策 | 1,403 | 1,356 | 1,320 | 1,287 | 1,251 |
| ②-① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

| 実施年度 | 確保の内容 |
|-----------|---|
| 令和2～令和6年度 | ○2020（令和2）年度から公立保育所（西条保育所）で病後児保育施設を1か所増やすことで事業の拡大を図ります。 また、新設される施設について積極的な周知に努めます。 |

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

現状と課題

○本市では、全小学校区（44施設）にて放課後児童クラブを実施しました。
 なお、2019（平成31）年4月から1施設増設し、45施設で実施しています。

■ 放課後児童クラブの利用状況の推移

単位：人

| 実績値 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|
| ①利用者数 | 1,641 | 1,845 | 1,945 | 1,995 |
| 小学1年生 | 534 | 532 | 545 | 571 |
| 小学2年生 | 406 | 499 | 498 | 510 |
| 小学3年生 | 366 | 375 | 432 | 405 |
| 小学4年生 | 172 | 227 | 247 | 291 |
| 小学5年生 | 103 | 124 | 137 | 135 |
| 小学6年生 | 60 | 88 | 86 | 83 |
| ②第1期計画の確保方策 | 1,546 | 1,560 | 1,575 | 2,050 |
| 小学1年生 | 1,173 | 1,184 | 1,195 | 1,558 |
| 小学2年生 | | | | |
| 小学3年生 | | | | |
| 小学4年生 | 373 | 376 | 380 | 492 |
| 小学5年生 | | | | |
| 小学6年生 | | | | |
| ②-① | △95 | △285 | △370 | 55 |

課題

○核家族化や共働き世帯の増加により、今後も利用者は増加する見込みです。

「量の確保」だけでなく、各施設における「質の向上」も含め対応することが必要です。

放課後児童クラブで過ごす児童の安全・安心な生活を確保するために、他の既存施設の活用や放課後児童支援員^{*}等のスキルアップに向けた取組を検討することが必要です。

^{*} 放課後児童支援員：2015（平成27）年度から新しく創設された放課後児童クラブの支援員のための専門資格。

確保方策

■ 放課後児童クラブの量の見込みと確保方策

単位：人

| 推計値 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ①量の見込み | 2,042 | 2,064 | 2,088 | 2,112 | 2,135 |
| 小学1年生 | 594 | 600 | 607 | 614 | 621 |
| 小学2年生 | 529 | 535 | 541 | 547 | 553 |
| 小学3年生 | 431 | 436 | 441 | 446 | 451 |
| 小学4年生 | 259 | 262 | 265 | 268 | 271 |
| 小学5年生 | 146 | 147 | 149 | 151 | 152 |
| 小学6年生 | 83 | 84 | 85 | 86 | 87 |
| ②確保方策 | 2,042 | 2,064 | 2,088 | 2,112 | 2,135 |
| 小学1年生 | 594 | 600 | 607 | 614 | 621 |
| 小学2年生 | 529 | 535 | 541 | 547 | 553 |
| 小学3年生 | 431 | 436 | 441 | 446 | 451 |
| 小学4年生 | 259 | 262 | 265 | 268 | 271 |
| 小学5年生 | 146 | 147 | 149 | 151 | 152 |
| 小学6年生 | 83 | 84 | 85 | 86 | 87 |
| ②-① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

| 実施年度 | 確保の内容 |
|-----------|---|
| 令和2～令和6年度 | <p>○「量の見込み」は確保可能となっています。</p> <p>ただし、利用者の増加により「量の見込み」が確保できない場合には、小学校区内の調整を行った上で、増設や既存の施設の拡充により対応します。</p> <p>また、研修会の実施や情報提供により、放課後児童支援員等のスキルアップに努めます。</p> |

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

新制度に移行していない就学前施設を利用する低所得世帯を対象に、食事の提供に要する費用の一部を補助します。

本市では、幼児教育・保育の無償化により、私立幼稚園に対し、2019（令和元）年10月から事業を行っています。

■ 実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施状況

| 推計値 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 実施の有無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |

第5章 新・放課後子ども総合プランに基づく 鈴鹿市行動計画

(1) 本市における現状

① 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

○本市における、2018（平成30）年度の登録児童数は1,995人で、全小学校区（44施設）において、放課後児童クラブを実施しました。

なお、2019（平成31）年4月から1施設増設し、45施設で実施しています。

② 放課後子ども教室

○本市では、7つの小学校区で放課後子ども教室（土曜体験学習含む）を実施しています。

2018（平成30）年度は、7教室合わせて135回開催、延べ参加者数は4,110人となっています。

③ 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室

○本市では、一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室が1か所整備されています。

(2) 本市における行動計画

① 放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び確保方策

○前ページ（11）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の「確保方策 放課後児童クラブの量の見込みと確保方策」参照。

② 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量

○放課後児童クラブの運営主体の理解を得ながら1か所整備し、現在の1か所から2か所に増設します。

③ 放課後子ども教室の実施計画

○設置を希望する学校区を把握し、地域住民の参画を促しながら2か所を整備し、現在の7か所から9か所に増設します。

④ 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

○共通プログラムの企画段階から、放課後児童クラブの放課後児童支援員等と放課後子ども教室のコーディネーターが連携して、プログラムの内容、実施日等を検討できるよう、定期的な打合せの場を設けます。

○共通プログラムを実施する場合には、安全に児童が移動できるよう、放課後児童支援員、ボランティア等を配置します。

⑤ **学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策**

○余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用について、関係部署と連携を図ります。

○放課後子ども教室の実施に当たり、学校等との連携を図り、体育館、校庭及び幼稚園施設等の一時利用について協議します。

⑥ **放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策**

○放課後活動の実施に当たって、関係部署の責任体制を明確化します。

○一体型の整備については、学校や放課後児童クラブの理解が得られるよう、関係部署が情報共有し、密接な連携を図ります。

○関係部署による会議にて、総合的な放課後対策について協議を行います。

⑦ **特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策**

○障がいのある児童や、虐待・いじめを受けた特別な配慮を必要とする児童が安心して過ごすことができるような受入れ環境や体制づくりに努めます。

○学校や家庭、関係部署等と連携を図りながら、特別な配慮を必要とする児童について適切な対応を図ります。

⑧ **地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組**

○保護者の就労時間や地域の実情等に応じ、各放課後児童クラブの協力を得ながら、開所時間の延長の促進に取り組んでいきます。

⑨ **放課後児童クラブの役割を更に向上させていくための方策**

○事業内容の向上をめざす職員集団が形成できるよう、放課後児童支援員等が情報交換や情報共有、事例検討等を行うよう促します。

○放課後児童支援員等の意見やニーズを把握しながら、資質向上を図るための研修の実施や情報提供を積極的に行います。

⑩ **各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策**

○放課後児童クラブでの生活や活動内容、来所・帰宅の方法、利用に当たっての決まり等についての説明会等の開催を、各放課後児童クラブに促します。

○放課後児童クラブの存在や役割が認知されるよう、地域の関係団体等と情報交換や情報共有、相互交流が図れるような体制づくりに努めます。

第6章 鈴鹿市子どもの貧困対策計画

(1) 計画策定に当たって

① 計画の趣旨

2016（平成28）年の国民生活基礎調査では、18歳未満の子どものおよそ7人に1人が「相対的な貧困^{*}」の状態となっています。

特に、子どもがいる世帯のうち大人が1人の世帯では50.8%の世帯、実に2世帯に1世帯が「相対的な貧困」となっています。

そこには、保護者の収入が少なく十分な教育を受けられず、進学・就職の機会に恵まれにくくなり、将来的に十分な収入を得ることができずに、子ども世代も貧困になるという、貧困の連鎖が生じていることがうかがえます。

子どもや家庭が抱える課題は様々ですが、子どもの将来が、生まれ育った環境に左右されたり、貧困の連鎖によって閉ざされないよう、子どもを権利の主体とし、子どもの最善の利益を尊重することで、社会全体で子どもを取り巻く環境の改善に継続的に取り組み、子どもの貧困対策を着実かつ継続的に実行するため、「鈴鹿市子どもの貧困対策計画」を新たに策定し、効果的な施策の実現に取り組んでいきます。

② 計画の位置付け

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条第2項に基づき、本市の子どもの貧困対策計画として位置付けます。

③ 子どもの貧困のとらえ方（計画における定義）

子ども（18歳に満たない者）が、経済的困難や、経済的困難に起因して発生する様々な課題（病気や発達遅れ、自尊感情や意欲の喪失、学力不振、問題行動や非行、社会的な孤立、学習や進学機会の喪失等）を抱えている状況を子どもの貧困ととらえます。

④ 国及び三重県の子どもの貧困に対する取組

国においては2014（平成26）年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、同年8月には「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。

また、三重県においては国の動向を踏まえ、2016（平成28）年3月に、子どもの貧困対策の今後の方針や取組を示した「三重県子どもの貧困対策計画」が策定され、教育・生活・就労・経済的支援等が実施されています。

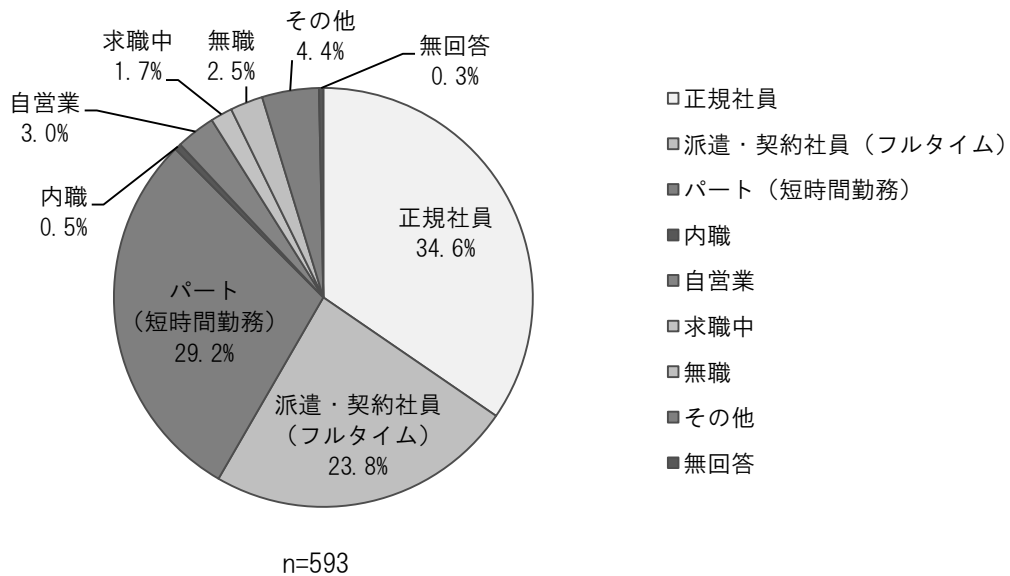
^{*} 相対的な貧困：およそ、平均的な所得の世帯の半分の所得レベルで生活をしなければならない状態のこと。

(2) 本市における現状

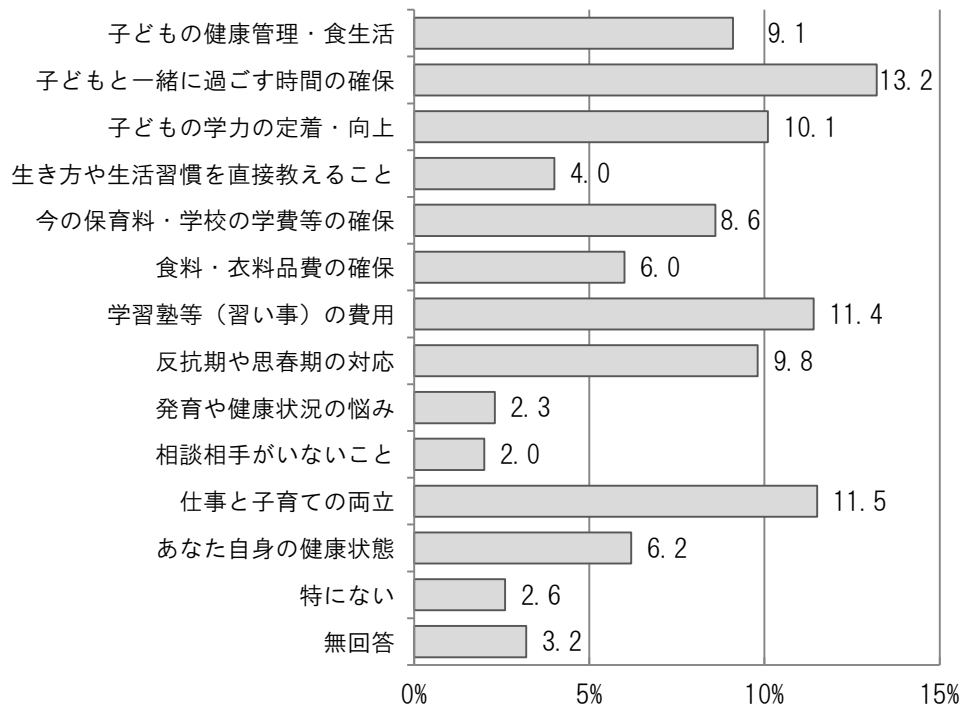
本市では、貧困状態の調査の一環として、2017（平成29）年8月に児童扶養手当受給者の現況届提出時にアンケートを実施し、593名の方から回答を得ました。

回答結果からは、「ひとり親家庭の保護者への就労支援」、「子どもの学習支援」、「ひとり親家庭の親と子どもが悩み事などを相談できる居場所の確保」の必要性が示唆されました。

■ 仕事についての回答内容



■ 子育て中に大変なことの回答内容



(3) 本市における取組

① 基本方針

生まれ育った家庭の経済状況に関わらず、本市の子どもたちが、必要に応じた、教育支援、相談支援等によって、夢と希望を持って健やかに成長できる環境整備が図られている状況をめざします。

また、単に貧困の現状改善だけでなく、貧困の連鎖といった、貧困を原因とした将来的に生じる社会的影響を鑑み、長期的な視点で対策に取り組みます。

② 具体的な取組について

ア 考え方

「平成26年版子ども・若者白書」でも指摘されているように、「ひとり親家庭など大人1人で子どもを養育している家庭が特に経済的に困窮している実態がうかがえる」ことや、2017（平成29）年8月に本市が行ったアンケート結果を踏まえると子育て家庭の中でも、特に、ひとり親家庭への支援が必要と考えられます。

さらに、「令和元年版子ども・若者白書」では、児童のいる世帯のうち、ひとり親家庭の世帯の割合は上昇傾向にありますが、ひとり親家庭の平均所得は、ほかの世帯と比べて大きく下回っており、子どもの大学進学率も低い状況にあると示されています。

また、家庭の経済状況等により、子どもの将来の夢が断たれたり、進路の選択肢が狭まらないように、教育、生活面、親の就労など、様々な支援が求められています。

経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭等の自立のため、本市では、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第8条第2項3号に謳われている「教育の支援」、
「生活の支援」、
「保護者に対する就労の支援」、
「経済的支援」等の支援に取り組んでいきます。

また、既に実施されている本市の各事業を連携させる体制の推進を図り、対象者に適切な支援が届くように、定期的・継続的な見直しを行いながら、包括的かつ一元的な対応をめざします。

イ 具体的な取組

| 支援項目 | 内容 | 具体的事業 |
|--------------|--|---|
| 教育の支援 | <ul style="list-style-type: none"> ◆就学支援の充実 ◆生活困窮世帯等への学習支援 | <ul style="list-style-type: none"> ◇就学援助費 ◇ひとり親家庭学習支援ボランティア事業 ◇生活困窮世帯子どもの学習・生活支援事業 |
| 生活の支援 | <ul style="list-style-type: none"> ◆保護者の生活支援 | <ul style="list-style-type: none"> ◇生活困窮者自立相談支援事業 ◇家計改善支援事業 ◇住居確保給付金 ◇食糧支援 |
| 保護者に対する就労の支援 | <ul style="list-style-type: none"> ◆親の就労支援 | <ul style="list-style-type: none"> ◇高等職業訓練促進給付金等事業 ◇自立支援教育訓練給付金事業 ◇就労自立給付金 |
| 経済的支援 | <ul style="list-style-type: none"> ◆手当の支給等による支援 ◆養育費の確保に関する支援 ◆保護者への経済的援助 | <ul style="list-style-type: none"> ◇生活保護 ◇児童扶養手当 ◇養育費・面会交流セミナー ◇放課後児童クラブひとり親家庭利用料支援事業 ◇ファミリー・サポート・センター事業 ◇ひとり親家庭利用助成 ◇母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業 ◇一人親家庭等医療費助成 |
| 各支援の連携の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ◆関係機関・団体との連携・協働 ◆庁内関係課による連携会議 | <ul style="list-style-type: none"> ◇外部関係機関との連携会議 ◇庁内関係課による会議 |

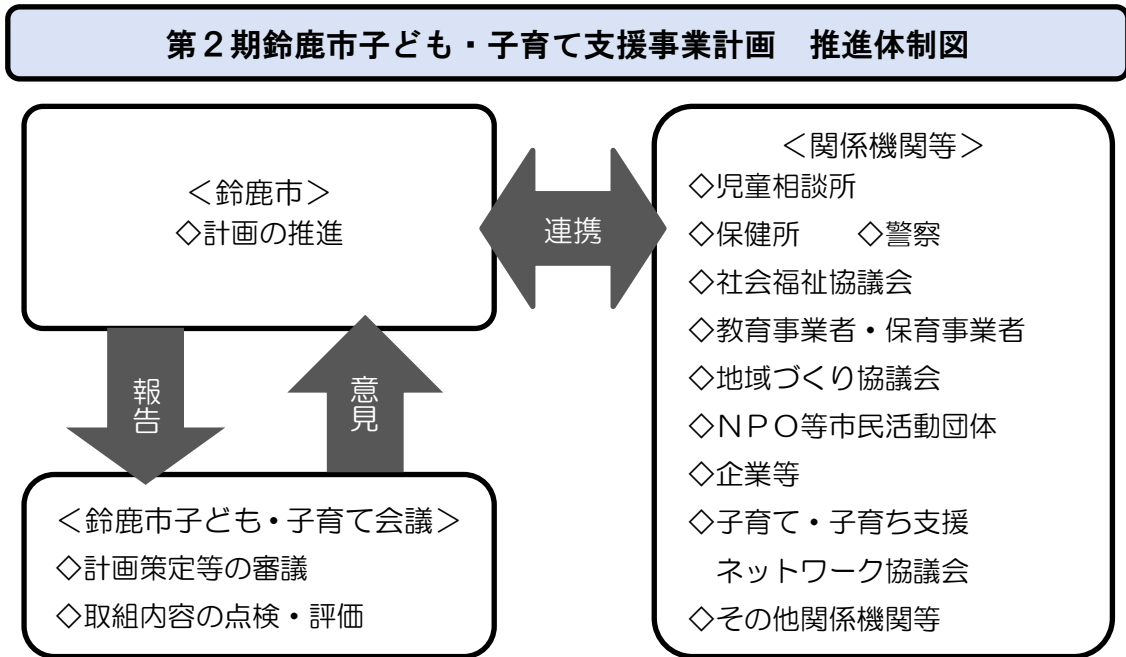
第7章 計画の推進，評価体制

1 計画の推進体制

子ども・子育て支援は，行政だけではなく，家庭や地域社会，児童福祉施設，学校，企業等が連携，協力しながら推進していくことが必要です。

本市に関わる全ての人々が，互いを尊重しながら，その能力を最大限に発揮し，ともに協力して解決に取り組む「協働」の視点を踏まえて施策や事業を推進します。

地域での取組，役割と市全域での取組，役割が互いに補完し，それぞれの強みを生かしながら地域の様々な活動主体との協働により子ども・子育て支援施策に係る取組を効果的に推進するとともに，社会福祉協議会などの関係団体やNPO法人，企業等との協力関係を深め，それぞれの役割分担や運営形態を考慮しながら，計画を円滑に推進していきます。



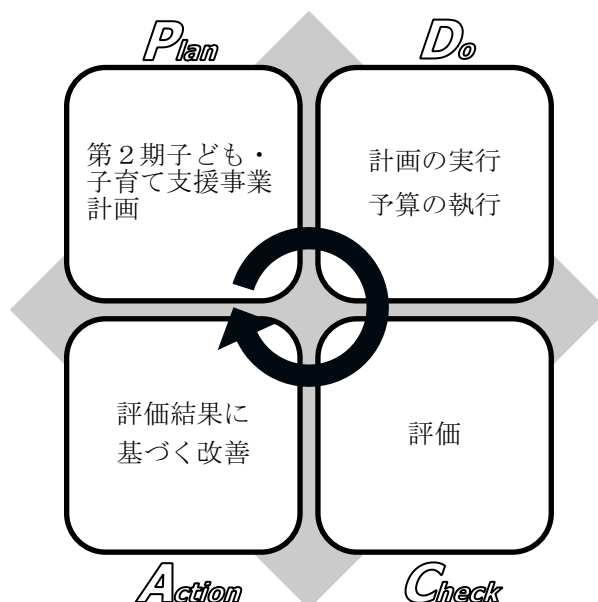
2 計画の評価と進行管理

計画の推進に当たっては、各事業が円滑に実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況について需要と供給のバランスがとれているかを把握し、年度ごとの実施状況及び成果を点検・評価し、検証していくことが必要です。

また、計画の着実な推進のためには、計画を立案し（Plan）、実行する（Do）ことはもちろん、設定した目標の達成や計画の策定後も適切に評価（Check）、改善（Action）が行えるよう、循環型のマネジメントサイクル（PDCA）に基づき、これらの管理・評価を一連のつながりの中で実施することも重要です。

そのため、年度ごとに進捗状況の把握、評価を「鈴鹿市子ども・子育て会議」で行い、各事業の着実な推進をめざし、また、必要に応じて本計画の見直しを行います。

■ マネジメントサイクル（PDCAサイクル）



資料編

1 各種事業の取組

第1期計画における取組の進捗状況を検証し、今後の方向性を決めました。

| 基本目標 | 施策目標 |
|-------------------------|-------------------------|
| 1 すべての子育て家庭への支援の充実 | ①家庭における子育てへの支援 |
| | ②ひとり親家庭の子育てへの支援 |
| | ③支援の必要な子どもと家庭への途切れのない支援 |
| | ④外国人の家庭への子育て支援 |
| | ⑤働きながら子育てする家庭への支援 |
| | ⑥子育て家庭を支える相談・情報提供の充実 |
| | ⑦子どもの貧困に対する支援 |
| 2 子どもの健やかな成長に向けた支援の充実 | ①教育・学習による子どもの成長への支援 |
| | ②地域における交流等の充実 |
| | ③子ども自身の声を聞く相談の充実 |
| | ④児童虐待防止対策の充実 |
| 3 親と子の健康づくりの推進 | ①健康な子育てへの支援 |
| | ②子どもの健康のための支援 |
| 4 安心して子育てができる地域環境づくりの推進 | ①安全・安心な子育て環境づくり |
| | ②地域における子育て支援の充実 |
| | ③仕事と生活の調和の実現 |

基本目標 1 すべての子育て家庭への支援の充実

施策目標① 家庭における子育てへの支援

| | | | |
|----------|--|-----|-------|
| 事業名 | 家庭教育支援事業 | 所管課 | 文化振興課 |
| 事業概要 | 家庭教育の充実を図るため、保護者等を対象にした研修会を開催し、家庭教育の支援に努めます。訪問型ワークショップ「親なびワーク」を推進します。 | | |
| 第1期計画の検証 | 毎年4月にPTAを対象に研修会を兼ねて親なびワーク等家庭教育支援に係る出前講座の案内を行っていますが、案内以前に年間事業計画が作成されているPTAもあり、周知の時期が課題です。 | | |
| 今後の方向性 | PTAへ早期に出前講座の案内を行います。また、子育て支援関係施設等と連携し、親なびワークの周知に努めます。 | | |

| | | | |
|----------|---|-----|--------|
| 事業名 | 児童手当 | 所管課 | 子ども政策課 |
| 事業概要 | 中学校修了前までの児童を養育している方に児童手当を支給します。 | | |
| 第1期計画の検証 | 約16,000人の受給者の手当の支給について、適切に実施しました。 | | |
| 今後の方向性 | 受給者の海外出国等で、手当の遡及返還が生じる場合があります。申請時の制度説明及び現況届時の周知について強化します。 | | |

| | | | |
|----------|---|-----|--------|
| 事業名 | 不妊治療費助成 | 所管課 | 子ども政策課 |
| 事業概要 | 不妊治療を受ける夫婦に対し、対象治療費の一部を助成します。 | | |
| 第1期計画の検証 | 年間約300件の助成について適切に実施しました。 | | |
| 今後の方向性 | 利用者にとっては、制度改正等に伴う申請事務が複雑化していますが、医療機関と連携しながら、制度の周知に努めます。 | | |

| | | | |
|----------|--|-----|--------|
| 事業名 | 不育症治療費助成 (2017(平成29)年度から) | 所管課 | 子ども政策課 |
| 事業概要 | 不育症治療を受ける夫婦に対し、対象治療費の一部を助成します。 | | |
| 第1期計画の検証 | 対象治療費の助成について適切に実施しました。 | | |
| 今後の方向性 | 制度開始から期間も浅く、広く対象者に情報提供が必要です。市内の医療機関と連携しながら、制度の周知に努めます。 | | |

| | | | |
|----------|--|-----|--------|
| 事業名 | 一時預かり事業 | 所管課 | 子ども育成課 |
| 事業概要 | 保護者の疾病等の緊急時や、就労形態の多様化に伴い家庭保育が困難となる場合等、保育所において一時的に児童を保育します。 | | |
| 第1期計画の検証 | 利用ニーズが多い事業ですが、保護者の希望とおりの利用ができない状況もあるため、実施園の拡大が課題です。 | | |
| 今後の方向性 | 2020（令和2）年4月から公立保育所（西条保育所）にて新たに事業を実施し、事業の拡大を図るとともに、引き続き関係機関と連携し、事業実施園の拡大を図ります。 | | |

| | | | |
|----------|--|-----|--------|
| 事業名 | 一時預かり事業（幼稚園型） | 所管課 | 子ども育成課 |
| 事業概要 | 地域子ども・子育て支援事業として保護者の子育てを支援するため、私立幼稚園の在園児を対象に、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに実施する預かり保育事業に補助を行います。 | | |
| 第1期計画の検証 | 私立保育園1か所が認定こども園に移行したことにより対象者も拡大し、長時間・長期休業中の利用ニーズに対応するため、実施園の幼稚園教諭等の確保及び勤務体制の整備が課題です。 | | |
| 今後の方向性 | 2020（令和2）年度に私立保育園2か所が認定こども園に移行することや、幼児教育・保育の無償化によるニーズの変化へも対応できるよう、事業実施園での人員体制についても考慮しながら、引き続き重要な事業として実施していきます。 | | |

| | | | |
|----------|---|-----|----------|
| 事業名 | 子育て短期支援事業（ショートステイ） | 所管課 | 子ども家庭支援課 |
| 事業概要 | 保護者が疾病等の理由で、一時的に児童の養育が困難な場合に児童養護施設等で一時的に児童を預かります。 | | |
| 第1期計画の検証 | 利用日数に上限があり、利用者負担額も必要であることから、利用を躊躇するケースも考えられるため、そのような家庭への支援方法等を考えていくことが必要です。 | | |
| 今後の方向性 | 利用家庭への支援の継続と、事業の周知を図っていきます。 | | |

| | | | |
|----------|--|-----|-------|
| 事業名 | 子ども医療費助成 | 所管課 | 福祉医療課 |
| 事業概要 | 中学校修了前までの子どもを対象に、保険適用に係る医療費の自己負担相当額を助成します。 | | |
| 第1期計画の検証 | 拡充した内容（中学生通院助成及び未就学児現物給付）を維持していくため、安定的な運営を図ることが必要です。 | | |
| 今後の方向性 | 県や医療機関等と適切に連携を図り、持続可能な制度運営に努めます。 | | |

施策目標② ひとり親家庭の子育てへの支援

| | | | |
|----------|--|-----|--------|
| 事業名 | 母子父子寡婦福祉資金の貸付制度 | 所管課 | 子ども政策課 |
| 事業概要 | ひとり親家庭の母・父及び寡婦の自立への助成と生活意欲の助長を図るため、資金の貸し付けを行います。 | | |
| 第1期計画の検証 | 個別面談を実施するなど、個々の状況に応じた対応で申請に繋がりました。 | | |
| 今後の方向性 | 貸付制度について、広く対象者に情報提供が必要です。広報等、これまでの継続した制度周知のほか、児童扶養手当の受給資格者への関係通知に同封するなど、積極的にPRします。 | | |

| | | | |
|----------|--|-----|--------|
| 事業名 | 児童扶養手当 | 所管課 | 子ども政策課 |
| 事業概要 | ひとり親家庭等に対し、児童扶養手当を支給します。 | | |
| 第1期計画の検証 | 約1,600人の受給資格者の手当について、適正に審査し支給しました。 | | |
| 今後の方向性 | 離婚する夫婦が増加傾向にあり、手当の受給資格審査のため、年間約1,000件の現地調査や事務処理が必要です。公平な手当の支給を念頭に、調査の方法について効率的な事務処理方法を検討します。 | | |

| | | | |
|----------|--|-----|--------|
| 事業名 | ひとり親家庭相談 | 所管課 | 子ども政策課 |
| 事業概要 | ひとり親家庭に関する相談に応じ、助言、指導や関係機関の紹介等を行います。 | | |
| 第1期計画の検証 | 年間200件を超える様々な相談に応じ、適切な対応を実施しました。 | | |
| 今後の方向性 | 様々な悩みを抱える、ひとり親家庭の母・父及び寡婦の方が増加し、窓口対応も複雑化しているため、支援員の対応が困難となっています。自立に向けた情報提供のほか悩みの解消に向けた手法等、職場内での情報共有及び定期的な勉強会を実施します。 | | |

| | | | |
|----------|--|-----|----------|
| 事業名 | 助産施設及び母子生活支援施設への入所 | 所管課 | 子ども家庭支援課 |
| 事業概要 | 経済的理由で入院助産を受けることができない妊産婦を助産施設で支援します。また、配偶者のいない母親やその子どもを保護するため、母子生活支援施設での安定した生活を送れるよう支援します。 | | |
| 第1期計画の検証 | 市内に事業実施する施設がないため、市外での事業実施となり、送迎など利用者の負担になっている部分があります。また、母子生活支援施設入所の希望があっても、施設に空きがない状況等があります。 | | |
| 今後の方向性 | 関係機関と事業実施に向け調整を図り、母子の安全を第一に様々な事情や要因を考慮して、施設入所を支援します。 | | |

| | | | |
|----------|---|-----|-------|
| 事業名 | 一人親家庭等医療費助成 | 所管課 | 福祉医療課 |
| 事業概要 | 一人親家庭等に対し、保険適用に係る医療費の自己負担相当額を助成します。 | | |
| 第1期計画の検証 | 拡充した内容（未就学児現物給付）を維持していくため、安定的な運営を図ることが必要です。 | | |
| 今後の方向性 | 県や医療機関等と適切に連携を図り、持続可能な制度運営に努めます。 | | |

| | | | |
|----------|--|-----|-------|
| 事業名 | ひとり親世帯の公営住宅の優先入居 | 所管課 | 住宅政策課 |
| 事業概要 | 公営住宅の入居者募集で応募者多数により抽選となった場合、ひとり親世帯の当選確率を一般世帯の2倍にして、ひとり親世帯が入居しやすくし、住居の確保を支援します。 | | |
| 第1期計画の検証 | 2018（平成30）年度の抽選における一般世帯の当選率は38.8%でしたが、それに対し、ひとり親世帯の当選率は46.2%となり、一定の成果が出ました。 | | |
| 今後の方向性 | ひとり親世帯が優先して入居できるよう、今後も取組を継続します。 | | |

| | | | |
|----------|---|-----|-------|
| 事業名 | 交通遺児見舞金事業 | 所管課 | 学校教育課 |
| 事業概要 | 鈴鹿市内に在住する交通遺児に対し、就学進学支度金及び就学に必要な費用の一助とするため見舞金を支給することにより、遺児の激励と健全な育成を図ります。 | | |
| 第1期計画の検証 | 鈴鹿市に在住する児童生徒が対象のため、公立以外の学校への周知が必要です。 | | |
| 今後の方向性 | 広報、ホームページ及び学校を通じての周知に努めます。 | | |

施策目標③ 支援の必要な子どもと家庭への途切れない支援

| | | | |
|----------|---|-----|--------|
| 事業名 | 障がい児保育事業 | 所管課 | 子ども育成課 |
| 事業概要 | 障がいのある児童の保育に必要な環境整備を行い、統合保育の推進を図ります。 | | |
| 第1期計画の検証 | 障がい児保育については、年々ニーズが増加しているため、入所する児童に対する個別指導や加配保育士等の体制整備の強化が課題です。 | | |
| 今後の方向性 | 障がい児や重度アレルギー児の保育ニーズは年々増加傾向であり、今後も更に増加が予想されるため、関係各課や関係機関と一層連携を図り、体制整備を進め事業を実施していきます。 | | |

| | | | |
|----------|---|-----|----------|
| 事業名 | 発達障がい総合支援事業 | 所管課 | 子ども家庭支援課 |
| 事業概要 | 発達に課題のある児童やその保護者に対して発達相談を実施し、専門性を生かして臨床心理士等のカウンセリングや検査を行うなど、途切れのない支援につなげます。 | | |
| 第1期計画の検証 | 5歳児健診（集団適応健診）の拡充に伴い、発達相談に係る児童やその保護者の数は増加しました。そのため、職員にはこれまで以上に職務遂行能力や専門能力の向上が求められるとともに、個々の児童や保護者のニーズが多様化する中、専門的な知見を有する人材の確保が課題です。支援の充実のため関係機関との連携を推進することも重要です。 | | |
| 今後の方向性 | 今後見込まれる発達相談児童数の増加については、引き続き関係機関との連携を推進しながら、相談者のニーズに適切に対応できるよう努めます。また、専門職の確保に努めます。 | | |

| | | | |
|----------|---|-----|----------|
| 事業名 | 就学相談 | 所管課 | 子ども家庭支援課 |
| 事業概要 | 幼児や児童生徒の障がいの種類や程度等について調査し、就学について検討するとともに、保護者等に十分な情報を提供し、適正な就学相談を行います。 | | |
| 第1期計画の検証 | 発達に課題のある児童生徒の就学判定申請者数が増加しているため、相談・支援体制の充実、連携が必要です。 | | |
| 今後の方向性 | 観察等を通じて児童生徒の特性を理解し、適正な就学判定を実施していきます。 | | |

| | | | |
|----------|---|-----|--------|
| 事業名 | 障がい児自立支援事業 | 所管課 | 障がい福祉課 |
| 事業概要 | 児童福祉法及び障害者総合支援法に基づき、障がいのある児童の健やかな育成のための福祉サービス（児童発達支援、放課後等デイサービス、短期入所等）の支給決定を行います。 | | |
| 第1期計画の検証 | 福祉サービスの支給決定を適切に実施しました。 | | |
| 今後の方向性 | 福祉サービスの拡充に伴い、利用者増加が見込まれます。また、随時制度変更が行われますが、適切に対応し福祉サービスの支給決定を行います。 | | |

| | | | |
|----------|---|-----|--------|
| 事業名 | 鈴鹿市療育センター | 所管課 | 障がい福祉課 |
| 事業概要 | 心身の発達に遅れや心配のある児童に、療育指導、生活指導及び個別訓練を行い、成長していけるよう療育支援を行います。なお、施設運営は指定管理者制度を導入し、鈴鹿市社会福祉協議会が実施しています。 | | |
| 第1期計画の検証 | 利用者、相談者の増加による飽和状態を解消するため、2019（令和元）年10月に鈴鹿市第2療育センターを開設しサービス提供体制の拡充を図りました。 | | |
| 今後の方向性 | 鈴鹿市第1及び第2療育センターは連携と相互協力を行い、サービスの平準化に努めるとともに、利用者の状況に応じた療育支援を行います。 | | |

| | | | |
|----------|---|-----|--------|
| 事業名 | 小児等在宅医療連携推進事業 | 所管課 | 健康づくり課 |
| 事業概要 | 医療的ケアを必要とする小児が、在宅で医療、福祉等のサービスの提供を受け、安心して生活できるよう医療、福祉、行政等の関係機関による支援のための体制づくりを行います。 | | |
| 第1期計画の検証 | 広域的には、にじいろネット（5市連携研究会）が発足し、市内においては行政機関等連携会議を開催することで多職種連携の顔の見える関係づくりができています。 | | |
| 今後の方向性 | 今後の地域連携ネットの活動のあり方について、関係機関と連携し、情報共有を行い検討します。 | | |

| | | | |
|----------|--|-----|-------|
| 事業名 | 特別支援教育就学奨励費補助事業 | 所管課 | 学校教育課 |
| 事業概要 | 特別支援学級に就学する児童、生徒の保護者に対して、就学のため必要な経費を助成します。 | | |
| 第1期計画の検証 | 特別支援の児童生徒数が年々増加しているため、適正な事業運営が必要です。 | | |
| 今後の方向性 | 生活及び収入状況の実態把握を正確に行い、スムーズに事業が推進できるよう努めます。 | | |

| | | | |
|----------|---|-----|-------|
| 事業名 | 特別支援教育の推進 | 所管課 | 教育指導課 |
| 事業概要 | 「個別の教育支援計画」、 「個別の指導計画」の策定、作成と引継を行うとともに、各関係機関が連携を図ることで、障がいのある児童生徒への途切れのない支援を行います。 | | |
| 第1期計画の検証 | 特別支援学級、通級指導教室における指導や支援方法を、通常の学級の指導に十分生かしていないため、通常学級における支援が必要な児童生徒を含めた授業づくりの改善が必要です。 | | |
| 今後の方向性 | 教職員の特別支援教育に関する指導力の向上を図る取組を推進するとともに、「すずかっ子支援ファイル」を更に活用しながら、一人ひとりの困り感に寄り添った支援体制の充実を図っていきます。 | | |

施策目標④ 外国人の家庭への子育て支援

| | | | |
|----------|---|-----|-------|
| 事業名 | 在住外国人支援団体活動費補助事業 | 所管課 | 市民対話課 |
| 事業概要 | 外国人児童学習支援教室における学習支援者（ボランティア）の確保など、その運営を支援し、充実を図るための財政的支援を実施します。 | | |
| 第1期計画の検証 | 外国人市民の定住化と多国籍化の進行が見込まれる中で、外国人市民を取り巻く状況に応じた施策の展開が必要です。 | | |
| 今後の方向性 | 現在行っている外国人市民への様々な支援について、外国人市民を取り巻く状況に応じて適宜施策等を見直しながら取り組んでいきます。 | | |

| | | | |
|----------|---|-----|-------|
| 事業名 | 外国人児童生徒の受入促進事業 | 所管課 | 教育支援課 |
| 事業概要 | <p>鈴鹿市日本語教育支援システムや特別の教育課程による日本語指導の充実を図るとともに、就学年齢にある外国人児童への就学ガイダンスや中学校卒業後の進路選択に向けた進路ガイダンスを開催し、外国人児童生徒の進路保障に取り組めます。</p> | | |
| 第1期計画の検証 | <p>日本語指導講師や支援員等の派遣だけでなく、日本語指導に係る研修等の充実が必要です。</p> | | |
| 今後の方向性 | <p>担当者を中心に現場の現状を改善できるよう研修を実施していきます。</p> | | |

| | | | |
|----------|---|-----|-------|
| 事業名 | 外国人児童生徒の適応支援事業 | 所管課 | 教育支援課 |
| 事業概要 | <p>外国人児童生徒支援員等の派遣や外国人教育指導助手等の配置等により、外国人児童生徒の日本語教育に取り組めます。</p> | | |
| 第1期計画の検証 | <p>ポルトガル、スペイン語圏をはじめ、アジア諸国全域から児童生徒が来日しており、多国籍化、多言語化している傾向があります。また、児童生徒の実態に応じ、外国人児童生徒支援員や外国人教育指導助手等のより効果的かつ柔軟な派遣を行うことが必要です。</p> | | |
| 今後の方向性 | <p>外国人児童生徒の在籍状況等を常に把握し、より効果的な配置に努めます。</p> | | |

| | | | |
|----------|--|-----|-------|
| 事業名 | 外国人児童生徒の就学促進事業 | 所管課 | 教育支援課 |
| 事業概要 | <p>外国人児童生徒の就学支援教室を設置し、来日間もない児童生徒の初期の日本語指導や学習指導を行います。</p> | | |
| 第1期計画の検証 | <p>外国人児童生徒の多国籍化、多言語化が進む中で、来日間もない外国人児童生徒の日本語指導や学習支援の充実を図ることが必要です。</p> | | |
| 今後の方向性 | <p>外国人児童生徒の来日状況等を継続的に把握し、就学支援教室や母語支援員を効果的に活用します。</p> | | |

施策目標⑤ 働きながら子育てする家庭への支援

| | | | |
|----------|--|-----|--------|
| 事業名 | 乳幼児健康支援一時預かり事業 (病児・病後児保育事業) | 所管課 | 子ども政策課 |
| 事業概要 | <p>保育所等に通所中の児童で、病気はほとんど回復していますが、集団生活が困難で、家庭でも保育ができない場合に、一時的に児童を預かり保育します。</p> | | |
| 第1期計画の検証 | <p>利用者が安心して利用するためにも、地域性を考え増設することが望ましいですが、医療機関の協力、看護師の配置や専用スペースの確保が必要となるため、関係機関との調整は非常に困難と思われる。</p> | | |
| 今後の方向性 | <p>2020（令和2）年4月から公立保育所（西条保育所）にて新たに実施する病後児保育事業について、鈴鹿市医師会との協議や運営方法について検討します。また、関係機関との連携による利用者への早期受診の呼びかけや、利用者への周知案内について検討します。</p> | | |

| | | | |
|----------|--|-----|--------|
| 事業名 | 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) | 所管課 | 子ども政策課 |
| 事業概要 | 保護者が労働等により昼間家庭にいない児童が、放課後等を安心して過ごすことができ適切な遊びや生活の場を通じて、児童の健全な育成を図ります。 | | |
| 第1期計画の検証 | 各放課後児童クラブにおいて、保護者のニーズに応じた適切な事業実施を図りました。 | | |
| 今後の方向性 | 発達支援を必要とする児童の増加により、放課後児童支援員の質の向上が求められています。専門的な研修等を定期的実施し、放課後児童支援員の能力向上を図ります。 | | |

| | | | |
|----------|---|-----|--------|
| 事業名 | 通常保育事業 | 所管課 | 子ども育成課 |
| 事業概要 | 保護者が就労等のために家庭において保育できない児童を通常保育時間内で保育を行います。 | | |
| 第1期計画の検証 | 少子化の影響で児童の人口は減少していますが、保護者の保育ニーズから児童数は、ほぼ横ばい状態のため、保育現場では慢性的な保育士不足が課題です。 | | |
| 今後の方向性 | 保護者の保育ニーズに対応するため、関係機関と連携し、保育現場の体制整備に力を入れるとともに、保育士の負担軽減に向けICT化等を進めていきます。 | | |

| | | | |
|----------|---|-----|--------|
| 事業名 | 時間外保育事業(延長保育事業) | 所管課 | 子ども育成課 |
| 事業概要 | 保護者の就労形態の多様化に対応するため、通常の保育時間を超えて保育を行います。 | | |
| 第1期計画の検証 | 保護者の就労形態の多様化により、継続的な事業の実施が求められますが、実施園の体制等が課題です。 | | |
| 今後の方向性 | 今後も一定の利用が見込まれるため、事業実施には実施園の体制整備が必要であることから、引き続き関係機関と連携をし実施してまいります。 | | |

| | | | |
|----------|--|-----|--------|
| 事業名 | 低年齢児保育推進事業 | 所管課 | 子ども育成課 |
| 事業概要 | 安定的な保育が実施できるよう保育士を確保しながら、年度途中入所のニーズ等にも対応できるよう、低年齢児保育を行います。 | | |
| 第1期計画の検証 | 入所児童の低年齢化や育児休業復帰に対する対策としては重要な事業ですが、実施園の体制整備が課題です。 | | |
| 今後の方向性 | 体制整備として保育士の確保を行いながら、引き続き関係機関と連携をし実施してまいります。 | | |

| | | | |
|----------|--|-----|--------|
| 事業名 | 休日保育事業 | 所管課 | 子ども育成課 |
| 事業概要 | 就労のため、休日に児童を見られない保護者のニーズに対応し、休日保育を実施します。 | | |
| 第1期計画の検証 | 保護者の就労形態の多様化によりニーズは多くありますが、事業実施園が少ないことから、対応可能な人数にも限界があるため、実施園の拡大が課題です。 | | |
| 今後の方向性 | 事業実施園を拡大するためには、保育士の雇用促進に関する補助事業の検討を実施していきます。 | | |

| | | | |
|----------|---|-----|--------|
| 事業名 | 保育所整備費補助事業 | 所管課 | 子ども育成課 |
| 事業概要 | 社会福祉法人の設置する保育所が施設整備する際に、必要な経費の一部を助成します。 | | |
| 第1期計画の検証 | 市内にある32か所の私立保育園・認定こども園が改築及び大規模改修を希望した場合、緊急性等を考慮しながら実施しなければなりません、その基準等が課題です。 | | |
| 今後の方向性 | 財政状況を踏まえて、基準を作成し事業を実施していきます。 | | |

| | | | |
|----------|---|-----|--------|
| 事業名 | 家庭支援推進保育事業 | 所管課 | 子ども育成課 |
| 事業概要 | 育児不安のある保護者、ひとり親家庭、外国人家庭に対して相談に応じ、家庭訪問等の支援を行います。また、関連機関と連携をとり、より専門的な支援を行います。 | | |
| 第1期計画の検証 | 家庭環境に対する配慮が必要な家庭は、増加傾向にあるため、事業実施に向けた職員体制の整備が課題です。 | | |
| 今後の方向性 | 外国人家庭への支援を含め、支援が必要な家庭は増加傾向にあるため、通訳や保育士等の体制整備に向けて、関係機関と連携し、引き続き事業を実施していきます。 | | |

| | | | |
|----------|--|-----|--------|
| 事業名 | 子育て支援推進保育事業 | 所管課 | 子ども育成課 |
| 事業概要 | 一定の基準を満たす認可外保育施設に対し、運営費補助を行います。 | | |
| 第1期計画の検証 | 認可保育施設を利用しづらい家庭（保護者の勤務が夜間などの家庭）の子どもを保育するなど重要な役割を担っている認可外保育施設の運営に対する支援を行っていますが、認可保育施設とのバランスが課題です。 | | |
| 今後の方向性 | 幼児教育・保育の無償化の実施により、監査基準を満たさない施設からの申請も考えられるため、経過措置期間内に基準を満たしてもらうよう、県と連携して働きかけを実施していきます。 | | |

| | | | |
|----------|--|-----|----------|
| 事業名 | 子育て短期支援事業 (トワイライトステイ) | 所管課 | 子ども家庭支援課 |
| 事業概要 | 保護者が仕事等により帰宅が夜間になる場合や休日勤務の場合に、児童養護施設等において一時的に児童を預かります。 | | |
| 第1期計画の検証 | 利用者負担額も必要となり、利用を躊躇するケースも考えられるため、支援の方法等を考えていくことが必要です。 | | |
| 今後の方向性 | 利用家庭への支援の継続と、事業の周知を図っていきます。 | | |

施策目標⑥ 子育て家庭を支える相談・情報提供の充実

| | | | |
|----------|--|-----|---------|
| 事業名 | 「こどもの部屋」の活用 | 所管課 | 男女共同参画課 |
| 事業概要 | 子育て中の女性にも社会参加の機会を確保するため、男女共同参画センターで開催する事業においては託児を設置するよう努めるとともに、事業で使用しない日は、交流や情報交換の場として活用します。 | | |
| 第1期計画の検証 | 交流や情報交換の場として有効に活用していますが、施設の老朽化により、維持修繕が問題となってきています。 | | |
| 今後の方向性 | 主に、研修等施設利用に係る託児の場所として利用されていますが、それだけではなく、自由に子ども(小学生以下)を遊ばせる場としても利用可能なため、利用方法について周知に努めます。 | | |

| | | | |
|----------|---|-----|---------|
| 事業名 | 女性のための相談事業 | 所管課 | 男女共同参画課 |
| 事業概要 | 子育てをはじめ、家庭や地域、職場での人間関係などの悩みについて、相談者自らの力で解決できるようサポートを行います。 | | |
| 第1期計画の検証 | 相談時間の拡大要望に対して、相談員の確保など早急な実施は難しい状況です。 | | |
| 今後の方向性 | 相談者の利用しやすい時間への変更や、関係機関との連携によるサポート体制を検討します。 | | |

| | | | |
|----------|--|-----|--------|
| 事業名 | 子育て情報誌 | 所管課 | 子ども政策課 |
| 事業概要 | 子育て支援情報を総合的にまとめた子育て情報誌を定期的に見直し、更新を行います。 | | |
| 第1期計画の検証 | 子育て情報誌等は、子育て世帯を中心に発信していますが、世代や世帯を問わず広く市民に周知するための検討が必要です。 | | |
| 今後の方向性 | 広報すずか、地域情報誌、ラジオ広報などの様々な媒体を使った情報発信を行うほか、市民が集うイベントに積極的に参加し、子育て情報誌などの周知に努めます。 | | |

| | | | |
|----------|---|-----|--------|
| 事業名 | 子育て支援総合コーディネート事業 | 所管課 | 子ども政策課 |
| 事業概要 | 地域における多様な子育てサービス情報を一元的に把握するとともに、子育て家庭に対する総合的な情報を提供、利用援助等の支援を行います。 | | |
| 第1期計画の検証 | 認知度が低い高齢者世帯や地域などについては、各種支援事業の認知度を高める方策を講じることが必要です。 | | |
| 今後の方向性 | 市民のニーズを踏まえ「子育て応援サイト きら鈴」をスマートフォン対応にし、閲覧機会の拡充に繋げ、積極的な周知に努めます。 | | |

| | | | |
|----------|---|-----|----------|
| 事業名 | 婦人相談事業 | 所管課 | 子ども家庭支援課 |
| 事業概要 | 婦人相談員を配置し、相談活動を通じて、児童の心身の発達に著しい影響を与える配偶者の暴力等について早期の発見に努め、必要に応じて保護します。 | | |
| 第1期計画の検証 | 相談内容が複雑化、専門化してきており、相談員、支援者の能力向上と迅速な連携による早期発見、早期対応の支援体制が必要です。 | | |
| 今後の方向性 | 研修会、講演会等への参加により、能力の向上を図り、常日頃から各関係機関との更なる連携、情報共有等により体制強化を行います。 | | |

| | | | |
|----------|--|-----|----------|
| 事業名 | 教育相談 | 所管課 | 子ども家庭支援課 |
| 事業概要 | 発達、問題行動、しつけ等の子育てや家庭問題等について、面接、電話等で保護者の相談を受け、解決に向けた支援を行います。 | | |
| 第1期計画の検証 | 相談件数の増加、相談内容の多様化に伴い、対応者のスキルアップ等を図り、支援体制の充実が必要です。 | | |
| 今後の方向性 | 増加する相談件数に対応するため、各関係機関との連携を図っていきます。 | | |

| | | | |
|----------|---|-----|----------|
| 事業名 | 臨床心理士による相談、支援 | 所管課 | 子ども家庭支援課 |
| 事業概要 | 「すずっこスクエア」等において、児童や保護者に対して適切な指導、助言を行います。 | | |
| 第1期計画の検証 | 相談件数の増加に伴うその対応に係る人員の確保が課題です。さらに、発達に課題がある児童が増える中、職員がより先端的な知識や技能を修得することが課題です。 | | |
| 今後の方向性 | 増加する相談件数に対応していくため、職員数増を検討します。また、発達・知能検査の希望児童も多くなっていることから、対応できる心理士の増員を図っていきます。 | | |

| | | | |
|----------|---|-----|--------|
| 事業名 | 電話相談 | 所管課 | 健康づくり課 |
| 事業概要 | 乳幼児の成長、発達、子育てについて、また、年齢を問わず心身の健康について電話での相談に保健師、栄養士等が適切な助言を行います。 | | |
| 第1期計画の検証 | 多様な健康相談や育児相談に対応するため、専門職の対応能力の向上が必要です。 | | |
| 今後の方向性 | 研修会等の参加や、自己研鑽により対応能力の向上を図り、対象者の心身の健康の保持増進に努めます。 | | |

| | | | |
|----------|---|-----|--------|
| 事業名 | ことばの相談、こども発達相談 | 所管課 | 健康づくり課 |
| 事業概要 | 言語発達、精神発達等、気になる子どもに対し、言語聴覚士や臨床心理士による言語発達や精神発達面の観察を行い、保護者と相談しながら対応します。 | | |
| 第1期計画の検証 | 少子化の影響はありますが、相談件数はやや増加していますので、適正な事業運営が必要です。 | | |
| 今後の方向性 | ことばの相談については、相談であり訓練の場ではないので状況を的確に把握し、他機関へつなげていきます。 | | |

| | | | |
|----------|---|-----|--------|
| 事業名 | 利用者支援事業（母子保健型） | 所管課 | 健康づくり課 |
| 事業概要 | 妊娠届出の際の母子健康手帳の交付時に保健師等専門職が個別面談を行い、妊産婦やその家族の孤立感や不安感の解消などを図り、必要な方には支援プランを立案し、安全・安心な出産、子育てへとつなげます。 | | |
| 第1期計画の検証 | 専門的知見と当事者目線の両方の視点を生かした相談支援を行うためには、必要な情報を共有し、途切れなく支援をすることが必要です。そのための専門職の安定的確保が課題です。 | | |
| 今後の方向性 | 関係機関と情報を共有し、「妊娠・出産期から途切れのない支援」を確保する機能を持つ「仕組み」を「子育て世代包括支援センター」と位置付け、関係機関との連携を強化し、専門職の安定的確保に努めます。 | | |

施策目標⑦ 子どもの貧困に対する支援

| | | | |
|----------|---|-----|--------|
| 事業名 | 子どもの貧困対策事業 (2017(平成29)年度から) | 所管課 | 子ども政策課 |
| 事業概要 | 現在実施されている子どもの貧困対策に関連する事業の連携、情報共有、市民や関連団体への啓発、情報提供を行います。 | | |
| 第1期計画の検証 | 貧困家庭を早期に発見し、必要な支援につなぐ必要があると認識していますが、子どもの貧困は、支援対象も漠然としており、支援分野も多岐にわたるため、子どもや親の努力だけで、抜け出すことは難しく、深刻化することもあり、見えにくい、わかりにくいとされています。 | | |
| 今後の方向性 | 「地域や社会全体で、子育てを支える」という視点から、市民、行政、関係団体等が連携し、「子育て家庭の孤立化」を未然に防ぐことに努めます。 | | |

| | | | |
|----------|---|-----|-------|
| 事業名 | 要保護及び準要保護児童生徒援助費補助事業 | 所管課 | 学校教育課 |
| 事業概要 | 経済的な理由により、就学が困難な小中学校の児童生徒の保護者に対し、就学のため必要な経費を援助します。 | | |
| 第1期計画の検証 | 生徒数の減少があるものの、依然として要保護・準要保護の対象者は多い状況です。 | | |
| 今後の方向性 | 世帯及び収入状況の実態把握を行い、真に困窮している方に制度を利用していただけよう学校とも連携を図っていきます。 | | |

基本目標 2 子どもの健やかな成長に向けた支援の充実

施策目標① 教育・学習による子どもの成長への支援

| | | | |
|----------|--|-----|-------|
| 事業名 | 森と緑の生涯学習事業 | 所管課 | 地域協働課 |
| 事業概要 | 小学生を対象に、公民館において、森林学習、木工教室、フィールドワーク等の学習を通じ森や自然を大切に作る人づくりを進めるために、森と緑の生涯学習講座を実施します。 | | |
| 第1期計画の検証 | 本事業は、2023（令和5）年度までの時限的な交付金ですが、交付期間は生涯学習事業の充実を図る手法のひとつとして、適正な実施を図ることが必要です。 | | |
| 今後の方向性 | より多くの地域住民に、森と緑の保全等の理解を深めていただけるよう、関連するNPO等との連携を取りながら事業内容の充実を図ります。 | | |

| | | | |
|----------|---|-----|-------|
| 事業名 | 鈴鹿国際交流協会補助事業 | 所管課 | 市民対話課 |
| 事業概要 | 友好都市との青少年相互交流事業による中高生の国際理解、多文化共生意識の向上や外国人児童の学習をサポートする学習支援ボランティアの養成事業などによる外国人児童生徒の成長に資する事業を実施する（公財）鈴鹿国際交流協会に対し、財政的かつ人的な支援を実施します。 | | |
| 第1期計画の検証 | 協会の実施事業への協力など、人的支援に努めました。 | | |
| 今後の方向性 | 賛助会員や企業会員の拡大に向けて協会と連携した取組を行うとともに、外部機関が実施する助成事業の活用等、情報の収集に努め、情報共有を図りながら積極的に関与していきます。 | | |

| | | | |
|----------|--|-----|-----|
| 事業名 | 子ども読書活動の推進 | 所管課 | 図書館 |
| 事業概要 | 乳幼児、小学校児童を対象とした、読書推進につながるイベントを開催します。 | | |
| 第1期計画の検証 | おはなし会や手作り絵本教室、図書館探検クイズなど、子どもたちが楽しみながら読書推進につながる様々なイベントを開催していますが、参加者の掘り起こしに苦慮しています。また、ボランティアの協力を得て実施しているイベントも多くありますが、ボランティアの高齢化や多忙による人員確保の難しさなどが課題です。 | | |
| 今後の方向性 | 毎年、図書館利用者アンケートや、イベントごとに行っている、事業アンケートにより、多様化するニーズを把握し、新たな参加者を呼び込めるようなイベントを企画していきます。併せて、SNSなども活用して広くイベントを周知し、より多くの市民に情報が届くよう取り組みます。また、ボランティアの新規募集、育成を行い、イベントを継続して行っていけるよう後継者の育成、人員確保に努めます。 | | |

| | | | |
|----------|---|-----|--------|
| 事業名 | 公立幼稚園事業 | 所管課 | 子ども育成課 |
| 事業概要 | 義務教育及びその後の教育の基礎を培い、幼児の健やかな成長と心身の発達を助長するための幼児教育を行います。 | | |
| 第1期計画の検証 | 幼稚園再編整備計画に基づき統廃合を進め、すべての園で2年保育を実施しました。また、適正な幼児教育を提供するために、休園基準・廃園基準を見直しました。 | | |
| 今後の方向性 | ライフスタイルの多様化などにより、公立幼稚園の利用者は減少傾向にありますが、幼児教育・保育の無償化の影響も考慮し、多様なニーズ対応できるような体制を検討していきます。 | | |

| | | | |
|----------|--|-----|-------|
| 事業名 | 国際理解教育の推進 | 所管課 | 教育指導課 |
| 事業概要 | 児童生徒の異文化への理解を深め、価値観の違いを尊重できる意識を醸成します。また、外国人とのコミュニケーション能力を高めるため、外国語教育や外国人との交流活動の充実を図ります。 | | |
| 第1期計画の検証 | 新学習指導要領の全面实施に伴い、小学校外国語教育の目標及び指導事項が高度化されるため、今後は新学習指導要領に基づく授業づくりに向けた支援体制を強化するとともに、授業を支援する英語アシスタントの確保に努めることが必要です。 | | |
| 今後の方向性 | 英語アシスタントの採用条件を見直し、より幅広く地域在住の英語に堪能な方の力を借りられるようにします。また、担当者会や研修会を計画的に企画、運営して、各校のニーズに合った教職員支援に努めます。 | | |

| | | | |
|----------|---|-----|-------|
| 事業名 | 外部人材（夢工房～達人に学ぶ）の活用 | 所管課 | 教育指導課 |
| 事業概要 | 学術・芸術・文化の専門家等、その道一筋に生きてこられた方々を幼稚園や学校に派遣し、子どもたちが夢と希望を持ち、生き方を考えたり学んだりすることができる出前講座を実施します。 | | |
| 第1期計画の検証 | 教育課程に位置付けた講座の開催が定着していますが、講師の負担感の増加や高齢化などにより継続実施が難しくなっています。 | | |
| 今後の方向性 | 今後も適切な実施について呼びかけ、計画的に実施し、児童生徒に生き方や将来について考える機会を提供できるよう、継続して取り組みます。また、講座の継続に向けて取り組むとともに、広く外部人材の活用に努めます。 | | |

| | | | |
|----------|--|-----|-------|
| 事業名 | 人権教育研究推進事業 | 所管課 | 教育支援課 |
| 事業概要 | 市内中学校区ごとに「子ども人権フォーラムすずか」を開催するとともに、市内中学生で構成する「子ども人権ネットワーク」において、差別やいじめ等、人権問題に係る取組を推進します。 | | |
| 第1期計画の検証 | 人権教育センターの機能をより充実させ、各小中学校の人権教育に係る授業や子どもが主体となる取組を支えていくことが必要です。 | | |
| 今後の方向性 | 各学校の人権教育研修会等へ、人権教育センター職員を派遣し、研修会の充実や教員の指導力向上を図ります。 | | |

| | | | |
|----------|---|-----|-------|
| 事業名 | いじめ防止対策推進事業 | 所管課 | 教育支援課 |
| 事業概要 | 鈴鹿市いじめ防止基本方針に基づき、いじめの未然防止に向けた啓発活動や児童会、生徒会等が主体となったいじめ防止の取組を進めるとともに、関係機関等と連携した相談体制の充実及び早期解決に取り組めます。 | | |
| 第1期計画の検証 | いじめ問題の未然防止、早期発見、早期対応がどの学校においても組織的に実施されるために、教員の意識や能力の向上を図る研修会等が必要です。 | | |
| 今後の方向性 | 小中学校生徒指導担当者会でいじめ防止に関する研修会を実施し、各学校の実践発表や取組を共有し、教員の指導力向上を図ります。 | | |

施策目標② 地域における交流等の充実

| | | | |
|----------|--|-----|-------|
| 事業名 | 公民館における子育て支援事業 | 所管課 | 地域協働課 |
| 事業概要 | 小学校就学前児童及び小学生や保護者を対象に、子育てについて学びあう場と交流の場を提供することで、保護者の子育てを支援します。 | | |
| 第1期計画の検証 | 地域づくりの拠点施設として、従来の生涯学習事業だけに留まらず、地域づくりにつながる事業を実施していくことで利用者を増やしていくことが必要です。また、施設維持管理に関しては、施設の長寿命化を図るため、計画的な維持修繕を図ることが必要です。 | | |
| 今後の方向性 | 地域で子どもを「守り」、「育む」場として公民館利用の推進を図ります。また、地域づくり協議会と連携し、開かれた子育て支援事業をめざします。 | | |

| | | | |
|----------|--|-----|-------|
| 事業名 | 児童センター管理運営事業 | 所管課 | 人権政策課 |
| 事業概要 | 児童に遊びの場を提供し、健全な遊びを指導することにより心身の健全な発育（健康の増進、情操を豊かにする）を支援します。また、児童同士の遊びの中での人間関係の経験を支援することで人権意識の増進を図ります。 | | |
| 第1期計画の検証 | 利用する子どもの年齢層にばらつきがみられ、高学年の利用が少なくなっています。また、新たに利用する子どもが減っているため、児童センターの役割を市民に広く認知してもらい、幅広い年齢の多くの児童に利用してもらうことが課題です。 | | |
| 今後の方向性 | ホームページや市民向けイベントへの参加、市内小中学校の施設見学の受入れ等により、児童センターを広くPRします。また、多年齢の子ども達が参加しやすい事業を、更に創意工夫して実施していきます。 | | |

| | | | |
|----------|---|-----|-------|
| 事業名 | 放課後子ども教室運営事業 | 所管課 | 文化振興課 |
| 事業概要 | 放課後や土曜日に公民館や小学校等を利用し、子どもたちの安全安心な居場所を設け、地域住民の参画を得ながら、地域社会の中で健やかに育まれる環境づくりを推進します。 | | |
| 第1期計画の検証 | 地域住民の協力を得て、各小学校区における放課後の子どもたちの安全安心な居場所づくりや学習環境づくりに寄与することができました。 | | |
| 今後の方向性 | 関係機関と連携しながら、地域のニーズを把握し、地域や学校と協力して新規教室が開設できるよう努めます。 | | |

| | | | |
|----------|--|-----|-------|
| 事業名 | 鈴鹿ジュニアリーダー会への補助事業 | 所管課 | 文化振興課 |
| 事業概要 | 鈴鹿ジュニアリーダー会が行う、小中学生を対象にしたジュニアリーダー養成講習会等の活動費を補助します。 | | |
| 第1期計画の検証 | 毎年講習会を行っていますが、ジュニアリーダー会への入会には至らず、会員数が減少しています。 | | |
| 今後の方向性 | 地域の行事等でジュニアリーダー会の活動のPRを行い、会員獲得を図ります。 | | |

| | | | |
|----------|--|-----|-------|
| 事業名 | 小中学生全国大会等出場激励金交付事業 | 所管課 | スポーツ課 |
| 事業概要 | 各種スポーツ大会において、国際大会及び全国大会に出場する児童・生徒に、激励金を交付します。 | | |
| 第1期計画の検証 | 様々なスポーツがある中で、交付に当たっては当事者からの申請となるため、制度を広く知ってもらうことが課題です。 | | |
| 今後の方向性 | 大会内容の把握はもとより、制度の周知に努めます。 | | |

| | | | |
|----------|--|-----|-------|
| 事業名 | 各種ジュニアスポーツ大会の開催 | 所管課 | スポーツ課 |
| 事業概要 | 各競技ジュニアスポーツ大会等を開催し、相互の親睦、交歓と技術向上を図るとともに、青少年の健全育成を図ります。 | | |
| 第1期計画の検証 | 主催大会のあり方や運営方法について、競技によっては見直しを行うことが必要です。 | | |
| 今後の方向性 | 各競技団体と大会運営方法等について協議を行うとともに、ジュニアスポーツ選手の育成、強化に努めます。 | | |

| | | | |
|----------|--|-----|--------|
| 事業名 | 保育所地域活動 | 所管課 | 子ども育成課 |
| 事業概要 | 老人福祉施設訪問等の世代間交流事業や地域における異年齢児交流等を実施します。 | | |
| 第1期計画の検証 | 各保育所の保育目標、事業計画により実施している事業であり、地域によって働きかけ等の課題も見つげながら実施しています。 | | |
| 今後の方向性 | 今後も、各保育所の保育目標、事業計画により事業を実施していき、地域に根差した保育所をめざします。 | | |

| | | | |
|----------|---|-----|-------|
| 事業名 | コミュニティ・スクール推進事業 | 所管課 | 教育支援課 |
| 事業概要 | 公立小中学校の学校運営協議会での協議を生かした特色ある学校づくりを進め、保護者や地域住民の教育活動への参加を促進し、地域ぐるみで子どもの教育の充実を図ります。 | | |
| 第1期計画の検証 | 取組の充実を図るためには、地域コーディネーターの有効活用や複数配置と学校支援ボランティアの増加が必要であり、地域づくり協議会との連携も求められています。 | | |
| 今後の方向性 | コミュニティ・スクール推進コーディネーターを積極的に学校へ派遣し、取組の充実に向けた指導、助言を行います。 | | |

| | | | |
|----------|--|-----|--------|
| 事業名 | 都市公園整備事業 | 所管課 | 市街地整備課 |
| 事業概要 | 都市公園が市民にとって安全で快適な憩いの場となるよう、公園施設の新設、改良を実施します。 | | |
| 第1期計画の検証 | 公園施設の老朽化及び定期点検の結果により更新対象となった遊具が増加していることから、維持管理、修繕が問題となっています。 | | |
| 今後の方向性 | 公園施設の老朽化対策として、長寿命化計画に基づき、優先順位を明確にしながらかつ効果的に公園施設の更新、改修等を実施していきます。 | | |

| | | | |
|----------|---|-----|-------|
| 事業名 | チャレンジ14（職場体験学習）の推進 | 所管課 | 教育指導課 |
| 事業概要 | 地元企業、事業所、商工会議所、青年会議所等の協力を得て、中学生による職場体験学習を実施します。「おしごと先生」等地域と共働したキャリア教育を推進します。 | | |
| 第1期計画の検証 | 受入事業所の職種の偏りを減らすため、新規の協力事業所を開拓することが必要です。また、生徒が事業所まで自転車で通うことが多いため、校区内又はできる限り近くの協力事業所を開拓することが必要です。 | | |
| 今後の方向性 | 職場体験学習の実施時期が9月と11月に集中していることも考慮し、事前に各校の担当者同士で日程の調整等を行い、生徒が希望する職種の体験ができるよう、事業所確保に努めます。また、各校において、校区内の事業所の情報収集に努め、協力依頼を行っていきます。 | | |

施策目標③ 子ども自身の声を聞く相談の充実

| | | | |
|----------|---|-----|----------|
| 事業名 | 子どもと親の居場所づくり事業 | 所管課 | 子ども家庭支援課 |
| 事業概要 | 子どもと子どもに関する悩みを抱える子育て家庭の支援の場である「子どもと親の居場所」（ほ～むベース）を確保することにより、子育てに関する相談、支援や情報提供を行います。 | | |
| 第1期計画の検証 | 子どもや保護者の孤立化等を防ぐため、子どもや保護者のよりどころとなり、継続して支援していくことが必要です。 | | |
| 今後の方向性 | 学校と「ほ～むベース」との連携を密にして、子どもと保護者により効果的な支援を行います。 | | |

| | | | |
|----------|---|-----|-------|
| 事業名 | 不登校対策推進事業 | 所管課 | 教育支援課 |
| 事業概要 | 適応指導教室（けやき教室、さつき教室）での居場所づくりや、小中学校に派遣するスクールライフサポーター、不登校対策教育支援員による不登校児童生徒への支援に取り組みます。 | | |
| 第1期計画の検証 | スクールライフサポーターや不登校対策教育支援員が有効に活用されるよう、派遣する時間帯や活動内容の工夫が必要です。 | | |
| 今後の方向性 | 各学校の不登校児童生徒の状況から、スクールライフサポーターや不登校対策教育支援員の活用について、不登校対策アドバイザーが助言を行い、有効活用へつなげます。 | | |

施策目標④ 児童虐待防止対策の充実

| | | | |
|----------|--|-----|----------|
| 事業名 | 児童虐待防止対策事業 | 所管課 | 子ども家庭支援課 |
| 事業概要 | 児童虐待防止対策の強化のため、児童虐待の疑いと通報を受けた場合は、速やかに児童相談所へ通告を行うとともに、園や学校、児童福祉施設等の職員の協力を得て、その児童の安全確認を行います。また、児童虐待防止に関する周知、啓発活動を行います。 | | |
| 第1期計画の検証 | 相談内容が複雑化、多様化してきており、相談員の能力向上と迅速な連携による早期発見、早期対応の支援体制が必要です。また、児童虐待の早期発見のため、地域、各関係機関からの協力を得られるよう児童虐待防止に関する周知、啓発が必要です。 | | |
| 今後の方向性 | 研修会、講演会等への参加により、職員の能力の向上を図り、常日頃から各関係機関との更なる連携、情報共有等により体制強化を行います。また、児童虐待防止に関する周知のため、街頭啓発や、講演会、各関係機関の会議等での周知、啓発を行います。 | | |

| | | | |
|----------|---|-----|----------|
| 事業名 | 里親制度の普及・啓発 | 所管課 | 子ども家庭支援課 |
| 事業概要 | 児童虐待等により家庭での養育が不適切と判断された児童を里親となる家庭に迎え入れ、愛情とまごころをこめて養育する里親制度の普及、啓発を図ります。 | | |
| 第1期計画の検証 | 県が推進する事業であるため、県の担当者と協力して普及、啓発活動を行うため、連携が重要です。 | | |
| 今後の方向性 | 市民に里親制度について理解をしてもらうため、広報等での啓発活動を行います。また、県の啓発活動に積極的に参加し、普及、啓発活動を実施するため、制度についての理解を深めます。 | | |

| | | | |
|----------|--|-----|----------|
| 事業名 | 鈴鹿市要保護児童等・DV対策地域協議会 | 所管課 | 子ども家庭支援課 |
| 事業概要 | 児童虐待等の要保護児童や配偶者等からの暴力（DV）問題に対して、医療、福祉、保健、教育等の関係機関が連携して、早期発見や未然防止等の円滑な推進を図るため、「要保護児童等・DV対策地域協議会」を開催します。 | | |
| 第1期計画の検証 | 取り扱う事案の内容が複雑化しているため、各関係機関と事案に対して確実な連携を行い、情報共有を図ることが重要です。 | | |
| 今後の方向性 | 事案に対する確実な連携を行うため、各関係機関とケース会議を密に行い、支援の方向性等の共通認識を行います。 | | |

| | | | |
|----------|---|-----|----------|
| 事業名 | 養育支援家庭訪問事業 | 所管課 | 子ども家庭支援課 |
| 事業概要 | 児童虐待の未然防止や諸問題の解決を図るため、養育支援が特に必要とされた家庭への支援等を実施します。 | | |
| 第1期計画の検証 | 相談内容が複雑化、多様化してきており、相談員、支援者の能力向上と迅速な連携による早期発見、早期対応の支援体制が必要です。 | | |
| 今後の方向性 | 研修会、講演会等への参加により、能力の向上を図り、常日頃から各関係機関との更なる連携、情報共有等により体制強化と適切な事業推進に努めます。 | | |

基本目標3 親と子の健康づくりの推進

施策目標① 健康な子育てへの支援

| | | | |
|----------|--|-----|----------|
| 事業名 | 5歳児健診（集団適応健診）事業 （2018（平成30）年度から） | 所管課 | 子ども家庭支援課 |
| 事業概要 | 全ての満5歳児を対象に健診を実施し、就学前から発達に課題を抱える児童の早期発見、早期支援をすることで、スムーズな就学につなげます。 | | |
| 第1期計画の検証 | 2018（平成30）年度から全ての満5歳児を対象に健診を実施し、事業が拡大したことから、効率的かつ効果的な健診方法の確立が重要です。また、健診後のフォロー体制の構築も必要です。 | | |
| 今後の方向性 | 健診業務だけでなく、健診後のフォローを充実させていくため、すずこスクエアを活用し、子育てに悩みや心配のある保護者に対して、臨床心理士、教員、保育士、保健師が相談を行います。 | | |

| | | | |
|----------|--|-----|--------|
| 事業名 | 母子・父子健康手帳の交付 | 所管課 | 健康づくり課 |
| 事業概要 | 母子の健やかな成長を支援するため、妊娠届出のあった方に母子健康手帳を交付します。同時に希望者に父子健康手帳を交付し父親の育児参加や、父性の意識の高揚に努めます。 | | |
| 第1期計画の検証 | 母子健康手帳交付時に、同時に父親に対しても積極的な育児参加や父性の意識の高揚を啓発していくことが必要です。 | | |
| 今後の方向性 | 父子健康手帳の更なる周知に努め、男性の子育てを応援します。 | | |

| | | | |
|----------|--|-----|--------|
| 事業名 | 妊産婦・乳幼児訪問指導 | 所管課 | 健康づくり課 |
| 事業概要 | 訪問を希望される方に対し保健師が訪問し、健康、育児に関する相談を行うことにより、不安の軽減を図ります。また、妊産婦・乳幼児の健診、相談の事後フォローを行います。 | | |
| 第1期計画の検証 | 「妊娠・出産期から途切れのない支援」を行うに当たり、対象者の増加が見込まれることから、専門職の安定的確保が課題です。 | | |
| 今後の方向性 | 事業間での連携を図るなど、効率化に努めるとともに、専門職の安定的な雇用方策を検討します。 | | |

| | | | |
|----------|---|-----|--------|
| 事業名 | すくすく広場 | 所管課 | 健康づくり課 |
| 事業概要 | 保健師や栄養士、助産師による育児や栄養、授乳の相談を行い育児不安の解消と子育て支援を行います。消防士と連携し救急予防の講座も開きます。 | | |
| 第1期計画の検証 | 妊娠届出時等の啓発により、乳児期からの利用につながっています。2019（平成31）年4月から待合を利用し消防士の講話を導入しましたが、家庭での事故予防や救急予防の対応能力が必要です。 | | |
| 今後の方向性 | 今後も保護者の子育てに対する不安感の軽減に努め、相談事業の役割を果たし、家庭での事故予防や救急予防の対応能力の向上に努めます。 | | |

| | | | |
|----------|---|-----|--------|
| 事業名 | 健康教育 | 所管課 | 健康づくり課 |
| 事業概要 | 公民館主催の乳幼児学級や子育てサロン等の依頼に応じたり、また、保健センターではすすくファミリー教室として妊娠、出産、育児についての正しい知識の普及と育児不安の軽減をはかり、仲間作りを支援します。 | | |
| 第1期計画の検証 | 適正に事業運営はしていますが、より満足度の高い事業展開をしていくため、一部業務委託をすることや職員のスキルアップも必要です。 | | |
| 今後の方向性 | 市民サービス向上のため関係団体とも検討を行い、業務の効率化を図ります。 | | |

| | | | |
|----------|--|-----|--------|
| 事業名 | 歯と口の健康週間事業 | 所管課 | 健康づくり課 |
| 事業概要 | 歯と口の健康週間にちなみ、歯科医師会と共催し、歯の無料健診、相談、親子のよい歯のコンクールを実施することにより、虫歯予防と、歯の健康についての意識の高揚に努めます。 | | |
| 第1期計画の検証 | 歯と口の健康週間事業の来場者が近年減少傾向にあることが課題です。 | | |
| 今後の方向性 | 関係機関等と更なる連携を図り、歯と口の健康週間事業の周知及び来場者確保に努めます。 | | |

| | | | |
|----------|---|-----|--------|
| 事業名 | 妊婦一般健康診査、歯科健康診査 | 所管課 | 健康づくり課 |
| 事業概要 | 妊娠中に14回まで医療機関、助産所において健康診査を公費負担で行い、必要な支援を行います。また、妊娠中に1回歯科健康診査を歯科医療機関にて行い必要な支援を実施します。 | | |
| 第1期計画の検証 | 歯科健康診査は、妊娠期からかかりつけ医を持つきっかけとなっています。妊娠中の母体の健康管理は産まれてくる子どもの健康に大きく関係するので、健康診査の受診率向上が課題です。 | | |
| 今後の方向性 | 受診率向上のため、医療機関や他団体とも連携し、更なる周知に努めます。 | | |

| | | | |
|----------|---|-----|--------|
| 事業名 | ペリネイタルビジット (出産前後小児保健指導事業) | 所管課 | 健康づくり課 |
| 事業概要 | 妊産婦のもつ育児不安の解消のため、産婦人科医と小児科医の連携のもと、小児科医から育児に関する保健指導を受ける機会を提供します。 | | |
| 第1期計画の検証 | 事業の利用でかかりつけ医を持つきっかけとなっています。妊産婦の育児不安を軽減するため、利用者増加に向けて周知が必要です。 | | |
| 今後の方向性 | 利用者増加に向けて、妊娠届出時や医療機関を通じて更なる周知に努めます。 | | |

| | | | |
|----------|--|-----|--------|
| 事業名 | 乳幼児健康診査，未受診者対策 | 所管課 | 健康づくり課 |
| 事業概要 | 乳児期（4か月，10か月），1歳6か月，3歳時に健康診査を公費負担で行い，発育や発達の確認や必要な支援を行います。未受診者には受診勧奨を行い対象者の全数把握に努めます。 | | |
| 第1期計画の検証 | 適正な時期に健康診査を実施し，未受診者の減少のため個々の状況の把握が必要です。 | | |
| 今後の方向性 | 受診率向上のため，分かりやすい周知と未受診者への受診勧奨に努めます。 | | |

| | | | |
|----------|--|-----|--------|
| 事業名 | 母子保健地域推進員活動 | 所管課 | 健康づくり課 |
| 事業概要 | 母子保健制度の普及，1歳6か月児健康診査未受診者の受診勧奨，行政とのパイプ役としての活動を通じ，市民の身近な相談役として，子育てを支援します。 | | |
| 第1期計画の検証 | 市民の身近な相談役として，子育てサロンでの妊婦や親子への声掛け，また1歳6か月児健康診査未受診訪問等で行政とのパイプ役としての活動を行いました。 | | |
| 今後の方向性 | 引き続き関係団体と連携し地域での妊産婦や子育て家庭の孤立化予防に努めます。 | | |

| | | | |
|----------|---|-----|--------|
| 事業名 | 予防接種 | 所管課 | 健康づくり課 |
| 事業概要 | 予防接種法による予防接種を個別接種で実施し，病気の予防を図ります。また，ムンプス・ロタ予防接種費用の一部を助成します。 | | |
| 第1期計画の検証 | 予防接種法の改正が頻繁にあり，速やかで効果的な周知が必要です。 | | |
| 今後の方向性 | 広報，HP等による周知活動を継続し，スムーズに事業が推進できるよう努めます。 | | |

| | | | |
|----------|---|-----|--------|
| 事業名 | 産婦健康診査，産後ケア事業 （2017（平成29）年度から） | 所管課 | 健康づくり課 |
| 事業概要 | 産後うつ等の予防や新生児への虐待予防等を図るため産後2週間，1か月で健康診査を実施します。また，産後の母の体調を整え，育児の不安を解消することを目的に産後ケア事業を行います。 | | |
| 第1期計画の検証 | 産後ケア事業は国庫補助事業のため対象者の要件に制限があり，市として対象者の要件を検討することが必要です。 | | |
| 今後の方向性 | 関係機関とも協議し必要な方に利用できるよう要件を検討します。 | | |

| | | | |
|----------|--|-----|--------|
| 事業名 | 産前・産後サポート事業 (2017(平成29)年度から) | 所管課 | 健康づくり課 |
| 事業概要 | 妊娠、出産、子育てに関する悩み等に対し、助産師や子育て経験者等が不安や悩みを傾聴し、地域の母親同士の仲間づくりを促し、妊産婦が家庭や地域における孤立感を軽減し、安心して妊娠期を過ごし、育児に臨めるようサポートします。 | | |
| 第1期計画の検証 | 「妊娠・出産期から途切れのない支援」を行うに当たり、対象者の増加が見込まれるため、専門職の確保が課題です。 | | |
| 今後の方向性 | 事業間での連携を図るなど、効率化に努めるとともに、専門職の確保方策を見直します。 | | |

施策目標② 子どもの健康のための支援

| | | | |
|----------|--|-----|--------|
| 事業名 | 鈴鹿市応急診療所 | 所管課 | 健康づくり課 |
| 事業概要 | 平時から、夜間、休日に対応できる医療体制を周知するとともに、休日及び夜間の急な疾病について、応急診療を実施します(土、休日、年末年始の夜間は小児科医師、内科医師による診療)。 | | |
| 第1期計画の検証 | 地域の一次救急医療の一端として、夜間や休日など他の医療機関が対応していない時間帯に診療していることから、今後も受診者数は増加していくと予想されます。 | | |
| 今後の方向性 | 受診者や市民に対し、広報紙やチラシ、講座等を利用し、医療機関の適正受診や、かかりつけ医を持つことの推奨、家庭看護力向上についての普及啓発活動を行い、受診者数の増加に対応します。 | | |

| | | | |
|----------|---|-----|--------|
| 事業名 | 乳児家庭全戸訪問事業、新生児訪問指導 | 所管課 | 健康づくり課 |
| 事業概要 | 生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問員(主任児童委員、保健師、看護師、助産師等)が訪問し、育児に関する情報を提供し、育児相談を受けるとともに育児環境を整えます。 | | |
| 第1期計画の検証 | 生後4か月までの乳児のいる全家庭を対象としていますが、生後4か月以降にも訪問を行うなど全数把握が必要です。 | | |
| 今後の方向性 | 引き続き全数把握し、全戸訪問に努めます。 | | |

| | | | |
|----------|---|-----|--------|
| 事業名 | 幼児健康診査事後フォロー教室 | 所管課 | 健康づくり課 |
| 事業概要 | 幼児健康診査後、子どもの発達で支援の必要な方や育児不安の強い方等を対象に、親子での遊びを通して子どもの成長を見守り、保護者の不安が軽減できるよう支援します。必要時、適切な機関へ途切れなく引継ぎしていきます。 | | |
| 第1期計画の検証 | 対象者の増加により、適正に事業展開をしていくために、効率的で効果的な運営が必要です。 | | |
| 今後の方向性 | 教室をより充実させていくために、子育てに悩みや心配のある保護者に対して、専門職が相談支援を行い入園や療育の活用へとつなげていきます。 | | |

基本目標 4 安心して子育てができる地域環境づくりの推進

施策目標① 安全・安心な子育て環境づくり

| | | | |
|----------|--|-----|---------|
| 事業名 | 防災啓発推進事業 | 所管課 | 防災危機管理課 |
| 事業概要 | 小中学生に対して、災害から命を守るための防災啓発を実施します。 | | |
| 第1期計画の検証 | 自治会を対象とした防災啓発を実施しているが、参加者の多数が高齢者である場合が多く、各年齢層の参加が課題です。 | | |
| 今後の方向性 | 防災、減災は全ての世代が取り組むべき内容であることから、高齢者以外の世代も参加しやすい防災啓発を実施します。 | | |

| | | | |
|----------|--|-----|-------|
| 事業名 | 自主防犯団体の拡充 | 所管課 | 交通防犯課 |
| 事業概要 | 地域住民が主体となる自主防犯団体の拡充を図り、地域ぐるみで子どもの安全・安心を守る地域づくりを進めます。 | | |
| 第1期計画の検証 | 自主防犯団体構成員の高齢化と、後継者の不足が課題です。 | | |
| 今後の方向性 | 防犯活動の重要性を啓発し、幅広い世代の参加を促すとともに、自主防犯団体同士の連携を強化します。 | | |

| | | | |
|----------|---|-----|-------|
| 事業名 | 子どもを守る家活動補助事業 | 所管課 | 教育支援課 |
| 事業概要 | 鈴鹿市PTA連合会が実施している「子どもを守る家」活動に関し、地域の登録者に対し、災害見舞金保険料相当額の補助を行います。 | | |
| 第1期計画の検証 | 登下校時における子どもの安全確保を図るため、「子どもを守る家」の協力者を増やすことが必要です。 | | |
| 今後の方向性 | 各学校のPTAや学校運営協議会等を通じて、「子どもを守る家」の協力者を増やします。 | | |

| | | | |
|----------|---|-----|-------|
| 事業名 | 安全安心ネットワーク推進事業 | 所管課 | 教育支援課 |
| 事業概要 | 登下校時の青色回転灯パトロールや各学校パトロール隊による見守り活動、防犯ホイッスルの配布、不審者等に対応する力を培う防犯教室の実施等による「自分の命は自分で守る力」の育成を図る等、安全・安心対策に取り組みます。 | | |
| 第1期計画の検証 | ボランティアの高齢化や固定化が考えられ、ボランティアの確保が課題です。 | | |
| 今後の方向性 | 学校運営協議会でボランティアの拡充について協議し、安全安心ボランティアの増加を図ります。 | | |

| | | | |
|----------|---|-----|-------|
| 事業名 | 健全育成事業 | 所管課 | 教育支援課 |
| 事業概要 | 各小中学校で万引き防止教室、スマホ等の正しい使い方教室、薬物乱用防止教室等や街頭補導活動による「愛の一声」運動を実施し、児童生徒の有害環境から身を守る資質や態度を育成します。 | | |
| 第1期計画の検証 | スマートフォンが急速に普及し、SNS等におけるトラブルや犯罪被害が増えているため、未然防止や早期対応が重要です。 | | |
| 今後の方向性 | 各学校において、携帯電話会社や教育委員会事務局による健全育成に係る出前講座を実施します。 | | |

施策目標② 地域における子育て支援の充実

| | | | |
|----------|---|-----|-------|
| 事業名 | 学官連携協議会議 | 所管課 | 総合政策課 |
| 事業概要 | 地域の活性化と教育・文化の振興のため、市内の高等教育機関（鈴鹿医療科学大学、鈴鹿大学・鈴鹿大学短期大学部、鈴鹿工業高等専門学校）と市で構成する学官連携協議会議を開催します。 | | |
| 第1期計画の検証 | これまで毎年各校1回ずつ、年間3回の学官連携協議会議を開催し、2015（平成27）年度から2019（令和元）年度までに、15回開催しました。子ども・子育てに係る事項をはじめ、市の施策の推進のための提案が担当各課からなされており、今後も市内高等教育機関の知見を活かした施策推進が必要です。 | | |
| 今後の方向性 | 引き続き学官連携協議会議を開催し、市内高等教育機関と子ども・子育てなど市の施策推進に関して建設的な協議を行うことができるよう取り組みます。 | | |

| | | | |
|----------|---|-----|-------|
| 事業名 | 市民活動支援事業 | 所管課 | 地域協働課 |
| 事業概要 | 子育て支援等に関わる団体も含めた市民活動団体の活動紹介や関連イベントのお知らせ等、情報発信の支援を行います。 | | |
| 第1期計画の検証 | 地域づくりの動きが全市域で始まっている中、今後求められる支援機能の検証及び拠点施設となる市民活動センター（まちづくりセンター）整備が必要です。 | | |
| 今後の方向性 | 地域づくり活動団体等への中間支援機能の検証及び市民活動センター（まちづくりセンター）設置に向けての検討を進めるため、市民活動支援業務のあり方を見直します。 | | |

| | | | |
|----------|--|-----|---------|
| 事業名 | 子育てサークル・NPO等への支援 | 所管課 | 男女共同参画課 |
| 事業概要 | 子育てサークルや子育て支援事業を行うNPO等の活動を支援します。 | | |
| 第1期計画の検証 | 男女共同参画意識を持った登録団体の数は年々減少しており、子育て関連の団体との関わりが少なくなっています。 | | |
| 今後の方向性 | 関係部署と連携をとり情報を得て、子育て団体との関係づくりに努めます。 | | |

| | | | |
|----------|---|-----|--------|
| 事業名 | 地域子育て支援拠点事業 | 所管課 | 子ども政策課 |
| 事業概要 | 地域子育て支援拠点事業施設において、子育て不安に対する相談、助言や子育てサークルへの支援等、在宅の子育て家庭に対する育児支援を行います。 | | |
| 第1期計画の検証 | 転入者や核家族化に伴い子育てに不安や悩みを持つ保護者も増加しているため、子育てに係る相談の機会を増やし、安心して子育てができる環境整備が必要です。 | | |
| 今後の方向性 | 広報すずか、地域情報誌、ラジオ広報などの様々な媒体を使った総合的な情報発信を継続的に行うほか、市民が集うイベントに積極的に参加し、子育て支援に関する啓発及び情報発信の拡充を図ります。また、市民のニーズを踏まえ「子育て応援サイト きら鈴」をスマートフォン対応にし、見やすく、使いやすいものにする事で、閲覧機会の拡充につなげ、この事業を必要とする市民に対し、積極的な周知に努めます。 | | |

| | | | |
|----------|--|-----|--------|
| 事業名 | 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業) | 所管課 | 子ども政策課 |
| 事業概要 | 育児の支援を受けたい人と行いたい人を会員とするファミリー・サポート・センターにより、保育所(園)等までの送迎、保育所(園)閉所後の一時的な預かり等、育児についての助け合いを行います。 | | |
| 第1期計画の検証 | 細やかな保育ニーズを満たす相互援助活動として、適切な事業実施を図りました。 | | |
| 今後の方向性 | 提供会員の安定的な確保が必要なため、提供会員養成講座の開催や広報での周知など、あらゆる機会をとらえて、会員の確保を図ります。また、児童扶養手当の年齢到達通知に「提供会員の募集」を同封し、提供会員の確保に努めます。 | | |

| | | | |
|----------|--|-----|--------|
| 事業名 | 市民、地域団体との連携の促進 | 所管課 | 子ども政策課 |
| 事業概要 | 子育て支援に関する調査、研究及び事業の推進に当たり、様々な機会をとらえて、市民や地域活動団体との連携を図ります。 | | |
| 第1期計画の検証 | 子育ての悩みや不安を抱える保護者が増加し、子育ての孤立化の未然防止や、不安の解消が課題です。また、2018(平成30)年度に、子育て支援をテーマに「子育て・子育てマイスター養成講座」を開催し、地域の子育て支援に関わる人材育成に努めましたが、今後も連携について、検討することが必要です。 | | |
| 今後の方向性 | 地域で活動する子育て支援団体への情報提供や意見交換等、積極的に実施するとともに、子育て・子育てマイスターの構成員として、子育て支援センター、つどいの広場の職員、地域の子育て支援に関心の高い市民、地域団体等とともに活動ができるよう取り組みます。 | | |

| | | | |
|----------|--|-----|--------|
| 事業名 | 園庭開放（保育所・園） | 所管課 | 子ども育成課 |
| 事業概要 | 保育所（園）の園庭を開放し、保育所（園）の子どもと地域のこどもがふれあいながら遊び、また保護者間の交流を図ります。 | | |
| 第1期計画の検証 | 地域住民への定着はある程度図られていますが、年ごとに代わる保護者への認知度の向上が課題です。 | | |
| 今後の方向性 | 市広報紙やHP、地域の回覧等による活動内容のPRの強化を図るとともに、効果的なPR方法の検討を行い、効果が見込める方法については積極的に取り入れていきます。 | | |

| | | | |
|----------|--|-----|---------|
| 事業名 | 児童委員・主任児童委員活動支援 | 所管課 | 健康福祉政策課 |
| 事業概要 | 担当区域内の児童、妊産婦及びその家族等が抱える諸問題について相談に応じ、問題に応じて利用できる制度、施設、サービス等について助言し、問題の解決に努めます。 | | |
| 第1期計画の検証 | 民生委員・児童委員の活動件数が見込みより多くなり人手不足が問題となっています。3年ごとの改選に向けて、地域における人材育成や確保などが必要で | | |
| 今後の方向性 | 民生委員・児童委員制度の周知を図り、必要性の理解を深めるために、広報への掲載等を行います。また、委員活動を円滑に行えるよう、行政、市社会福祉協議会、地域包括支援センター等関係機関との連携を強化し、支援に努めます。 | | |

施策目標③ 仕事と生活の調和の実現

| | | | |
|----------|--|-----|-----|
| 事業名 | 特定事業主行動計画の推進 | 所管課 | 人事課 |
| 事業概要 | 次世代育成支援対策推進法に基づき、職員のニーズを反映した「仕事と子育ての両立支援」や「働き方の見直し」等の行動計画を策定し、職場環境の整備を推進します。 | | |
| 第1期計画の検証 | 第2次鈴鹿市特定事業主行動計画に掲げる数値目標のうち、配偶者の出産に伴う男性職員の出産補助休暇及び育児参加休暇の取得率等の項目について、目標達成に向けて引き続き取得促進に努めることが必要です。 | | |
| 今後の方向性 | 子育て支援週間を中心に、全職員に対して休暇制度等を周知するとともに、休暇を取得しやすい体制づくりをめざします。 | | |

| | | | |
|----------|--|-----|---------|
| 事業名 | 男女共同参画推進事業 | 所管課 | 男女共同参画課 |
| 事業概要 | 男女が共に仕事と家庭の両立ができるよう、鈴鹿市男女共同参画基本計画に基づき、市民や企業に対して各種講座や講演会、イベント等による啓発に取り組みます。 | | |
| 第1期計画の検証 | 女性活躍推進のためには女性だけでなく男性に対する啓発も必要ですが、男性対象のセミナーには参加者が集まりにくいことが課題です。 | | |
| 今後の方向性 | 男性の参加しやすい内容等を調査、検討し、周知方法なども考えながら、引き続き男女共に参加できる企画や啓発を進めていきます。 | | |

| | | | |
|----------|--|-----|-------|
| 事業名 | 育児休業制度等の普及・啓発 | 所管課 | 産業政策課 |
| 事業概要 | 市民や市内に本社をもつ事業者に対し、広報活動を通じて、育児休業制度の趣旨理解と制度普及を促進します。 | | |
| 第1期計画の検証 | 育児休業制度の利用状況は増加している一方で、職場の理解を得ることができず、利用できない方や退職を余儀なくされる方が一定数存在します。 | | |
| 今後の方向性 | 社会全体として育児休業制度の趣旨理解がより一層広まるような広報活動に取り組んでいきます。 | | |

2 子ども・子育て会議 委員名簿

| 構成区分 | 氏名 | 団体における役職名等 |
|-----------------|------------------------|----------------------------|
| 学識経験者 | 上田 慎二 (H29.2~H31.3) | 鈴鹿大学/こども教育学部准教授 |
| | 田口 鉄久 (H31.4~) | 鈴鹿大学/こども教育学部教授 |
| 医療関係者 | 駒田 幹彦 | 鈴鹿市医師会/理事 |
| 事業主代表 | 加藤 裕樹 (H29.2~R2.2) | 鈴鹿商工会議所/青年部元会長 |
| | 清水 雅恵 (R2.2~) | 鈴鹿商工会議所/女性部会長 |
| 労働者代表 | 井ノ口 智士 | 鈴鹿地区労働者福祉協議会/副会長 |
| 福祉教育等 関係団体 | 會澤 早紀 (H29.2~R2.2) | 鈴鹿市社会福祉協議会 |
| | 曾根田 忍 (R2.2~) | 鈴鹿市社会福祉協議会 |
| | 林 和枝 | 鈴鹿市民生委員児童委員協議会連合会/主任児童委員部長 |
| | 山中 幹雄 (H27.5~H31.3) | 鈴鹿私立保育連盟/副会長 |
| | 青木 啓道 (H31.4~) | 鈴鹿私立保育連盟/会長 |
| | 服部 高明 | 鈴鹿市私立幼稚園協会/会長 |
| | 伊藤 智美 | 鈴鹿市無認可保育園連絡協議会 |
| | 近藤 真奈美 | 鈴鹿市学童保育連絡協議会 |
| 市民、保護者等 の関係者 | 青山 真穂 (H29.2~R2.2) | 保育所保護者代表 |
| | 山際 みや (R2.2~) | 保育所保護者代表 |
| | 土屋 久子 (H29.2~R2.2) | 幼稚園保護者代表 |
| | 上村 奈都紀 (R2.2~) | 幼稚園保護者代表 |
| | 伊東 亜矢子 (H29.5~R2.2) | 鈴鹿市PTA連合会 |
| | 田中 成美 (R2.2~) | 鈴鹿市PTA連合会 |
| | 田城 朋子 | 鈴鹿子ども支援ネットワーク |
| | 秋葉 美香 (H29.2~R2.2) | 市民代表（公募） |
| | 岡田 聖子 (R2.2~) | 市民代表（公募） |

| 構成区分 | 氏名 | 団体における役職名等 |
|---------|-------------------------|-------------|
| 行政機関関係者 | 芝田 登美子 (H29.5~H31.3) | 三重県鈴鹿保健所 |
| | 水野 正宏 (H31.4~) | 三重県鈴鹿保健所 |
| | 山本 智佳央 (H29.5~H31.3) | 三重県北勢児童相談所 |
| | 牧戸 貞 (H31.4~) | 三重県鈴鹿児童相談所 |
| | 篠原 政也 (H29.2~R2.2) | 鈴鹿市立小中学校校長会 |
| | 吉川 佳男 (R2.2~) | 鈴鹿市立小中学校校長会 |

第2期鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画

発行日 令和2年3月
発行元 鈴鹿市子ども政策部子ども政策課
〒513-8701
三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号
TEL 059-382-7661(直通)
FAX 059-382-9054
<http://www.city.suzuka.lg.jp>

